

# 松 戸 市 報

## 目 次 (市報第一號)

- 市長挨拶……………(一)
- 市議員議長祝辭……………(二)
- 市長年頭の言葉……………(三)
- 市役所各課配置圖……………(五)
- 市行政機構圖解……………(七)
- 分掌條例……………(八)
- 分掌條例施行細則拔萃……………(九)
- 市役所職員錄……………(四)
- 市議會議員氏名……………(三)
- 市議會事務局職員……………(三)
- 監査委員……………(三)
- 選舉管理委員……………(三)
- 全 事務局職員……………(三)
- 農地委員氏名……………(三)
- 農地委員會職員錄……………(三)
- 農地調整委員氏名……………(三)
- 市國民健康保險連營協議會委員……………(三)
- 市公安委員會……………(三)
- 警察職員錄……………(三)
- 松戸小唄(歌詞)……………(五)
- 全 (曲譜)……………(六)

目 次

創 刊 號

昭和25年1月號  
每月15日發行

發行人  
千葉縣松戸市松戸1415  
松 戸 市 役 所  
電話松戸局  
1 9  
1 6 7  
3 2 3

(荻山印刷社印行)



（市長挨拶）

# 市報發刊に當つて

松戸市長 恩 田 明

戦後政治、經濟、文化等社會各般に亘る極めて動的な状態を續けて來た我が國は、今や民主々義の理想實現に長足の進歩を遂げ、地方自治体も中央集權的政治制度より地方分權制度へと大なる飛躍をなし完全なる自治政體の確立に着々とその歩を進めつゝある。

省り見れば當松戸市は市制施行後早や七年有餘、市民各位の不斷の努力と極めて眞摯なる協力とにより、東都の衛星都市としてその樞要なる地位を占め益々伸張發展しつゝあることは誠に御同慶の至りである。

申すまでもなく民主政治は、輿論政治とも稱せられ自治行政も亦その要諦に基礎を置くものである以上、常に市機關と市民との密接なる連繫があつてこそ眞の自治が約束されるものであり市民の創意によ

る自主的な活動が圖れるものであると思ふ。斯かる意味において本紙の發刊は大きな意義を持つものであり市民各位の充分なる關心を希望して熄まない。我々も亦常に市民へのよりよき利益機關として公に對して忠實に、そして明かるい住み良い松戸市とするため一層の誠意と努力を傾倒する所存である。

市公報の發刊も以上の觀點に立脚し、相互連繫の一環とするの意に外ならないものであり、寧ろ發刊の遲きを謝したい氣持ちである。

茲に松戸市公報發刊に當り、民主國家建設と市勢の強力なる躍進を衷心より念願しつゝ、私の發刊の言葉と致します。

## 市報の發刊を祝して

松戸市議會議長

渡 邊 兼 春

市報の發刊に當りまして、祝意を述べる機會を與へられたことは、私の最も欣幸とするところであり

ます。

顧みるに待望の市制が施行せられたのは、昭和十八年四月一日であります。當時は太平洋戦争の渦中に在り都市としての発展は何等見られなかつたのであります。當市は幸に大なる戦災も受けず、終戦後は東京都の衛星都市として着々産業面にも文化面にも都市としての体容が整い、今や人口五万餘を數うるに至り名實共に都市としての発展を遂げつ、ありますことは、洵に御同慶の至りであります。

然しながら松戸市將來の発展を期するためには、今後幾多の事業を爲さねばならないことは申す迄もありませんが、都市の發達を圖るには地方自治の確立こそ基礎であると存じます。

昭和二十二年四月新憲法の施行と共に地方自治法が施行せられてから茲に二年有餘月を經過いたし、一應は地方自治の体制は整い、その實効も着々收められつゝあるとは申しながら、住民自治の本旨に則り地方自治の眞精神を發揚し、國家再建の基盤たる都市の充實發展を圖るためには、なお不斷の努力と研鑽を要することで議事機關である私共は、行政機

— 2 —

關と相協力して市の發展に専念し、親愛なる五万市民の幸福に寄與することを誓うものであります。

願はくば市民各位には「遠くの政府より近くの役所」を信頼され、市民の役所、市民の政治である意味において充分關心を持たれ市の發展のため積極的な支援と協力を希望して止みません。

このときに當り、市行政の一般を市民に知悉して頂き以つて理解と御協力を頂くため、多年懸案であつた「松戸市報」の發刊を見ることは眞に時宜に適した意義深い企であり、衷心から欣びとするところであります。

ことに本市の發展を祈念しつゝ、市報の發刊を祝う言葉といたします。



## 昭和二十五年の新春を迎へて

松戸市長 恩 田 明

多事多難な昭和二十四年も終りを告げ、昭和二十五年の新春を迎へるに當り聊か所懐の一端を申述べたいと存じます。

顧みれば、私が市長に就任以來早くも二年有半の歳月が流れましたが、日頃市民の爲の住み良い民主的松戸市建設を念願として居るにかゝはらず幾多の悪條件に阻まれ、理想通りには行きませぬので淺學非才、唯だ力の足らざるを憂へるのみであります。

然し乍ら市議員諸氏を始め、市民各位の陰に絶大な御支援と御協力を得まして、大過なく新年を迎へるに至りました事を深く感謝致してゐる次第であります。

惟うに本年は講和會議を巡る内外の動きと、シャープ勸告を基調とする税制の改革は直接間接を問はず、自治行政に必然的な大變革が豫想されるのであります。民主政治の成否は、かゝつて地方自治發達の如何にあることを深く考へ、財政的な苦境に在る市の現状とは云へ、今年こそ市民の福利増進に一層の努力を拂ひ、私の念願と

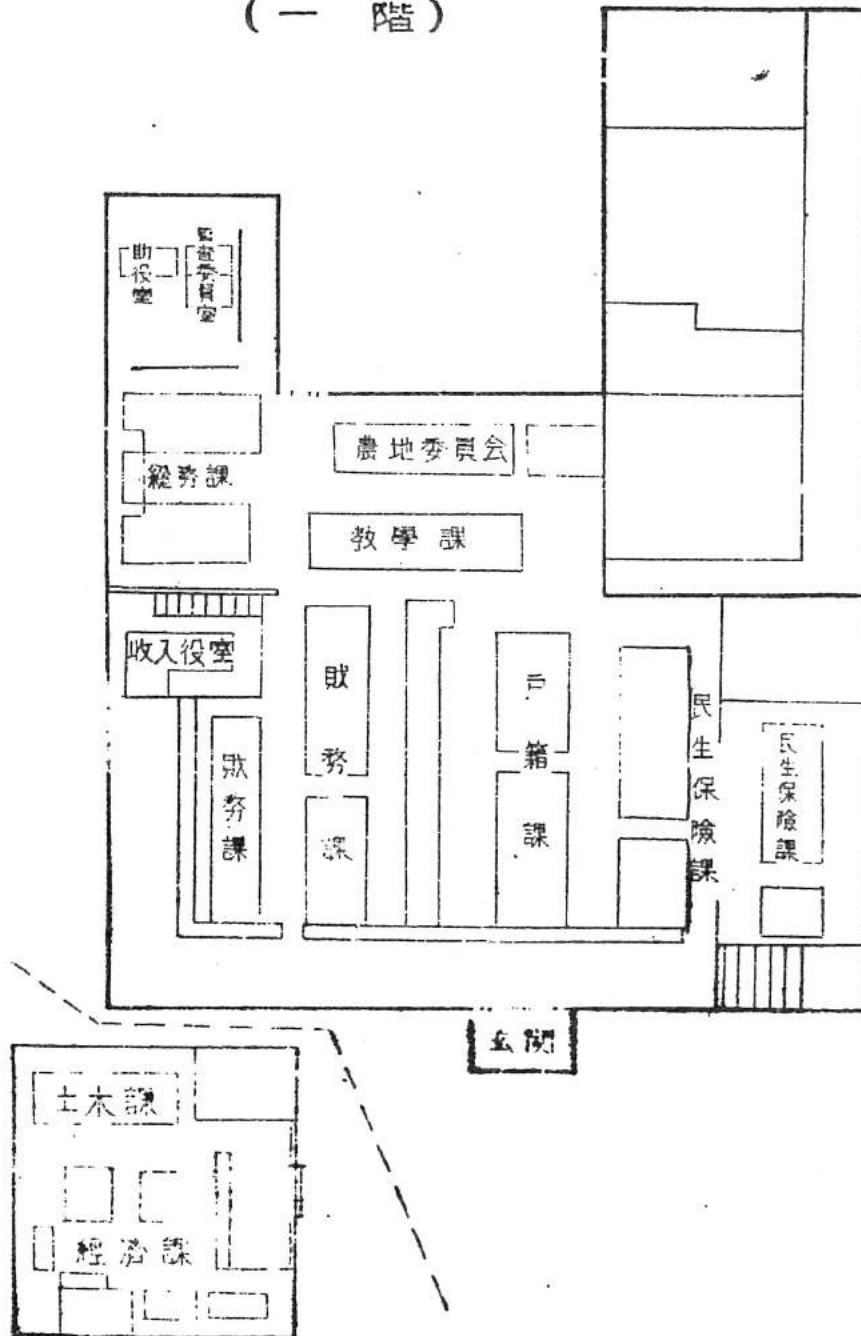
する安住の松戸市建設を強力に推進しようとして企圖致して居ります。

先づ教育行政に於いては、六三制完全實施に伴う二部教授の解消の爲の新制中學校々舎の整備並に腐朽小學校舎の改築と内容の充實土木行政に於いては、都市計畫の確立を目的とする道路の改修建設衛生行政においては各種傳染病の豫防絶滅及び市民の保健確保の爲の環境淨化の推進、經濟行政においては市民生活必需物資の圓滑なる需給及び農工生産の増強並に食糧の供出確保、民生保險行政に於ては、住宅問題の解決及び困窮者の扶助救済並びに國民健康保險の實施による市立綜合病院の建設、稅務行政については公正妥當なる課稅と徵稅体制の確立、警察消防行政については、市民の安寧秩序保持並に各種災害の豫防救済對策の強化確立、その他各種部門における國家施策に對する重要課題を出來得る限り早急に解決し、内において、更に職員の質の向上と公務を民主的且つ能率的に運営するよう努め、以て市民各位の御期待に副へべく渾身の努力を傾倒する覚悟であります。

何卒市民各位におかれても、現下官公署における事業運営には諸種困難が伴ふことを御察下され、市勢發達の爲に御援助と御協力とを切にお願ひ致すと共に、各位の御多幸と御健康を御祈り申上げて私の年頭の言葉と致します。

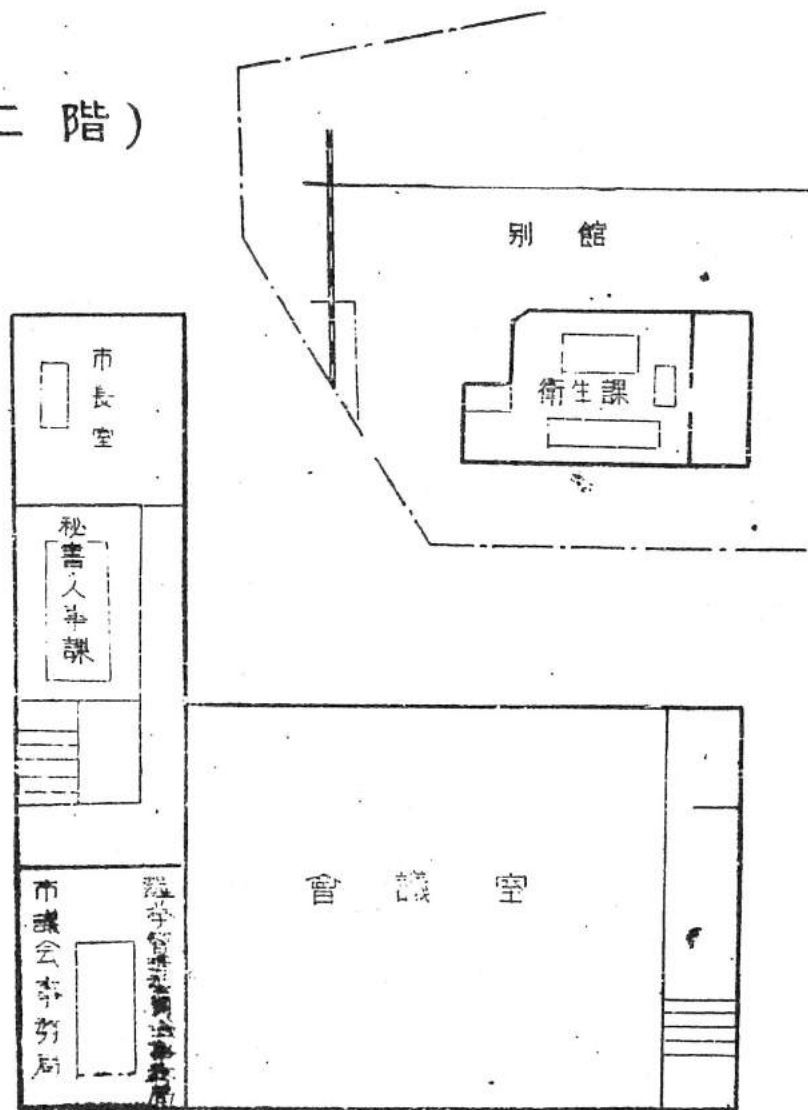
（市役所各課配置圖）

### 市 役 所 各 課 配 置 圖 （ 一 階 ）



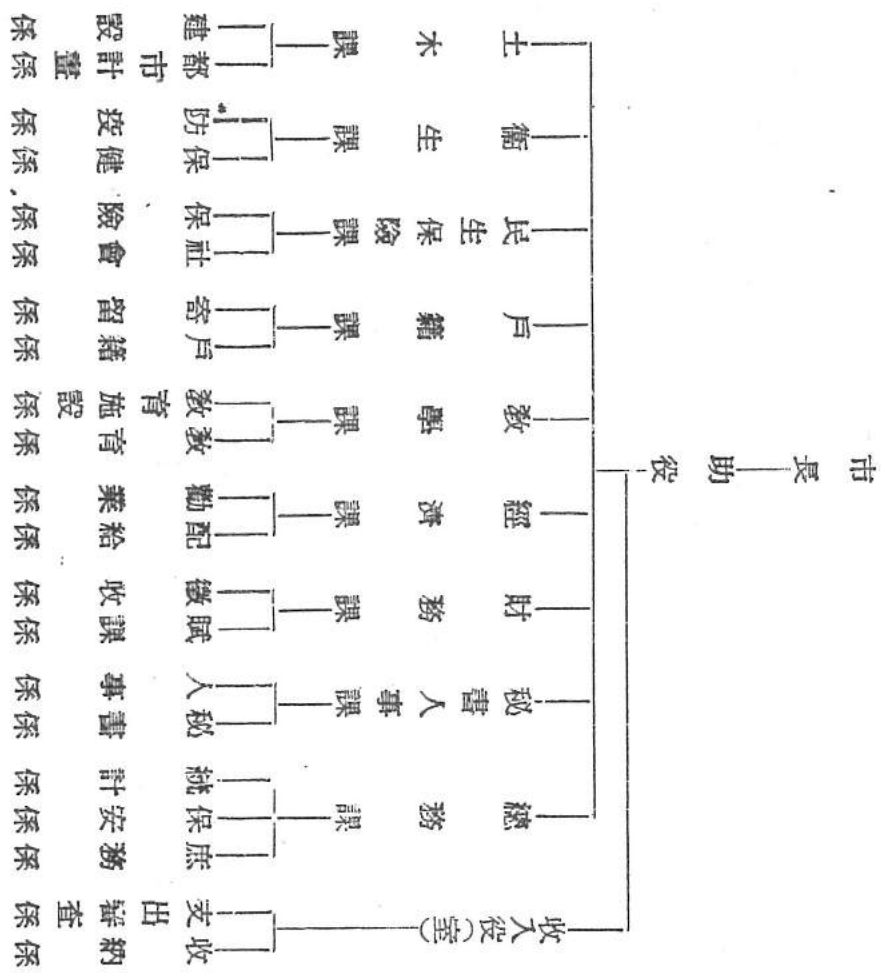
# 市 役 所 各 課 配 置 圖

( 二 階 )



（市役所各課配置圖）

市 行 政 機 構 圖 解



—(市行政機構圖解)—

（分掌條例）

○松戸市役所分掌條例

第一條 市役所に左の課を設ける。

収入 役 室

一、國縣稅、寄託出納に關する事項

一、市の經濟に屬する出納に關する事項

總 務 課

一、議會及び市の行政一般に關する事項

一、統計に關する事項

一、團體結社に關する事項

一、他の主管に屬しない事項

秘書 人事 課

一、秘書に關する事項

一、職員の進退及び身分に關する事項

財 務 課

一、縣稅及び市稅の賦課徵收に關する事項

一、稅外課入其の他財務に關する事項

經 濟 課

一、物資の配給及び物價の統制に關する事項

一、農業、工業、商業、森林及び水産に關する事項

教 育 課

一、教育學藝に關する事項

一、教育施設に關する事項

戸 籍 課

一、戸籍及び寄留に關する事項

民 生 保 險 課

一、社會に關する事項

一、援護に關する事項

一、國民健康保險に關する事項

衛 生 課

一、保健衛生に關する事項

土 木 課

一、土木に關する事項

一、都市計畫に關する事項

一、建築に關する事項

一、交通に關する事項

第二條 各課には市長が係を置くことができる。

第三條 各課係の分掌事務の細目、文書の處理、其の他必要な事項に關しては、市長がこれを定める。

附 則

この條例は、昭和二十四年七月一日から、これを施行する。



松戸市役所分掌條例施行細則抜萃

収入役室

收 納 係

- 一、縣税の寄託出納
- 一、市の經濟に屬する收納
- 一、市の給與にかゝわる勤勞所得税の徴收及び納付
- 一、金錢及び證券保管
- 一、市の給與にかゝわる健康保険料の徴收及び納付
- 一、決算報告
- 一、その他收納

……に關する事項……

支出審査係

- 一、市の經濟に屬する支出にかゝわる書類の審査
- 一、その他支出にかゝわる審査及び調査

……に關する事項……

總 務 課

庶 務 係

- 一、文書にかゝわる證明
- 一、文書の收受、發送及び保存編纂
- 一、法規類の加除訂正及び整理
- 一、市會との連絡
- 一、選舉管理委員會との連絡

（條例施行細則抜萃）

- 一、公布式並びに市報發行

- 一、條例、規則等の設定、改廢の審査並びに例規類集の編纂

- 一、歳入、歳出豫算

- 一、市債

- 一、企畫調整

- 一、市の境界區域

- 一、財産の取得及び管理處分

- 一、賣買貸借その他請負の統制

- 一、市有建築物の營修繕の統制

- 一、物品の出納保管

- 一、物品の購入及び修繕

- 一、不用品の處分

- 一、その他の主管に屬しない事項

……に關する事項……

保 安 係

- 一、警察消防

- 一、公職適否資格審査及び公職追放

- 一、危險物調査

- 一、漂流物

- 一、貯蓄獎勵

- 一、團體結社

- 一、資源の回收

- 一、その他保安

……に關する事項……

—(條例施行細則抜萃)—

統 計 係

- 一、人口動態調査
- 一、國勢調査
- 一、産業諸統計
- 一、勞務及び失業統計
- 一、市勢の調査及び市勢要覽
- 一、資源及び生産統計
- 一、その他統計

……に關する事項……

秘 書 人 事 課

秘 書 係

- 一、市長の秘書
- 一、廳中の儀式
- 一、褒 賞
- 一、涉外連絡
- 一、親展文書
- 一、訓令・内訓・達示
- 一、職印及び所印の管守
- 一、市有自動車管理
- 一、會議及び市營造物の使用許可
- 一、廳舎の自衛
- 一、その他秘書

……に關する事項……

人 事 係

- 一、職員の進退、集分、賞罰、服務
- 一、職員の俸給、給料手當等諸給與
- 一、職員の退職料、扶助料、退職金等
- 一、職員の教養、試験等
- 一、當 直
- 一、職員の親睦
- 一、健康保險の手續
- 一、廳中取締
- 一、その他人事

……に關する事項……

財 務 課

賦 課 係

- 一、市税、獨立税の賦課及び調定
- 一、縣稅附加税の賦課及び調定
- 一、市税、檢印及び鑑札
- 一、市税、諸收入の賦課及び調定
- 一、土地及び家屋台帳並びに名寄帳
- 一、公 圖
- 一、土地家屋の異動
- 一、財務にかゝる諸証明
- 一、その他縣市稅
- 一、その他賦課

……に關する事項……

徴 收 係

- 一、市税及び市税外諸収入の徴收
- 一、受註者諸収入の徴收
- 一、納税督勵並びに納税奨勵
- 一、滞納處分
- 一、納税組合
- 一、その他徴收

……に關する事項……

經 濟 課

配 給 係

- 一、生活必需物資の配給
- 一、配給人口及び異動調査
- 一、經濟事情調査
- 一、市民世帯調査
- 一、生活必需物資の調達
- 一、出荷督勵並びに連絡
- 一、その他配給及び調達

……に關する事項……

勸 業 係

- 一、農産物の供出割當及び督勵
- 一、農家還元米配給等
- 一、農作物増産技術普及指導
- 一、農林災害及びその豫防

—(條例施行細則拔萃)—

6

教 育 課

教 育 係

- 一、農業、林業、水産業及び畜産業の指導奨勵
- 一、歸農者
- 一、土地開墾及び開發
- 一、薪炭原木用材供出割當
- 一、肥料及び飼料配給
- 一、供出報償品その他生産にかゝる諸配給
- 一、公團並びに取扱業者登録
- 一、商工業の指導奨勵
- 一、商工団体との連絡指導
- 一、工藝美術品及び發明
- 一、度量衡取締及び指導
- 一、意匠、商標
- 一、開業、廢業
- 一、會社、工場生産調査
- 一、觀光事業推奨指導
- 一、勸業に屬する諸証明
- 一、その他勸業

……に關する事項……

- 一、市立學校の教育
- 一、學齡子女調査
- 一、學校衛生

—

（條例施行細則拔萃）

一一一

一、學校給食

一、授業料、入學料、考查料、保育料、入園料

一、教育統計

一、青少年團体

一、体 育

一、圖書館

一、公民館

一、社會教育

一、社寺、宗教

一、P・T・A

一、名所、舊蹟天然記念物

一、その他教育・學藝

……に關する事項……

教育施設係

一、學校建設及び營修繕

一、その他教育施設

……に關する事項……

戶 籍 課

戶 籍 係

一、戶 籍

一、後見人、保證人、破産管財人

一、改名及び歸化

一、本籍、受刑者、破産者、禁治産者及び準禁治産者

一、相續稅法第六十七條報告

一、陪審員

一、印鑑及び戶籍に係はる証明

一、身許調査

寄 留 係

一、入寄留及び出寄留の受刑者、破産者、禁治産者、準禁治産者

一、入寄留及び出寄留

一、身分住所その他寄留に係はる証明

……に關する事項……

民 生 保 險 課

社 會 係

一、社會救護救済

一、災害救助法による救助

一、行路病人、死亡人

一、精神病患者監護

一、少年感化及び釋放者救護

一、失業對策及び勞務の需給

一、授産及び授産場

一、市營住宅及び庶民住宅並びに借地

一、兒童福祉

一、共同募金

一、在留邦人の引揚

一、復員、未復員者及び在留邦人家族の授護

- 生活保護法による保護
- 民生委員
- その他厚生事業

……に關する事項……

保 險 係

- 國民健康保險の給付
- 國民健康保險料の徵收
- 國民健康保險病院
- その他國民健康保險

……に關する事項……

衛 生 課

保 健 係

- 傳染病豫防救治
- 市立傳染病院
- 乳幼児及び産婦の保健
- 兒童福祉法による母子の保健指導
- 飲食店營業取締
- 醫師、藥劑師、看護婦、助産婦等との連絡並びに指導
- 營業等に係はる衛生證明
- その他保健

……に關する事項……

防 疫 係

- 環境衛生
- 塵芥の處理
- 汚物清掃及び處分
- 清潔法

（條例施行細則抜萃）

- 家畜衛生
- 埋火葬認許
- 人口動態
- 墓地及び火葬場並びにその台帳
- 共同便所
- その他環境衛生

……に關する事項……

土 木 課

都 市 計 畫 係

- 國土計畫
- 都市計畫
- 道路事業受益者負擔
- 土地區劃整理
- その他都市計畫

……に關する事項……

建 設 係

- 土地收用
- 交通運輸
- 土木に關する工事の請負
- 土地、建物の評價
- 道路、橋梁、河川、溝渠、溜池、堤塘及び用悪水路
- 測量製圖
- 地積並びに土地境界
- 街路建設物及び埋設物
- 埋立護岸及び浚渫
- 建築物制限
- その他建設

……に關する事項……





(新制中學建設對策本部委員會職員)																
係	課	係	係	係	係	係	係	係	係							
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃							
副主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任							
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃							
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃							
書記補	書記	書記	書記	書記	書記	書記	書記	書記	書記							
恩田秀雄	田中進	坂寄禪榮	川井玉治	鳥海浩	新橋達雄	吉田實	野口卓也	村野敏雄	岩倉ちよ子	坂口正二	牧野千里	村野敏雄	宮間滿壽雄	富澤正邦		
係	係	係	係	係	係	係	係	係	係							
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃							
副主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任							
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃							
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃							
書記補	書記	書記	書記	書記	書記	書記	書記	書記	書記							
富田美智子	畑月一郎	大月一郎	稻葉かよ子	中山章	小山芳一	秋元豊方	ワニ部照明	長谷川つね	秋場衛	石崎正吾	大橋敏子	藤田眞	高階京子	竹内春男	竹村成子	和田田鶴子











### 松 戶 市 議 會 議 員 氏 名

(氏名上部の委員は分科委員名とする)

議 長	渡 邊 兼 春	副 議 長	野 村 知 一	文 教 委 員	宮 田 登	生 設 委 員	石 井 留 次 郎	建 設 委 員	大 塚 金 利	厚 生 委 員	稻 葉 節	文 教 委 員	齋 藤 新 作	建 設 委 員	渡 邊 好 一 郎	厚 生 委 員	東 風 石 松	建 設 委 員	川 井 輝 吉	厚 生 委 員	坂 本 正	都 市 計 畫 委 員	栗 山 富 太 郎	經 濟 委 員	戸 張 眞 一	建 設 委 員	岡 田 忠 信	財 政 委 員	鈴 木 喜 八	文 教 委 員	深 山 榮 一	建 設 委 員	玉 井 光 太 郎
-----	---------	-------	---------	---------	-------	---------	-----------	---------	---------	---------	-------	---------	---------	---------	-----------	---------	---------	---------	---------	---------	-------	-------------	-----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	-----------

經 濟 委 員	安 藤 源 松	財 政 委 員	山 本 政 藏	文 教 委 員	湯 淺 槌 藏	都 市 計 畫 委 員	鈴 木 岩 次 郎	經 濟 委 員	中 村 善 一	文 教 委 員	初 山 盛 三	建 設 委 員	木 川 新 次 郎	厚 生 委 員	片 岡 貢	財 政 委 員	椎 名 宗 康	厚 生 委 員	秋 谷 廣 吉	文 教 委 員	星 野 愼 平	文 教 委 員	山 口 唯 永	局 長	主 事	入 島 長 衛	書 記	成 富 雄	部 修
---------	---------	---------	---------	---------	---------	-------------	-----------	---------	---------	---------	---------	---------	-----------	---------	-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	-----	-----	---------	-----	-------	-----

#### ○ 市 議 會 事 務 局 職 員

書 記 長	主 事	成 富 雄
書 記	成 富 雄	部 修

#### ○ 選 舉 管 理 委 員 會

##### 事 務 局 職 員

委 員	小 泉 正 夫	委 員	柴 田 周 藏	委 員	林 菅 一 郎	委 員	相 川 慶 太 郎	補 充 員	吉 岡 捨 五 郎	補 充 員	湯 淺 多 一 郎	補 充 員	小 松 誠 一	補 充 員	伊 原 潤
-----	---------	-----	---------	-----	---------	-----	-----------	-------	-----------	-------	-----------	-------	---------	-------	-------

#### ○ 監 查 委 員 氏 名

補 助 職 員	山 崎 久 雄	渡 邊 好 一 郎
書 記	成 富 雄	部 修

〃 (兼) 鈴 木 敬 一 郎  
〃 福 山 經 子

一 (議會・其ノ他名簿) 一



—(委員會名簿・警察職員錄)—

公益代表 會長 椎 名 宗 康

副會長 中 村 善 一

星 戸 野 張 眞 一 平

○松戸市公安委員會

委員長 根 本 武

委員 太 田 安 雄

幹事 (兼)大 川 好 之 助

書記 (兼)小 林 梅 作

(兼)神 成 富 雄

警察職員錄

(二五、一、一、現在)

警察長 警 視 大 木 梅 進

次長 警 部 小 林 梅 作

○警務會計課

課長 警 部 補 花 見 一

主任 巡 査 部 長 秦 野 吉 明

係 巡 査 御 園 吉 雄

婦 警 後 藤 入 重 子

○警六、交通、教養課

課長 警 部 補 宮 本 節 夫

主任 巡 査 部 長 鳴 原 春 治

係 (兼)秦 野 明 雄

巡 査 (兼)中 島 輝 一

書記 郡 司 康 一

電 話 日 野 サ ト リ

○防犯統計課

課長 警 部 補 高 橋 新 作

主任 巡 査 部 長 高 橋 庄 作

視 察 係 角 田 敏 一

巡 査 岡 本 俊 進

玉 澤 美 和 司

鈴 木 榮 司

○警備課

課長 警 部 補 伊 藤 竹 美 男

主任 巡 査 部 長 廣 山 好 郎

係 巡 査 山 崎 治 郎

婦 警 石 井 澄 子

○搜查鑑識課

課長 警 部 補 大 山 勘 清

主任 巡 査 部 長 加 藤 形 勸

係 長 齋 藤 廣 嗣

巡 査 飯 田 好 雄

刑 事 係 濱 野 敏 治

鴉 飼 恒 雄

張 替 和 雄

鈴 木 博 昂

野 田 博 行

伊 藤 中 輝 剛

田 中 輝 剛

白 梨 靜 雄

高 梨 靜 雄

婦 警 小 林 喜 代 志

書 記 伏 木 喜 代 志

巡 査 淺 野 敏 雄

看 守 岡 田 脩 二

○矢切巡査派出所

巡 査 小 峰 早 苗

小 峰 早 苗

小 峰 早 苗





# ☆ 松 戸 小 唄

大 木 惇 夫

1

花はくれない のぞみ 希望はみどり  
 榮えて伸びゆく 松戸の春よ  
 君を待まつ土どの戸定が丘で  
 見れば さくらの朝曇り

いつそ降るなら 手に手をとつて  
 滯れてゆきたい 春雨橋を

今ぢや自由の鐘が鳴る。

2

夏はずかしい江戸川づつみ  
 越えて集る松戸の夜よ  
 水に螢の焚く火をうけて  
 清く流れて夜明けまで

いつそ逢うなら舟から舟へ  
 釣りを交はさうハモニカ吹かう  
 今ぢや平和の夢が咲く。

3

土のみのりの穫り入れ頃は  
 わけて豊かな松戸の秋よ  
 ふたり逢う瀬の葛飾橋で  
 見れば さらさら黄こがねなみ金波

いつそ逢うなら 稻刈り終へて  
 歌ひ踊ろよ 豊年祭  
 なんと樂園 胸も鳴る。

4

西は富士が嶺 北には筑波  
 いつも晴れゆく 松戸の空よ  
 老舗しにせつづきの賑う街へ  
 来るよ 寶のかねくるま金車

いつそ住むなら 住吉あたり  
 添うて爐ばたの雪見の團まじい樂  
 郷土文化の鐘を聴く。

（松戸小唄）

# 松戸小唄

大木 惇夫 作詞  
飯田 徳夫 作曲

うきうきと。はずんで。

はなは くれなし  
なつは すゞし  
つちの みのり  
にしは ふじが

うきうきと。はずんで。

のこみは めどり はえの のひゆく まつと の は る  
えどが わづみ こえて あつまる まつと の は る  
とりいれ ごうは こわけて ゆたかな まつと の あ さ  
きだに ほつくば いつも はれゆく まつと の さ ら

ね ね ね  
 ね ね ね  
 ね ね ね

ね ね ね ね ね ね ね ね ね ね  
 ね ね ね ね ね ね ね ね ね ね  
 ね ね ね ね ね ね ね ね ね ね

み れ ば さ く ら の あ さ ぐ も り  
 き よ く な が れ て よ あ け ま て  
 み れ ば さ ら さ ら の こ か が ね ぐ な る み  
 く る よ た か ら の か ね ぐ る ま

い つ と お ろ ち ら くに て を と つ て ぬ れ と ゆ き た い  
 い つ と あ う な ら いか が ら と ふ ね へ ね り を か わ そ う  
 い つ と あ う な ら い ね が り お ね て つ た い お と う よ  
 い つ と す ぶ な ら す 水 よ し あ だ り そ う て う は た の

はるさの はしを いまじや しゆうの か わ が ぎ  
 ハミニの ふこう いましや へいわの は な か さ  
 ほつわんの まつり なんと うくえん む わ る な  
 ゆきみの まじい ゑうと ぶんか か ね ぎ

る —  
 る —  
 く —

# 松 戸 市 報

第 2 號

昭和25年2月號  
毎月15日發行

發行人 松戸市役所  
千葉縣松戸市松戸1415  
電話松戸局 19  
167  
323

(藍山印刷社印行)

## 目 次 (市報第二號)

- 條 例……………(一)  
社會教育委員設置條例
- 規 則……………(二)  
松戸市報發行規則
- 告 示……………(三)  
松戸市國民健康保險運營協議會委員  
の委嘱について  
松戸市條例設定請求について  
昭和二十五年第一回臨時急施市會の  
招集について
- 松戸市條例制定請求について  
松戸市財政狀況公表について  
昭和二十五年第一回臨時急施市會結  
果について
- 應 達……………(四)  
任免及辭令……………(一〇)
- 選舉管理委員會告示……………(一四)
- 市議會事務局告示……………(一六)
- 彙 報……………(一七)
- 廳中事項……………(二四)
- 松戸市役職員氏名……………(二五)
- 附・送りがなのつけかた……………(二七)

## 條 例

### ○松戸市條例第一號

「社會教育委員設置條例」を本市議會の議決を経て左の通り定める

昭和二十五年一月十二日

松戸市長 恩 田 明

### 社會教育委員設置條例

第一條 社會教育法第十五條の規定に基き本市に社會教育委員を置く

第二條 社會教育委員に關しては法令に規定するものを除く外この條例の定めるところによる

第三條 委員の定数は二十名とする

第四條 委員の任期は二年とする  
但し再任を妨げない

—(目次・條例)—

特別の事由があるときは任期中であつても市長はこれを解囑することができる

第五條 委員に缺員を生じたときは市長はこれを補充することができる

補缺委員の任期は前任者の残任期間とする  
第六條 委員の内から委員長及び副委員長を置く

委員長及び副委員長は委員の互選による  
委員長及び副委員長は再選を妨げない

別 表

費 用		辨 償	
鐵道賃	舟 賃	車馬賃 一杆について	一日について
二等賃費 (二等のない場合は三等)	二等賃費 (二等のない場合は三等)	五 圓	百五十圓
		宿泊料 一夜について	八 百 圓
		食卓料 一夜について	百 圓

規 則

○松戸市規則第二號

一松戸市報發行規則一を左の通り定める  
昭和二十五年一月二十四日

松戸市長 恩 田 明

第七條 會議は市長がこれを招集する

委員長は會議の議長となる

第八條 委員が公務のため出張したときは別表によりその費用を辨償する

第九條 會議その他必要な事項は委員の意見をきいて市長がこれを定める

附 則

この條例は、公布の日から、これを施行する

二 條例、規則、規程、廳達、告示、公告

條の市公文

三 豫算及び決算に関する事項

四 市事務、事業中市民に周知させ、又は一般公衆の参考となるべき彙報

五 人事に関する事項

六 その他必要と認めたる事項

第三條 市報は總務課において、これを編纂し、毎月一回定期にこれを發行する

但し必要があると認めるときは、隨時號外を發行することができる

第四條 各課、市議會事務局、選舉管理委員會、農地委員會及び市警察署に市報係を置く

第五條 市報は發行の都度、市會議員、監査委員、選舉管理委員、公安委員、各課、各出張所、市會事務局、農地委員會事務局、市警察署、市立高中小學校及び市立幼稚園

その他市長の必要と認めたる者に配付する

第六條 市報の發行について必要な事項は別に、これを定める

附 則

この規則は、公布の日から、これを施行する

松戸市報發行規則

第一條 本市の行政及び市勢に關する諸般の事項を周知させるため、松戸市報（以下市報という）を發行する

第二條 市報に掲載する主な事項は、左の通りである

一 議會に關する事項

告 示

○松戸市告示第一號

國民健康保險法第八條の十八の規定により本市國民健康保險運営協議會の委員は昭和二十四年第六回定例市會の議決を経て左の者とする

昭和二十五年一月十九日

松戸市長 恩 田 明

記

一 被保險者を代表する委員

任期二年の委員

松戸市下矢切一七九番地 高安新一郎

〃 根本二六八番地 森谷 孫吉

任期一年の委員

松戸市大字松戸一七七〇番地 相川慶太郎

〃 紙敷一一四四番地 湯淺 槌藏

二 醫師又は齒科醫師を代表する委員

任期二年の委員

松戸市大字松戸一二七一番地 野本 叔

〃 一七一二番地 倉田 耕

任期一年の委員

松戸市大字松戸一七七四番地 坂本健次郎

三 公益を代表する委員

任期二年の委員

○松戸市大字松戸一二〇一番地 椎名宗康

〃 外河原一〇五番地 中村善一

任期一年の委員

松戸市傳兵衛新山三三番地 戸張眞一

〃 金ヶ作二九五番地 星野惣平

(○委員長 ○副委員長)

○松戸市告示第二號

松戸市條例設定請求について

昭和二十五年一月三十日松戸市相模台、平野威馬雄氏外二十名連署をもつて地方自治法第七十四條第一項及び同法施行令第九十一條第一項の規定により「松戸市公會堂設置及び使用條令」制定請求代表者證明書の交付請求があつたので同年二月一日左記の者に請求代表者證明書を交付した

昭和二十五年二月一日

松戸市長 恩 田 明

記

松戸市相模台

松戸市根本二四

松戸市松戸一〇六八

松戸市根本五〇一

平野威馬雄

佐 山 直

植 松 喬

薄 江 徳 明

松戸市胡録台住宅

松戸市日暮七〇〇

松戸市根本四五八

松戸市松戸一二八七

松戸市松戸一〇七〇

松戸市松戸一三九四

松戸市農専寮内

松戸市小山三一九

松戸市小山三三三

松戸市小山二六四

松戸市上本郷二六四七

松戸市古ヶ崎八二五

松戸市相模台

松戸市松戸一七八〇

松戸市相模台八の三

松戸市松戸一〇七〇

山 村 進

原 安 佑

神 山 利 夫

日 野 三 男

田 中 移

柴 田 周 藏

伊 藤 由 登

金 子 千 代 松

鈴 木 喜 久 雄

安 藤 岩 次 郎

山 崎 修 一

小 林 孝

諏 訪 部 晃

米 山 良 貞

中 村 仲 藏

平 井 元 輔

○松戸市告示第三號

左記事件について二月四日(土曜日)午前十時本市會議室に昭和二十五年第一回臨時急施市會を招集する

昭和二十五年二月二日

松戸市長 恩 田 明

記

一 松戸農商高等學校縣立移管について

（告 示）

○松戸市告示第四號

松戸市條例制定請求について

昭和二十五年一月三十日松戸市根本四八八秋谷時造氏より地方自治法第七十四條第一項及び同法施行令第九十一條第一項の規定により「松戸市公賣堂設置及び使用條例」

制定請求代表者證明書の交付請求があつたので同年二月二日請求代表者證明書を交付した

昭和二十五年二月二日

松戸市長 恩 田 明

○松戸市告示第五號

本市の昭和二十四年七月一日より同年十二月三十一日までの財政状況は左表のとおりである

昭和二十五年二月一日

松戸市長 恩 田 明

一、収入及び支出の概況

（昭和二十四年十二月三十一日現在）

款	昭和二十四年		昭和二十四年		内						差引過不足△印減
	當初豫算	十二月末現計豫算	十二月末現在	六月以前	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	
一、市 税	五六、〇三、二〇	七〇、七八、八三〇	四四、八七、四三三・六	八、三三、三六七・九	八、七九、九三三・九	一、三三、九一六・八〇	一、八四、八五二・八	二、七九、四四三・三〇	一〇、七四、五〇三・二〇	一〇、九三、七二七・二	△二五、九六八・三九六・八
二、公營企業及財産収入	一、四七、	五六、八七〇	七三、三四一・七〇	—	—	—	—	—	—	七三、三四一・七〇	△四九四、五二八・三〇
三、分擔金及負債金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△二〇、〇〇〇
四、使用料及手数料	一、二六、八八〇	一、二六、八八〇	八七、二八九・八六	二六八・五九〇・八六	一四四・八二七・〇〇	三九、七九五・三〇八・二	九〇、四〇〇・八三、三九〇・〇〇	一一七・〇八三・八〇	一三〇・八六〇・〇〇	—	△四三、一九〇・一四
五、國庫支出金	一五、二〇〇、三三〇	一六、二六、五二〇	五、六九八、一九〇・〇〇	九六〇・二六四・〇〇	一、八〇、〇〇〇・〇〇	二、七九三・五一八・〇〇	二六〇・〇〇〇・〇〇	一三三・五八二・〇〇	一九、八五〇・〇〇、三六〇・〇〇	—	△一〇、五四〇・四〇一・〇〇
六、縣支出金	二、八九三、九三〇	四、八六、八六〇	一七六、八三三・六九	六、六八四・九三二・二	二、七三二・二二、七三二・二	七三三・二八	六、八九六・〇〇	八、八七三・八六〇、九六三・七〇、三六七・五八	—	—	△四、六四〇・〇九三・二
七、寄附金	—	一八、八八三、〇〇	六、五八四、九二七・六	—	八九〇・五〇〇・〇〇	—	一、七二〇・〇〇〇・〇〇	—	二〇〇・〇〇〇・〇〇	四、一五四・四八七・七	△二二、三八八・〇九三・二







八 月	四、二四〇、〇五四二八	九、八九一、〇九一六六	△ 五、六五一、〇三七三八
九 月	四、〇五五、三四〇〇一	七、八三〇、七三六〇七	△ 三、七七五、三九六〇六
十 月	三、〇二八、一五四二四	四、六七九、五七二七一	△ 一、六五一、四一八五七
十 一 月	一〇、七六四、四〇五二二	九、二五〇、二七二四六	一、五一四、一三三七六
十 二 月	一五、八六八、八八一九〇	一八、九六一、九七三四九	△ 三、〇九三、〇九一五九
合 計	六四、四四五、二九九八七	七〇、八四八、二五〇四八	△ 六、四〇二、九五〇六一

### 二、住民負擔の概況

人口及び世帯は、昭和二十三年八月の常住人口調査によると人口は五萬四千五百拾參人、世帯は壹萬貳百四拾六戸である。

1 現在判明したものの

豫算別	區分		總額に對して	
	市税に對して	その他に對して	一人當	一世帯當り
昭和二十四年十二月 現計豫算	一、二六五	一、一〇七	二、三〇五	一、二七五
十二月末收入済	八三三	三、六〇六	七、四六〇	一、八三〇
	四、三七四	五、八九四	一、二〇五	一、二七五

## 2 將來の見込について

昭和二十四年度一般会計豫算は、すでに壹億參千萬圓を越え、今後貳百萬圓前後追加されると豫定される。此の場合、總額に對して一人當り二、四〇六圓、一世帶當り一二、七九九圓となる。又市税に對しては一人當り一、二九九圓、一世帶當り六、九〇九圓を超えるものと豫想される。

## 三、公營事業の經理狀況について

本市においては八月十日招集の第四回定例市會において公衆浴場の設置が議決され、誠意これが完成に努力した結果十一月三十日竣工し十二月五日開業のはこびとなつた。開場以來の収入は十二月六日より同月三十一日まで拾貳萬圓、支出は四萬八千圓で、七萬餘圓の収入を上げておる。又市營住宅があるが本住宅は建設以來相當の年月を経ており年度収入見込(家賃)は十二月末までで參萬八千四百拾貳圓で、この収入をもつてしては、とうてい修繕もなし得ないので現在は居住者の負擔としておる。

## 四、財産、公債及び一時借入金現在高 (昭和二十四年十二月末現在)

## 1 財産 現在 高

財産の主なるものは別表一のとおり、市有建築物及び土地であつて、それらの時價見積額は、建物にあつては、三三、〇八五、四八九圓、土地にあつては、五、〇六九、八六六圓九三錢。全員及び有價證券にあつては一九、三八五圓九〇錢。計三八、一七四、七四一圓八三錢であるが、本年度は新制中學校、浴場の建設にともない増加をみたが、これにより生ずる収入は市營住宅及び市有建築物の使用料四萬貳千六百餘圓、浴場収入一日五、〇〇〇圓(十二月中は二十四日間)計一六二、六〇〇圓にすぎない。

市 有 財 産 (土地之部)					
名 稱	所 在	坪 數	見積單價	時 價	
		坪	圓	圓	
中部小學校敷地	松 戸 1,310	2,509.50	250.00	626,875.00	
南部 " "	小 山 107	3,998.00	200.00	799,600.00	
北部 " "	根 本 213	3,102.00	200.00	120,400.00	
矢切 " "	中矢切 520	1,594.41	150.00	239,461.00	
馬橋 " "	馬 橋	2,953.00	100.00	295,300.00	
高木第二 " "	五香六實 197	990.00	80.00	79,200.00	
第六中學校 "	小山淺間台	6,995.23	217.34	1,520,350.43	
松戸公共職業安定所 "	松 戸 1,316	162.00	300.00	48,600.00	
松戸傳染病院 "	松 戸 552	502.00	100.00	50,200.00	
塵芥處理場 "	上本郷 569	339.00	100.00	33,700.00	
市營住宅 "	古ヶ崎合川	1,191.00	200.00	238,200.00	
高木第一出張所 "	金ヶ作 223	449.00	150.00	67,350.00	
元火葬場 "	松 戸	352.00	200.00	70,400.00	
市營浴場 "	小根本	144.95	200.00	28,990.00	
市警察署 "	松 戸 1,749	635.00	300.00	190,500.00	
道 路 "	—	258.00	110.00	25,800.00	
雜 種 地	—	36.00	50.00	1,800.00	
そ の 他	—	2,234.00	68.00	133,440.00	
計				5,069,866.93	

一(告

示)

九

— 5 —

市 有 財 産 (建物之部)						
所在地名簡	構 造	棟數	總坪數	見積單價	時 價	
松戸市松戸1,115 市 廳 舎	木造スレート葺二階建 一部平家	3	坪 185.00	圓 4,500.00	圓 832,500.00	
高塚新田 東 部 出 張 所	木造ルーピング葺平家建	1	16.94	2,300.00	38,962.00	
馬橋1,727 馬 橋 出 張 所	木 造 瓦 葺 平 家 建	1	33.00	4,500.00	148,500.00	
金ヶ作小作台 高 木 出 張 所	木 造 萱 葺 平 家 建	1	43.75	2,000.00	87,500.00	
松戸1,316の3 公 共 職 業 安 定 所	木 造 瓦 葺 平 家 建	2	86.50	2,500.00	216,250.00	
明穂作552 松 戸 市 傳 染 病 院	木 造 ス レ ー ト 葺 平 家 建	5	184.67	2,000.00	249,340.00	
小根本332 松 戸 市 公 衆 浴 場	〃	1	43.75	25,000.00	1,218,750.00	
松戸1,315 公 益 質 屋	木造瓦葺 階建 一部平家	3	52.50	3,500.00	183,750.00	
古ヶ崎合川259 市 營 住 宅	木 造 瓦 葺 平 家 建	29	296.25	3,000.00	888,750.00	
上本郷 農 芥 焼 却 場	一棟 木造 亜鉛葺 平家 その他	5	47.81	1,000.00	47,810.00	
明治天皇御聖跡 保 存 建 物		1	16.00	2,000.00	32,000.00	
宮前町 警 察 廳 舎	木造瓦葺 モルタル塗 二階建	6	428.56	10,000.00	4,285,600.00	
宮前町 派 出 所 及 び 住 宅	木 造 瓦 葺 平 家 建	8	110.10	3,000.00	330,300.00	
消 防 會 館	木 造 瓦 葺 二 階 建	1	60.00	9,000.00	540,000.00	
上本郷2,677 農 商 高 等 學 校	木 造 瓦 葺 平 家 建 〃 スレートの	5	321.75	2,500.00	754,375.00	
松戸1,322 中 部 小 學 校	木造瓦葺二階建 同平家 同スレート平家 同亜鉛平家建	8	904.50	2,500.00	2,261,250.00	
小山48 南 部 小 學 校	木造 スレートの葺 二階建 〃 平 家	4	822.50	2,500.00	2,056,250.00	
根本217 北 部 小 學 校	木造 スレートの葺 二階建 〃 平 家 建	3	930.00	2,500.00	2,325,000.00	
高塚新田282 東 部 小 學 校	木 造 瓦 葺 平 家 建	4	406.00	2,000.00	812,000.00	

一(告

示)

（告 示）

所在地名稱	構 造	棟數	總坪數	見積單價	時 價
金ヶ作122 高木第一小學校	木造瓦葺平家建	1	坪 306.00	圓 2,300.00	圓 703,800.00
五香六實一文字 高木第二小學校	木造スレート葺平家建 " 瓦葺 "	2	392.00	2,300.00	901,600.00
馬橋1,515 馬橋小學校	木造瓦葺平家建	6	579.00	2,300.00	1,331,900.00
矢切540 矢切小學校	木造瓦葺平家建 同亜鉛 葺 同スレート葺	6	217.50	2,300.00	500,250.00
馬橋南龍房3085 第三中學校	木造瓦葺平家建	4	442.75	10,000.00	4,427,500.00
高塚新田清原350 第五中學校	木造スレート葺二階建 " 平家建	5	357.65	10,000.00	3,576,500.00
五香六實 第四中學校	木造セメント瓦葺平家建	5	325.00	9,000.00	2,925,000.00
松戸1,037 幼稚園	木造瓦葺平家建	1	57.00	2,500.00	142,500.00
元工兵學校跡 第一中學校	木造瓦葺二階建	4	507.00	2,500.00	1,267,750.00
計					33,085,429.00

一(告) 示一

2 公 債 現 在 高

債 名	借入先	當初借入額	未償還額	借入年月日	償還完了年月日	利率	備 考
債	借入先	當初借入額	未償還額	借入年月日	償還完了年月日	利率	備 考
土 木 費	大 藏 省	五、二〇〇圓	二、〇一四圓	昭和十年四月二十日	昭和二十八年三月一日	三分三厘	縣企業國道舗裝費
"	"	一三、〇〇〇	一、四九三圓	昭和十一年四月二十日	昭和二十五年二月一日	三分二厘	道路改修工事費
"	"	一九、六〇〇	一〇、三〇八圓	昭和十二年三月三十一日	昭和三十年二月一日	三分二厘	道路改修工事費
保 健 衛 生 費	遞 信 省	一〇、〇〇〇	三、二八六圓	昭和十三年五月二十日	昭和二十七年三月三十一日	四分一厘	塵芥處理場建設費
社 會 及 勞 働 施 設 費	大 藏 省	一五、〇〇〇	四、七二五圓	昭和八年十一月三十日	昭和二十七年三月一日	三分二厘	公益質屋資金特別會計
"	保 險 院 簡 易 保 險 局	三、〇〇〇	八九六圓	昭和十一年五月一日	昭和三十年三月三十一日	四分二厘	公益質屋運轉資金特別會計
"	"	五、〇〇〇	一、六四三圓	昭和十三年一月二十七日	昭和二十八年三月三十一日	四分一厘	公益質屋運轉資金特別會計
土 木 費	千 葉 縣	二〇、〇〇〇	一〇、九七〇圓	昭和十九年三月三十一日	昭和二十八年三月	四 分	市道路改修工事費
市 職 員 特 別 一 時 金 支 拂 資 金	" (轉貸)	一八、七〇〇	一三、九五三圓	昭和二十二年	昭和二十五年二月一日	四 分	
"	"	一八、〇〇〇	九、七三〇圓	"	"	四 分	
大 藏 省 預 金 部	"	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇圓	昭和二十三年六月十八日	昭和四十一年三月十一日	七 分	新制中學校建設資金



市職員新給與 支拂資金	千葉縣 (轉貸)	四九一,〇〇〇	三三三,七〇九三	昭和二十三年	昭和二十五年 二月一日	四 分	
災害復舊費	大藏省 預金部	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇〇〇	昭和二十四年 四月二十日	昭和三十年 三月一日	九分六厘	アイオン臺風による 消防會館復舊費
教育費	"	七,七六〇,〇〇〇	七,七六〇,〇〇〇〇	昭和二十四年 四月二十五日	昭和三十四年 三月一日	九分二厘	新制中學校整備費
"	"	二,五〇〇,〇〇〇	二,五〇〇,〇〇〇〇〇	"	"	九分六厘	市立農商高等學校整備費
合計		一三,三九一,五〇〇	一一,八六五,三六二五				

3 一 時 借 入 金 (單位圓)

區 分	月 別	六月以前	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計
一時借入金		—	—	—	二,五〇〇,〇〇〇	五,九〇〇,〇〇〇	—	四,〇〇〇,〇〇〇 (千,〇〇〇,〇〇〇)	二,〇〇〇,〇〇〇
事業費前借分		二,五〇〇,〇〇〇					五,〇〇〇,〇〇〇		六,五〇〇,〇〇〇
合計		二,五〇〇,〇〇〇			二,五〇〇,〇〇〇	四,九〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	八,九〇〇,〇〇〇

備考欄中( )内は償還額とする

五、備 考

昭和二十四年十二月末現計豫算をみても明らかかなように市財政の過半は稅收入に依存しておる状態であるが、昭和二十五年度はシャウブ博士の勸告により財源は稅に依存しなければならぬ状態になると豫想されるが、市民各位の協力により健全財政の確立に努力し財政の維持を圖らうとするものである

—(告示・應達・任免及辭令・選舉管理委員會)—

○松戸市告示第六號

二月四日日本市役所會議室に招集開會した昭和二十五年第一回臨時市會(急施)は同日議事終了閉會した  
會議の結果は左の通りである

昭和二十五年二月七日

松戸市長 恩 田 明

記

一 松戸農尚高等學校縣立移管について  
原案可決

應 達

○達第一號

「松戸市吏職員徽章及び佩用規程」を左の通り定める

昭和二十五年一月十六日

松戸市長 恩 田 明

松戸市吏職員徽章及び佩用規程

第一條 本市吏員及び職員(雇傭人をいう)

(以下吏職員という)は、この規程の定めるところにより、徽章を佩用しなければならない

第二條 徽章の様式は左のとおりとする

第三條 徽章は新に職員となつたとき又は吏員となつたとき一個を貸與し主管課において貸與者名簿を備え徽章の番號、貸與年月日、職氏名を記入し尙本人の受領印を徴し

ておかなければならない

第四條 徽章は本人に限り佩用を許し何人もこれを貸與し、又は讓與することはできない

第五條 徽章を過失又はその他の事由により紛失した場合は直ちに市長にその旨を届け出なければならぬ

前項の届出により市長これを承認した場合は再交付することができる

第六條 徽章は洋服にあつては上衣左襟、立襟及び和服にあつては上衣胸部とし佩用の有無が明瞭でなければならぬ

第七條 吏職員で左の各號に該當するに至つた場合は直ちに返納しなければならない

一 退職したとき

二 吏職員が昇格又は降格されたとき

第八條 この規程は市會事務局、選舉管理委員會及び農地委員會の吏職員に適用する

附 則

この規程は、公布の日から、これを施行する



吏 員

台は黒・市章は金  
ばりとする

職 員

台は銀いぶし・市  
章は銀ばりとする

任 免 及 辭 令

事務吏員 田 中 智 恵

願に依り本職を免ずる(一月五日付)  
高 橋 花 子

松戸市雇を命ずる

收入役室勤務を命ずる(一月五日付)

雇 花 澤 榮 子

願に依り雇を免ずる(二月五日付)

選 舉 管 理 委 員 會

○松選告示第一號

檢察審査會法第十條第二項及び第二項の規定によるくじを行ふべき日時及び場所並にくじの方法は次の通りである

昭和二十五年一月七日

松戸市選挙管理委員会

委員長 小泉 正 夫

一 日 時 昭和二十五年一月十二日 午前九時

一 場 所 松戸市選挙管理委員会室

一 くじの方法 告示第二號の通り

○松選管告示第二號

檢察審査會法第十條第一項の規定によるくじの方法は次の通りである

昭和二十五年一月七日

松戸市選挙管理委員会委員長

①檢察審査會法第十條第一項の規定によるくじの方法

一 檢察審査會法第十條第一項前段の規定により割當られた第一群乃至第四群に屬すべき檢察審査員候補者の合計數(四〇)で衆議院議員選挙人名簿登載人員數を除して得た數に相當する本數(六五八)のくじを作り一より六五八までの番號を記載して作成すること

二 くじ一本を引き、そのくじの番號と同じ衆議院議員選挙人名簿に記載の番號のもの(男女二人)が第一群の候補者豫定者とし

その番號に基本數六五八を加へて得た數と同じ名簿番號のもの(男女二人)を第二群の豫定者とする如く、順次六五八を加へつゝ第三群、第四群の豫定者とし更に第一群より第四群までと順次定員に達するまで選定すること

三 檢察審査員候補者の豫定者數は次の通りである

第一群に屬すべき候補者の豫定者 二〇名  
第二群に屬すべき候補者の豫定者 二〇名  
第三群に屬すべき候補者の豫定者 二〇名  
第四群に屬すべき候補者の豫定者 二〇名

四 選定された豫定者について法第五條又は第六條の規定により缺格者の調査すること

②檢察審査會法第十條後段の規定によるくじの方法

五 檢察審査員候補者の豫定者の資格を有するものが選定されたならば左記割當られた第一群乃至第四群に屬すべき檢察審査員候補者をくじで選定すること

六 くじの方法は各群別に豫定者數のくじを作り番號を記載し豫定者名簿にも番號を記載して作成し割當られた員數に相當する本數のくじを引き、くじの番號と同じ番號の

者を候補者とする事

七 檢察審査會法第九條により割當られた候補者數は左の通りである

第一群に屬すべき檢察審査員候補者 一〇名  
第二群に屬すべき檢察審査員候補者 一〇名  
第三群に屬すべき檢察審査員候補者 一〇名  
第四群に屬すべき檢察審査員候補者 一〇名

○松選管告示第三號

檢察審査會法第十條の規定により選定せる本市の檢察審査員候補者は次の通り

昭和二十五年一月十二日

松戸市選挙管理委員会

委員長 小泉 正 夫

記

檢察審査員候補者氏名

第一群	松戸	一一二五	石井	ナツ
	根本	一〇八	川井	春伊
	馬橋	二五八八	藤倉	良子
	松戸	一一一七	今野	喜一郎
	三村新田	一六	石寄	勝次郎
	納屋川岸	二一〇四	安藤	よし
	大橋	八三五	松戸	むら
	金ヶ作	二七	飯沼	やま

（選挙管理委員会・市議會事務局・彙報）

根本	四五八	佐藤西松
五香六實	九七	石森喜之助
第二群		
松戸	一一五八	竹内弘子
岩瀬	四五一	野口ヨシ
南花島	三五六	染谷ふさ
松戸	一四〇六	植田耕平
馬橋	一八〇五	平野秀五郎
下横町	一七〇二	飯島きち
根本	一四一	小林くに
松戸	一二一八	宇田川四郎
中矢切	四九九	齊藤秋三
千駄堀	九二四	齊藤米太郎
第三群		
角丁	一五〇八	黒田つぎ
小根本	一〇	石川もと子
河原塚	三五六	高木清子
松戸	一九七四	松本新吉
和名ヶ谷	八五一	山田清八
中矢切	六一四	高橋くら
樋之口	六六三	中山美代
五香六實	五	長谷川美代
下矢切	一八	加藤豊次郎
馬橋	二五四一	太田善八郎

第四群		
松戸	一四三一	鈴木とみ
竹ヶ花	四八	鈴木まさえ
馬橋	一一一	中村京子
根本	一七	高木伸二
新作	四三五	石井熊次郎
小山	一〇	西田ふく
和名ヶ谷	八〇〇	川上久代
納屋河岸	二二八	田中元次郎
秋山	一一	渡邊要
松戸	一九七二	板倉平四郎

市議會事務局

○松戸市議會事務局告示第二號  
 左の者は地方自治法第二十條及び第二百二十七條の規定に該當する事由が發生したので昭和二十四年四月三十日に遡り松戸市議會議員の資格を喪失した

松戸市松戸一三三一番地 秋谷廣吉  
 昭和二十五年二月五日

松戸市議會議長 渡邊兼春

彙報

○特別消費者價格調査報告

總務課統計係

調査の概要

一 總理府統計局では昭和廿四年五月指定統計第二十二號として特別消費者價格調査を實施した。この報告は本調査の結果の一部すなはち第一表として消費者物價指數（東京都基準）第二表として一世帯當り費目別平均支出額を表示したものであり、なほ参考數字として一世帯當り平均總支出金額、同一人當り平均支出金額ならびに對東京比率を付け加えておいた

二 調査の目的  
 連合軍總司令部の指令に基き昭和二十一年八月以降、全國二十八都市につき消費者價格調査を實施しているが同調査は戦後の國民生活ならびに消費者物價の趨勢を全國的に綜合的に把握することを目的とする調査であつて消費生活の地域的特色、物價水準の地方的差異を測るものとして必ずしも充分ではない。特別消費者價格調査はこの點

を詳細に知る爲に臨時的に廣範圍にわたつて施行されたものである  
 三 調査事項  
 イ 家計上購入した一切の品目(サービスを含む)の數量と支出金額

ロ 現物収入のうち家計上消費した數量及其その見積金額  
 ハ 世帯人員、世帯主の職業、住居に関する事項

四 調査の時期  
 五月を選んだのは一般的にみて、この月が家計支出状況の比較安定している時期とみられること及實査上製表上の便宜による

第 1 表 消費者物價地域差指数及市支出金額

(參考的に千葉市以下他市町の數字を併記す 比較資料)

都道府縣	市	町	地域差指数		一世帯當り平均支出額	一世帯當り平均支出金額	對東京比率%
			東京	100			
◎ 千葉	松	戸	94.0	95.5	4.39	3.098	101.6
	千	葉	91.6	91.4	5.22	2.036	66.8
	市	川	100.1	104.4	4.97	3.188	104.8
	船	橋	97.1	97.8	5.32	2.869	94.1
	銚	子	91.2	94.6	5.23	2.694	88.3
	木	津	83.3	82.6	5.06	2.129	69.8
	館	更	80.9	79.1	5.23	2.261	74.1
	成	山	89.2	92.1	4.95	2.709	88.8
	勝	田	84.7	84.6	4.75	2.321	75.8
		浦				10.981	



業務用みそ及びしょうゆの配給を受けようとする飲食業者は配給を受けようとする月の前々月の來客実績を及びこれに基く配給所要量を申請書に記入の上翌月二日迄に市長宛提出する

2 い草及びい製品の販賣價格統制額は昨年十月一日附物價廳告示第七九九號をもつて本年一月十日迄暫定的に停止されておりましたが今回物價廳告示第七四號をもつて廢止された

3 農林省令第四號をもつて臨時物資需給調整法に基き乳兒食品需給調整規則が施行された

この省令の趣旨は乳幼兒の保育又は營養補給に必要な食品の供給を確保し適正な配給を圖ることが目的であります

4 今般菜種生産農家及びみその自家醸造家も食用油脂小買業者を登録出來るようになりこれに基く配給は昭和二十五年第一・四半期より開始する

5 松戸市二月一日現在配給

人口數 五二、三一五人  
世帯數 一〇、九五九戸  
6 主要食糧の小分賣かた左記の通り實施する

ことになつた

- 一 小分賣りは消費者の希望により一回二日分を下らない範囲内において實施する
- 二 小分賣は配給開始日より配給辭退とされる日(生いも類以外)の主要食糧は十二日(生いも類は四日)まで期間内において實施
- 三 小分賣り一回毎に現金決済とする
- 四 勞務加配についてはこれを認めない

7 本年一月みそ、しょうゆ業者登録更新を實施申請書を受付したところ一月十日附みそ業者深山島雄外五十名、しょうゆ業者五十名に登録額を交付した

3 乳兒用砂糖配給要領改正に伴い從來市によつて交付していた乳兒用砂糖購入通帳による配給は客年十一月迄とし十二月より保健所長又は指定醫の証明書に基き配給を實施することになつたので從來の購入通帳は十二月分より無効となつた

戸 籍 課

○民法の改正と新戸籍法について  
最近子供に嫁や婿を買つてやつたので市役

所に届を出して置いたところ全く我々親達が出来たので届をさせたところ孫もろとも親にことわりなしに別戸籍になつてしまつた等と言はれる人もあるが、之は昭和廿二年五月三日新憲法公布後民法並に戸籍法が之に伴つて革新的な改正が行はれた結果なので、以下解り易くその概略を市民の皆様にお知らせす。

昭和廿二年新憲法施行このかた本格的な民法、戸籍法の改正によつて法律上家族制度は今迄のものと非常に違つた形をとることとなりました。

第一に、新しい戸籍法では、夫婦と子で戸籍が編製せられる。従つて一つの戸籍には夫婦とその子以外の者はない。然し舊法當時の戸籍では、祖父母、兄弟姉妹、伯叔父母等が同居している場合があるから、一つの戸籍に二夫婦も三夫婦もあることが珍しくない。そういう戸籍は、本來新法に基いて、すぐにも改正すれば問題はないが、そんなことはいりなくして實行の出來ないところから、今後十年たつても、そんな戸籍が残つてゐる場合は改正するとして(それは戸籍法できまつてゐる)それ迄は從來の戸籍も新法の戸籍とみな

されるのであります。従つてその間は、二夫婦も三夫婦も同籍している戸籍が存在することになる。

その戸籍の筆頭者(従來は戸主といつていた)及びその配偶者でない者、即ち従來家族と呼ばれていた者が、子を持つた場合、その子を親の籍に入れると、その戸籍に親・子・孫が同籍することになるが、そういう三代戸籍をつくることを、鐵のカーテンで堅く閉じることにしたのが新戸籍法の趣旨なのであります。勿論その籍に入ることを禁止するだけで、その籍から出ることは、むしろ新法の精神に適うところから、全く開放されているのであります。

第二に、戸主・家族その他家に關する規定を廢止して、法律上色々の身分的な束縛を開放した點、今迄の家族制度は、家を中心として作られていて、人は誰でも必ずどこかの家に歸してをり、その家には戸主と家族とがあつて戸主は家の長として家族に對し色々な權力を持つていた。例えば家族が結婚したり、養子縁組をするには、必ず戸主の同意が必要とされ、又家族は戸主の意志に反して、居所を定めることができないことになつていた。

然し、このよりの戸主・家族の制度は、新憲法より見て個人の尊嚴と各人の平等とを保障する民主主義の思想と、相容れないものといわねばならない。そこでかように個人の自由を束縛する家族制度を廢止することにした。その結果例えば戸主の權利、即ち家族の居住する場所をきめる權利、家族の結婚や養子縁組に、戸主として同意を與えるというよりの權利はなくなり又家の規定がなくなつたので家督相續や、本家とか、分家、廢家、入籍、除籍というよりのこともなくなつた。戸籍の關係も、改正戸籍法により今後は、一夫婦で一戸籍を編製し、子供は結婚すると、従來の戸籍から抜けて、新戸籍を作ることに改められた。

なお家の氏はなくなつたが、今後は各個人の姓として、氏が存在することになつた。そこで人は生れると、原則として父母の氏を名乗る、尤も父母が結婚してないため、氏が父母別々になつているときは、子は一應母の氏を名乗ることになるが、後に父の氏に改める途も開かれていゝ。

入夫婚姻や隱居の制度も廢止した。然し入夫婚姻といふことではなく、結婚の際相談し

て、夫が妻の姓を名乗ることは差支えないから、この點は今迄と變らない。又法律上隱居は廢止となつたが、實際上年寄が仕事を子供に譲つて樂隱居することは勿論自由である。

従來繼親と繼子の間、又父の正妻と、いわゆる庶子の間に、法律上親子の關係を認めていたが、これも廢止となつた。尤もこの場合その子供が赤の他人になるのではなく、親子でないというだけで、やはり依然として親族である。

第三に家督相續がなくなつた。即ち家の制度がなくなり、又戸主というものもなくなつたので、戸主權の相續である家督相續もなくなつたわけで、その結果一家の財産を、長男一人で全部相續することもなくなり、子供が數人ある場合は、たとえ既に嫁や養子にいつていても皆同じよりに親の財産を相續する。又生き残つた配偶者は、常に相續人の一人となつて、相續の分け前にあずかることになつた。

即ち相續人は、右に述べた配偶者の外、子孫のよりの直系卑族、若し直系卑屬がなければ親、祖父母のよりの直系尊屬、これもないときは、兄弟姉妹が相續人となる。



そして右各相続人の相続の割合は、配偶者と数人の子があるときは配偶者が三分の一をとり、残り三分の二を子供達で平等に分け、子供がなくて配偶者と父母があるときは、配偶者が三分の一をとり、残り二分の一を父母が平等に分けることになった。然し子や孫もなく、親祖父母等もなく、配偶者と兄弟姉妹だけなら配偶者は三分の二をとり残り三分の一を兄弟姉妹で分けることになる。

尤も以上の相続分は、遺言で特別の定めをしない場合のことで、遺言さえすれば、右の相続分を變えることもできるし、又財産を他人に與えることも差支えない。唯妻子や親のある者が、全財産を他人に讓つて、妻子や親を無一物にするのは不都合だから、遺言で他人に讓らうとしても讓れないいわゆる遺留分の制度があつて例えば、妻子のある者は、全財産の二分の一を妻子の遺留分として、残さねばならぬことになっている。

第四に、婚姻が等が自由になつた。即ち従前は男は三十歳、女は二十五歳に達しない間は、父母の同意がないと結婚できなかつたものであるが、この點も新憲法の趣旨により、男女共満二十歳になれば、父母の同意がなく

ても自由に婚姻ができることに改められた。尤も未成年者の子の結婚については、子供の保護の立場から、例外的に父母の同意がいることになつてゐる。然し父母の一方が同意しないとき、死亡したとき、又はその意志を表示することができないときは、他の一方の同意だけで足りるものとした。若し父母の同意なくして婚姻届が受理された場合は、婚姻は有効であつて、取消の原因にはならない。

協議上の離婚や、養子縁組、離縁等も、婚姻と同様父母の同意を必要としないこととなつたが、唯未成年者を養子とするには、家庭裁判所の許可を得なければならぬ。然し自己又は配偶者の直系卑屬を養子とする場合なら、その許可も必要としない。

第五に、両性は完全に平等として取扱われることになつた。例えば従前は、妻の財産は夫が管理していたが、今後は妻自身の手で管理してよいことになり夫婦のどちらの財産か判らぬものは、夫婦の共有と推定され従來の如く夫のものと推定されなくなつた。又夫婦の一方が日常の家事に關して第三者と法律行為をすると、それについて、夫婦が連帯責任を負ふことになつた。他方結婚生活の費用も

今迄のように夫だけで負擔する必要はなくなり、双方がその資産収入等の事情に應じ共同して負擔することになる。

妻は從來無能力者とされ夫の許可がなければ重要な法律行為をすることができなかつたものであるが、今後は獨立人として完全な能力を持つことになり、その行為について夫の許可を要しないばかりか未成年の妻も成年者とみなされ夫の許可を得ないで一切の法律行為をすることができるようになつた。なお一旦婚姻によつて成年者とみなされた後は、離婚しても成年者として取扱われるものである。又裁判上の離婚についても、従來の如く妻のみの恣意を離婚の原因とすることは、男女平等の思想に反するところから、妻の不貞と同じく夫の不貞も亦離婚の原因として男女平等の取扱いとす、更に新に「配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込がないとき」も離婚の原因に加えた。

更に離婚した者は、相手方に對し、相當な財産の分與を請求することができるようになつた。元來夫婦の財産は、夫婦の協力によつて築かれたものであつて、その分與が認められることによつて、糟糠の妻が無一物で追

出されるような悲劇はなくなるわけである。未成年の子に對する親権は従來父が行い、父がないときは、始めて母が行うことになつてきたが、今後は父母が共同して行うことになり、父母の一方が親権を行うことができないう場合だけ他の一方で行うことに改めた。然し父母が離婚したときは、親権の共同行使は困難であるから離婚の際必ず協議でその一方を親権者と定め、且つ離婚出の條件としていずれの一方を親権者と定めたかを離婚届に記載を要することとした。右の協議が調わないときは又は協議することができないときは、定庭裁判所が父又は母の請求によつて協議に代わる審判をする。母が親権者となつた場合でもその権限は父と同じで今迄のように親族會の同意などはいらなくなつた。

☆ ☆ ☆

以上述べたように新憲法下の家族制度は各人の尊嚴と、男女兩性の平等という原則に従つて大きな變革を受け法律の上では大きな改正となつたが、それは單に法律上の不平等な取扱をやめて法の下に各人を平等にしたまでで夫婦は勿論親子兄弟の間等における相互の扶養義務は今迄と變りなく、親族相寄り相

扶けて睦しく暮すわが國古來からの家庭生活の實際には、何の影響もない。むしろ互の人格を尊重し合ひ、又互の自由を侵すことなく、わが國民性である寛容と節度を守りつゝ家庭生活を営むときは、従來の如き家庭悲劇を起すことなく却つて美しき家族制度を維持發展せしめるといふのが、この改正のねらいなのであります。

（完）

○松戸市住宅現況について

民生保險課住宅係

現在松戸市の住宅状態を統計上から見ると左の様な數が現れます

千葉縣下七市の人員	一人に對し疊數
千葉市	二、九六疊
鎌子市	二、八九〇
市川市	三、二一〇
館山市	三、五三〇
船橋市	二、九四〇
木更津市	三、二四〇
松戸市	二、六八〇
住宅當り居住人員	
千葉市	五、一七人
鎌子市	五、四四〇
市川市	五、三五〇

船橋市	五、四八人
館山市	四、八七〇
木更津市	五、〇九〇
松戸市	五、六三〇
なお職事被害の大きかつたと思はれる部市を見ると	
札幌市	三、六〇疊
青森市	二、八四〇
釜石市	二、五八〇
秋田市	三、五一〇
仙台市	三、三八〇
川崎市	二、六九〇
名古屋市	三、三六〇
長崎市	二、六四〇
廣島市	三、二六〇

となつており全國最高住宅難都市中に加はります

○通 知 衛 生 課

左記に依り本年狂犬病予防注射（第一期）を實施しますから、必ず犬をおつれ下さい雨天の際は中止後日日期日を定めて實施する

地 區 場 所 月 日

高木 出張所 二月十六日（木）

第一地區

地區 場所 月 日  
 高木第二地區 出張所 二月十七日(金)  
 車庫地區 " " 二十日(月)  
 馬橋地區 " " " 廿一日(火)  
 矢切地區 " " " 廿二日(水)  
 北部地區 事務所庭 " " 廿三日(木)  
 中部地區 " " " 廿四日(金)  
 (午後一時より四時まで)  
 一、料 金 巨 圓

毎年法律(予防接種法、児童福祉法)その他に依つて定められてある定期的事務一覽表 保 健 係

種 別	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
種 痘	(1) 前々年11月1日～前年0月31日出生児 (2) 入學適令児											小學校6年生
デング熱予防接種			(1) 前年4月1日～前年3月30日迄の出生者 (2) 小學校6年生							(1) 前年10月1日～本年3月30日迄の出生者 (2) 明年入學適令児		
腸チフス、バクテリウム			(1) 生後36ヶ月～48ヶ月の幼児 (2) 生後60ヶ月～60才迄の全市民									
百日せき		(1) 生後3ヶ月～6ヶ月の乳児 (2) 生後12ヶ月～13ヶ月の幼児										
結核			(1) 前年9月1日～本年2月末日迄の出生者 (2) 20才迄の市民							(1) 本年3月1日～5月31日迄の出生者 (2) 30才迄の市民		
狂犬病		畜犬全部						畜犬全部				
妊婦一齊検診			妊婦全部								妊婦全部	
乳 児				前年10月1日から本年5月31日迄の出生乳児						4月1日迄9月生の乳児		

註 この外に臨時種痘、麻疹チフス、コレラ、ペスト、猩紅熱、インフルエンザ、ウイルス病及びデング熱、腸チフス、バクテリウム、百日せき、結核等の臨時予防接種が随時おこなわれる

（彙報・廳中事項）

土 木 課

○昭和二十五年一月中に完了したる工事關係  
道路維持修繕

市道小山柴山線 小山柴山間

延長二、〇〇〇米突

此工費 二九二、〇〇〇圓

丙

碎石二四三立米

此購入金 二〇六、八〇〇圓

全 運搬及路面工事費

八五、二〇〇圓

市道松戸流山線 古ヶ崎傳兵衛新田間

延長二、八〇〇米突

此工費 四〇八、八〇〇圓

丙

碎石三四〇立米

此購入金 二八九、五〇〇圓

全 運搬及路面工事費

一一九、三〇〇圓

市道馬橋日暮線 八ヶ崎金ヶ作間

延長一、九〇〇米突

此工費 二八一、三〇〇圓

丙

碎石二三〇立米

此購入金 一九六、四〇〇圓  
全 運搬及路面工事費 八四、九〇〇圓

石炭敷を以て道路補修したる箇所

松戸新田地内（庶民住宅附近）

石炭敷自動車 四台

矢切住宅營園

住吉（市營浴場附近）

宮前町（警察署脇）

市役所前及根元地内

現在工事中のもの

維持修繕

市道馬橋流山線 馬橋主水新田間

延長二、一〇〇米突 巾四、五米

路面碎石敷 二月中に完成の予定

道路改修

和名ヶ谷地内

延長七〇〇米突 巾六米

三月三十一日迄に完成の予定

馬橋中学校道

延長六〇八米突 巾四・五米

二月中に完成の予定

建築關係

一月中に許可申請受付したるもの十六件

廳中事項（一月）

（日） （行） （事）

事務初め式

消防出初式

第一回市立松戸農商高校縣立移管實行委員會

市會財政委員會

學校長會議

課長會議

第二回市立松戸農商高校縣立移管實行委員會

行委員會

六中整地工事起工式

矢切小學校上棟式

農業調整委員會

中部校七七周年記念式

婦人連盟結成準備會

兒童福祉審議會發會式

農業技術普及委員會

第三回市立松戸農商高校縣立移管實行委員會

行委員會

第一回國民健康保險運營協議會

赤十字奉仕團結成準備委員會

(日) (行) (事)

二〇 市報第一號發行

二一 課長會議

二二 松戸市選舉管理委員會開催

二三 赤十字奉仕團松戸支部結成式

二四 六・三制學校整備打合せ

二五 縣下七市長會議

二六 高木地區民生委員協議會

二七 馬橋地區民生委員協議會

二八 社會保險委員會

二九 東部地區民生委員協議會

三〇 國民健康保險病院建設協議會

三一 市會協議會

三二 市立農商高校縣立移管實行委員會

三三 明地區民生委員協議會

三四 松戸地區民生委員協議會

### 松戸市役職員氏名

○松戸市立松戸農商高等学校

校長 小室 瀧之介

教頭 教諭 足立 省吾

全 岡 田 桂

全 小野 瀨 四郎

—(廳中事項・松戸市役職員氏名)—

教諭 千葉 彦九郎

全 大澤 貞雄

全 石井 勝太郎

全 守谷 正治

全 小野 巖一

全 講師 麻生 清

全 時間講師 金剛寺 昭一郎

全 事務吏員 高橋 信

及川 勇治

○松戸市中部小學校附屬幼稚園

園長 (兼) 矢野 泰

保 姆 平沼 もと

全 富田 喜代子

全 石井 壽

全 加藤 貞子

○松戸市警浴場

管理人 (兼) 秋 場 衛

○松戸市民生委員(兒童委員)名簿

氏 名 住 所 擔當地區

松戸地區

○相川慶太郎 三丁目一七〇 三丁目

山崎清吉 一丁目一五三 一丁目

木澤茂雄 〃 一丁目 一丁目

氏 名 住 所 擔當地區

伊藤千代 一丁目一五三 一丁目

平野愛子 〃 一五三 一丁目

木川志げ 二丁目一八六 二丁目

根岸みよ 〃 一三三 二丁目

末永あさ子 三丁目一七〇 三丁目

宮本盛三 〃 一八〇 三丁目

高松たか 〃 一七九 三丁目

野口みな 〃 一〇七 三丁目

渡邊かね 宮前丁一七四 宮前丁

大平忠成 角丁一〇五 角丁

丸山逸三郎 〃 一九九 〃

森 政 市平 瀧三、八一 平 瀧

大塚二三子 〃 三、三二 納屋河岸

鈴木多與子 小山 三三 小山

米井秀治 〃 三五 〃

菊地とき 上矢切 三三 上矢切

布施房太郎 中矢切 〃 中矢切

高安新一郎 下矢切 一九 下矢切

明 地 區

○鰺部照 立 根本 四八 根本

石井徳次郎 竹ヶ花 二六 竹ヶ花

木崎良助 根本 四五 根本

吉野岩松 〃 九 〃

二五

—(松戸市役職員氏名)—

氏名	住所	擔當地區
田中四郎右衛門	根本 五〇	根本
牧野富美	小根本 三	小根本
林重吉	岩瀬 八	岩瀬
黒澤軍紀	古ヶ崎 八五	古ヶ崎
鈴木あさ	古ヶ崎 一四二	古ヶ崎
大坪さだ	古ヶ崎 一三三	古ヶ崎
加藤錬明	上本郷 三三	上本郷
五十嵐明禪	南花島 元	南花島
佐藤正明	相模台 相模台	相模台
◎湯淺武男 紙敷 七四 紙敷		
◎湯淺健市 和名ヶ谷 七九 和名ヶ谷		
◎高橋實大 橋 六六 大橋		
◎荒井政吉 紙敷 一、二四 紙敷		
◎高地宗一 高塚新田 一八 高塚新田		
◎太山原米松 河原塚 七 河原塚		
◎保科恭子 紙敷 六九 紙敷		
◎高木地區		
◎恩田仲藏 日暮 六一 日暮		
◎高橋福松 千駄堀 一四 千和倉		

氏名	住所	擔當地區
宇田川房次郎	八ヶ崎 八五	八ヶ崎
士谷倉吉	五香 七	五香
長坂次雄	六實 三五	六實
加藤善市	金ヶ作 三五	金ヶ作
小暮仁助	一八	一八
◎馬橋地區		
島村永助	馬橋 一、三〇一	馬橋
安藤進藏	一、八一	一、八一
飯島市藏	中根 一三三	中根
林菅一郎	三ヶ月 一九	三ヶ月
關武平	七右衛門新田 七二	七右衛門新田
椿撥八	主水新田 二八	主水新田
寺岡あき馬	橋三、四七	馬橋
◎印は地區常務委員		
◎松戸市消防團役員氏名		
團長	倉田 保	
副團長	朝日出喜六	
第一分團長	右井留次郎	
第二分團長	大川岩吉	
	一丁目、二丁目、納屋河岸、平瀧	
	杉浦松之助	
	染谷重次	

三丁目、宮前町、角丁、下横丁、小山	齊藤 一
第三分團長	上矢切、中矢切、下矢切、栗山
第四分團長	代 小林副太郎
第五分團長	根本、竹ヶ花、岩瀬、根本
第六分團長	野本光義
第七分團長	樋ノ口、古ヶ崎、傳兵衛新田
第八分團長	安藤 清
第九分團長	南花島、上本郷、松戸新田
	鈴木萬吉
	大橋、和名ヶ谷、秋山、河原塚、紙敷、串崎新田、高塚新田
	馬場 甚平
	馬橋、中根、新作、三ヶ月、九郎左衛門新田、大谷口新田、七衛門新田
	三村新田、幸谷
	石川 勇三
	金ヶ作、日暮、千駄堀、栗ヶ澤、八ヶ崎、五香六實

○訂 正

第一號 市役所職員録 一六頁及び一八頁ト段中

密留係 副主任	事務吏員 書 記	大 橋 敏 子
社會係 副主任	〃	長 谷 川 っ ね
所 長	囑 託	城 光 寺 信 戒

とあるは 誤りに付左のように訂正する

密留係 副主任	事務吏員 書 記	大 橋 敏 子
社會係 副主任	〃	鱈 部 照 明
所 長 (心得)	囑 託	長 谷 川 っ ね
		城 光 寺 信 戒

○總務課に左の二名を追加す

係 備	使 丁	金 子 助 次 郎
係 備	外 務 員	岡 崎 傳 次 郎

附 送りがなのつけ方

☆はし が き

一、この「送りがなのつけ方」は、國語を書き表わすのに漢字を用

一(松戸市役職員氏名・附 送りがなのつけ方)一

いる場合、單語としてどの部分を漢字でしるし、どの部分をかなで示すかについて現行國語文に適すように基準を定めたものである。

二、この「送りがなのつけ方」は、通則と用例との二部から成る。

三、通則は、おおむね單語の品詞別にしたがつて、できるだけ簡單なものとした。

四、用例は、それぞれの語の五十音順に掲げた。漢字を用いないことによつて送りがなの問題のなくなるものもあげておいた。また漢字を使うこともできるが、かながきの方がのぞましいものは、ともにあげる。

五、用例の中に掲げてない語の書き表わし方は、通則によつて判断するものとする。また、用例の中に漢字を用いてある語についてその漢字をかなに改めて書くことは、もとより妨げない。

☆通 則

第一 動詞の送りがな

一、動詞は、その語としての活用語尾を送る。

《例》書く・起さる・受ける・研究する・来る・浮ぶ・携える・捕える・振り・荒す・起す・盡す・積る・果す・基く・伴り・確める

二、その語の活用語尾を送るだけでは、誤讀、難讀のおそれのある動詞は、その前の音節から送る。

《例》(イ)動かす(動く) 傳わる(傳える) 肥やす(肥える) 及ぼす(及ぶ) 減ぼす(減びる) 加わる(加える) 始まる(始める) (自動・他動の對應あるもの)

一(附) 送りがなのつけ方

(口) 表わす 著わす (音讀されるおそれのあるもの)

三、他の品詞と關係のある動詞は、その品詞の送りがなのつけ方を基準としてつける。

〔例〕 譲り渡す 届け出る

第二 形容詞の送りがな

一、形容詞は、活用語尾を送る。

〔例〕 白い 強い

二、語幹が「し」で終る形容詞は「し」から送る。

〔例〕 美しい 著しい 正しい

三、活用語尾を送るだけでは誤讀・難讀のおそれのある形容詞は、その前の音節から送る。

〔例〕 大きい 小さい 暖かい 冷たい 細かい

四、動詞と關係のある形容詞は、その動詞の送りがなのつけ方を基準としてつける。

〔例〕 望ましい 願わしい 喜ばしい 恐ろしい 頼もしい

五、動詞に形容詞が加わつてできた形容詞は、その動詞にも形容詞にも送りがなをつける。

〔例〕 聞き苦しい

第三 副詞・接續詞の送りがな

一、副詞・接續しは、最後の一番節を送る。

〔例〕 必ず 既に 常に 更に 但し

但し、「ヌ」には送りがなをつけない。

二、「に」を送るだけでは、誤讀・難讀のおそれのある副詞は、その前の音節から送る。

〔例〕 直ちに

三、「かに」「やかに」「らかに」などのついた副詞は、これを送る。

〔例〕 靜かに 穩やかに 明らかに

四、副詞・接續詞の語尾に更に助詞・接尾語が加わつて、別の副詞・接續詞となつてゐるものは、もとの副詞・接續詞の送りがなから送る。

〔例〕 必ずしも 若しくは

五、活用語と關係のある副し・接續詞は、その活用語の語尾を送る。

〔例〕 初めて 絶えず 盛んに 従つて 並びに 及び

第四 名詞の送りがな

一、活用語から轉じた名詞及び活用語を含む名詞は原則として活用語本来の送りがなをつける。誤讀・難讀のおそれのないものは、その送りがなの一部又は全部を省く。

〔例〕 (イ) 動き 残り 苦しみ 生き物 値上げ  
(ロ) 見合せ(見合わせ) 買出し(買い出し)  
打合せ(打ち合わせ) 取計(取り計らい)  
(ハ) 伺・寫・調・答・願・話・雇・手續・勸先・申込



第五 他の品詞の送りがない

代名詞 連体詞・感動詞並びに助詞 助動詞は、漢字を用いないのを原則とする。

用 例

《あ》 上(揚)がる 上(揚)げる 明るい 明く 明ける 商う  
明らかに あくまでも 明け方 あざやかに 味わう 味わ  
い 預ける 預り金 預け金 預金(よきん) あずかる

にあずかつて力がある。

あたかも 暖かい 暖かに 暖まる 暖める 新しい 當る  
當てる 扱う 扱い 取扱 集まる 集める 集り あて名  
あて先 充てる あてる あと片付 あと拂い あながち  
あぶない あまり あまりに 甘んずる 甘い 甘やかす  
編物 危(あやう)い あやぶむ あぶない 怪しい 怪しが  
る 怪しむ 歩み寄り 荒い 荒れる 荒す あらかじめ  
新たに あらたに 改まる 改める あらゆる 表(現)わす  
表(現)われる 著わす あり方 ある ある人 ある種の  
あるいは あわせて 合わせる あわたましい

《い》 言い方 言い渡し 言い渡す いえども といえども

いかが いかにかに いかなる いかん 生かす 生きる いか  
めしい 怒(いか)らす 怒る おこる 勢い「名詞」いきお  
ひ「副詞」行き過ぎ 行き過ぎる 生き物 生物(せいぶつ)  
幾つ いざぎよい いざなり 誘(さそ)う 勇ましい 勇む  
いづれの いたす お願いいたします 至る いたつて  
いたずらに 痛ましい 痛む 著しい いくつしむ いとわ

—(附 送りがないのつけ方)—

しい いたう、いまだ まだ 忌まわしい 忌む 卑しい  
卑しむ いる …がいる …が必要である 入(い)る はい  
る 色どる いわゆる

《う》 浮ぶ 浮く 浮べる 受入れる 受け入れる 請負 請け  
負う 受付 受け付ける 受取 受け取る 受持 受け持つ  
受ける 受渡し 動かす 動く 動き 承る 失り うずま  
る うずめる うずもれる 薄らぐ 薄い 疑わしい 疑り  
疑 打合せ 打ち合わせる 打合せ 打ち切り 打ち切る 訴  
訴える うとんずる うとい 促す 埋まる 埋める 生れ  
る 生む 埋合せ 埋め合わせる 裏書 裏付け 裏づけ  
占う 占 賣惜しみ 賣出し 賣り出す 賣手 賣主 賣渡  
し 賣り渡す うるおり 潤す 潤わす 麗しい 憂える  
うれしい

《え》 描く 選ぶ 得る 縁組

《お》 おい立ち おいて において 大いに 大きい おおむね  
大喜び 大笑い 補う 置く 置物 奥まる 起(おこす)  
起る 起きる おごそかに 怠る 怠り 行われる 行り  
押(おさ)える 押(お)す 幼い 治まる 治める 収まる  
収める 修まる 修める 惜しい 惜しがる 惜しげ 惜し  
む おそらく 虞 おそれ 恐ろしい 恐れる 恐ろしがる  
教わる 教える 穩やかに 陥(おちい)る おとしいれる  
落着き 落ち着く 落着(らくちやく) 落(おと)す 落ちる  
落し物 訪(おとず)れる お届け願いたい 同じ 各々  
おのおの おのずから 自(みず)から おびたらしい 脅か

〔附 送りがなのつけ方〕

す おぼらせる おぼれる 思わしい 思う 思い出 おもむろに 重んずる 重い おもんばかる 折返線 折り返す 折り方 折り目 折れ目 卸 卸賣 卸す おろそかに 終る 終える

〔か〕 買入れ 買入れる 買受け 買受ける 買占 買い占める 買出し 買いだめ 買手 買主 買いもどし 買いもどす かねつて 省(顧)みる 掲げる かがまる かがめる かがむ 輝く 輝かしい 係 係る に係る かがわる にかかわらず 書き方 書換 書き換える 書留 書き留める 書き物 書物(しよもつ) 限り 十日限り 掛金 掛物 重なる 重ねる 重ねて 貸方 貸越 貸出し 貸し出す 貸出金 貸付 貸し付ける 貸主 貸家 かすかに 片手落かたどる 固まる 固める 語らう 語る 語ろろ 勝負け 勝負(しやうぶ) 且つ かつ 悲しい 悲しみ 悲しさ 悲しむ 必ず 必ずしも 兼ねて 兼ねる かねて 「副詞」 かねておねがいでおいた かの あり 通(かよ)わす 通い 通い張 通帳(つうちよう) 枯らす 枯れる 借入れ 借り入れる 借入金 借換 借越 借手 かりに 借主 彼 かれ 彼ら かれら 軽んずる 軽い かわかす かわく 變る 變える 代る 代える 考え 考える かんがみる にかんがみ

〔き〕 聞える 聞く きたる 來(く)る きたす 記入もれ 黄ばむ きまり 決まる 決める 清らかに 清い きらめく 切替 切り替える 切下げ きわどい きわまる きわ

める 窮まる 窮める きわめて

〔く〕 悔い 悔いる 悔(くや)み 悔む くりつけ くりづけ 腐らす 腐る 下さる くださる 下さい ください 下り 組 組む 組合せ 組み合わせる 組合 組み立てる 組立 曇 暮し 暮す 暮れる 繰上げ 繰り上げる 繰合せ 繰り合わせる 繰入れ 繰り入れる 繰返し 繰り返す 繰越し 繰り越す 繰越金 苦しい 苦しがる 苦しさ 苦しむ 苦しむ 狂わせる 狂り 狂い 詳しい 食わせる 食う 加わる 加える

〔け〕 決して 現に

〔こ〕 こいねがり 焦がす 焦げる ごく 心當り 心がけ 心構え 試みる 心持「名詞」 ころもち「副詞」 快い 答 ことごとく ことさらに 異なる 異にする ことに ごとに 三年ごとに この この省令 好ましい 好む 好ましい 好み 細(こま)かい 細かに こまやかに 細(ほそ)い 肥やす 肥える 肥し 懲らす 懲りる これ これら これを ころがす ころがる ころばす ころぶ

〔さ〕 幸「名詞」 さいわ「副詞」 さかのぼる 逆(さか)らう さかさま 盛(さか)り 出盛り 下がる 下げる 盛んに 先 ささに 先だつ 先んずる 差當り さしあたり 差押 差し押える さしつかえ さしつかえる 差止 差し止める 差引 差し引く 授かる 授ける 誘(さそ)り いざなり 定(さだ)める 定まる さだめて 定(さだめ)さます

さめる 目さめる 妨げる 寒け 寒い 更に 騒がしい  
騒ぐ さわやかに

〔し〕 試合 仕合 仕上げ 仕上原料 しあわせ しいて しい  
る しかし しかしながら しかして じかに 敷金 じき  
に しぎりに 靜かに 靜める 従つて したがつて 従う  
親しい 親しさ 親しむ 親しみ したたる したたらす  
慕り 慕わしい しばしば しばらく 支拂 支拂り 締ま  
る 締める 締り 締め出し 締め出す 占める 調べる  
調(しらべ)

〔す〕 救い 救う すぐ すぐに 少い 少くとも 少くない  
少し 過ぎす 過ぎる 長すぎる すこぶる 健やかに  
すさまじい 既に すなわち すべて すべらす すべる  
統べる 住まう 住む 住もうと思ふ 済ます 済む 澄ま  
す 澄む すみやかに

〔せ〕 切に せつに せばまる せばめる 狭い 迫る せわし  
い 忙(いそが)しい  
〔そ〕 そこなり そぞろに 備わる 備える その その他  
そびやかす そびえる 染まる 染める そもそも そらす  
そる それる そらんずる それ それら それぞれ

〔た〕 たいじる 平(たい)らかに 平らげる 平らに ひらに  
絶えず 絶える 互に 高まる 高い 高める 高らかに  
たくわえる たくましい 功みに だけ 確かに 確める  
助かる 助ける ただ 但し 但書 直ちに たたまる  
たたむ 曇(たたみ) 漂わす 漂う 立合 立ち合ひ たち

— (附 送りがなのつけ方) —

まち 建物 たとい たとえ たとえば たな上げ 楽しい  
樂しさ 樂しみ 樂しむ 頼もしい 頼む 賜わる 賜う  
たまる ためる ため ために 絶やす 絶える たより  
たらす たれる

〔ち〕 小さい 縮まる 縮む 縮める ちぢれる ちぢらす  
ちなみに ちなむ 散らす 散る  
〔つ〕 次いで 次に 次の 次ぐ ついでに ついては つい  
に 費す 費える つかわす つかまる つかむ 繼ぐ  
繼目 盡す 盡きる 償(つぐな)う つたない 傳わる  
傳り 傳える 勤先 勤人 つながり つながる つなぐ  
常に つぶさに つまびらかに つまり 詰まる 詰める  
積立 積み立てる 冷(つめ)たい 積(つも)る 積(つ)  
む 連(つら)なる 凍ねる 貫(つらぬ)く つるす

〔て〕 手當 手落 出過ぎ 手繰 手取 出回り 出回る 手持  
照らす 照る でも であつても

〔と〕 問合せ 問い合わせる 問屋 といえども 遠ざかる  
遠い 遠ざくる 遠のく 通り 次の通り 溶かす 溶く  
溶ける 解く 解ける 時めく 特に 戸締り とじ目  
届 届出 届書 届ける 届け出る 止(留) まる  
止(留)める とどまる とどめる とどろかす とどろく  
隣 飛ばす 飛ぶ 富ます 富む とともに 件(ともな)う  
捕(とら)える とる 取る 取扱 取り扱う とりあえず  
とりきめ とりきめる 取組 取り組む 取消 取り消す  
取締 取り締まる 取調 取り調べる 取次 取り次ぐ

一(附 送りがなのつけ方)一

取計い 取り計らう お取り計らい願いたい 取運び  
取り運ぶ 取拂 取り拂り 取引 取る 採る

《な》 ない なお 流す 横流し 流れる 横流れ 投資 嘆か  
わしい 嘆く なごやかに なつかしむ なつかしい なつ  
く 夏休 なびかす なびく なめらかに 悩ましい 悩む  
悩ます 名寄せ 慣らす 慣れる ならわし 並びに なら  
びに 成立ち 成り立<sub>レ</sub> 成行き なるべく なんなんとす  
る

《に》 においてる におわせる 係に におう にかかわらず  
逃(に)がす 逃げる のがす のがれる にぎわり にぎ  
わす にぎやかに 濁らず 濁る 濁す に對して につき  
について 荷造 になり にまつ にまつところが多い  
に向かつて に基く によつて に因つて による に因る  
にわかに

《ぬ》 抜かす 抜く 抜ける ぬらす ぬれる

《ね》 値上り 値上げ 値下り 値下げ 願わしい 願う 願  
願いたい お願いいたします ねんごろに

《の》 残り 望ましい 望む のため のつとる のどかに  
延ばす 延びる 延(のべ)伸べる 伸びる 乗合 乗入れ  
乗り入れる 乗降り 乗越し 乗り越す 乗越え 乗り越え  
る

《は》 計り 計ろう 計る はぐくむ 勵ます 勵む 運ぶ  
運び 取運び 運び方 はさまる はさむ 始まる 始める  
初め 初めて はじめ はじめて 恥かしい 恥じる 恥

(はじ) はずかしめる はずれる 果して 果す 働かす  
働く 働かす 話 話す お話しします 放す 放れる 放つ  
離す 離れる はなはだ はなはだしい はなやかに はや  
す はえる 晴らす 晴れる 拂込 拂い込む 拂出し  
拂い出す 拂いもどし 拂いもどす はるかに 春めく 晴  
やかに

《び》 日當り ひいて 控室 日歸り 引上げ 引き上げる  
引揚げ 引き揚げる 引揚者 引受 引き受ける 引受人

引替 引き替える 引替券 引込 引き込む 引込線 引下  
げ 引き下げる 引出し 引き出す 引繼 引き繼ぐ 引き  
續き「副詞」引き續いて 引取 引き取る 引取人 引分  
引き分ける 引渡し 引き渡す ひざまずく ひそかに  
潜まる 潜める 日付 日づけ 引越 引越す ひつこむ  
ひつこみ 思案 等しく 等しい 響かす 響く 冷(ひや)

かす 冷(ひ)える 冷(ひや)やかに 冷やす 平(ひら)  
たい ひらめく 廣がる 廣げる 廣い 廣まる 廣める  
《ふ》 ふかす ふける 深まる 深い 深める ふくらす ふく  
れる ふくらます ふくらむ ふさがる ふさぐ 再び  
踏切 踏み切る ふやす ふえる 降らす 降る 振合  
振替 振(ふる)り 振る 震う 震える 古めかしい

《へ》 隔たる 隔てる 別に 減らす 減る  
《ほ》 明らかに 誇らしい 誇る 誇(ほこり) ほころばせる  
ほころびる ほころぶ 欲する ほとんど ほのめかす  
ほのめく ほほ 掘出物 掘り出す 減ほす 減びる 減ぶ

〔ま〕 前拂 まかない まかなう 曲る 曲げる 紛らす 紛れる  
 紛らわしい まげて 誠に 混ざる 混じる 混ぜる  
 まじなり 交わる 交える 交じる 交せる ますます 又  
 また 又は または まだ またがる またぐ 待合 待合  
 室 待合せ 待ち合わせる 待つ 待たせる まつ にまつ  
 ところが多い 全く 全うする 惑わす 惑う まれに  
 〔み〕 見合 見合ひ 見合せ 見合わせる 見送り 見送る  
 見返り 見返物資 見込 見込む 短い 自ら 店先渡し  
 見出(だ)し 見いだす 満たす 満ちる 亂す みだりに  
 見積る 見積り 見積書 見通し 見通す みなす とみな  
 す 醜い 見のがす 實(みの)る 未拂 未拂勘定 見晴  
 し 見積らす 見舞 見舞う  
 〔む〕 向かい 向(むこ)うの 向(む)き に向かつて むし  
 ろ 「副詞」むずかしい 結び 結ぶ 結ばれる むつまじい  
 むなしい 群がる  
 〔め〕 めぐらす めぐる 巡(めぐ)る めざましい 珍しい  
 〔も〕 もりかる もりける 申し上げる 申合せ 申し合わせる  
 申合事項 申入れ 申し入れる 申込 申し込む 申込書  
 申立 申し立てる 若しくは もしくは もし もたらす  
 持合せ 持ち合わせる 用いる 持越 持分 もつて 最も  
 もつとも(尤も)は用いない) もつばら 基く もとづく  
 求め 求める もとより 物知り 物好き 物笑い もはや  
 燃やす 燃える 催す もより もよりの驛 もれなく  
 〔や〕 休まる 休む 休 安んずる 雇主 やはり やむを得ず

一(附 送りがなのつけ方)一

やむをえず やめる やや ややもすれば 柔かい 柔かに  
 〔ゆ〕 唯一の ゆえに 行過ぎ 行き過ぎる 行詰り 行き詰ま  
 る 行くえ ゆくえ 揺(ゆ)する ゆすぶる 揺る 揺ら  
 ぐ 揺るぐ 譲渡し 譲り渡す 譲渡(じようど)豊かに  
 指さず ゆるやかに 結う 結わえる  
 〔よ〕 横たえる 横たわる 横流し 横流れ 寄書 装う よつ  
 て 因つて 呼出し 呼び出す 呼出電話 讀書き 讀書  
 (どくしよ) 寄合 よろしく 喜ばす 喜ぶ 喜び 世渡り  
 弱まる 弱い 弱める  
 〔わ〕 わが國 沸かす 沸く 分ける 分け目 別れる 別れ目  
 わずか わずかに 煩わしい 煩わす 渡し 渡し船 店先  
 渡し 不渡り 不渡手形 渡る わたる にわたる にわた  
 つて わびしい わびる 笑い聲、笑聲(しよりせい) 笑い  
 話 笑話(しよりわ) 割合 割當 割り當てる 我ら われ  
 ら  
 〔を〕 をあげて をかねて を兼ねて をもつて  
 〓【以上】〓

# 松 戸 市 報

## 目 次 (市報第三號)

- 告 示……………(一)  
昭和二十五年第一回定例市會招集  
告示「松戸市公會堂設置及使用條  
例」制定請求の受理について
- 彙 報……………(三)
- 廳中事項……………(三)
- 任免及辭令……………(四)
- 附現代かなづかい……………(四)

—(目次・告示)—

## 告 示

○松戸市告示第七號  
本月二十八日午前十時本市役所會議室に昭  
和二十五年第一回定例市議會を招集する。  
昭和二十五年二月二十二日  
松戸市長 恩 田 明

○松戸市告示第八號  
昭和二十五年二月二十一日地方自治法第七  
十四條第一項の規定により左の通り「松戸  
市公會堂設置及使用條例」制定請求があつ  
たので同日これを受理した。  
昭和二十五年二月二十四日  
松戸市長 恩 田 明

### 記

一 「松戸市公會堂設置及使用條例」請求の

### 要旨

一 請求代表者の住所氏名  
千葉縣松戸市餘例請求書

松戸市公會堂設置及び使用條例制定請求要旨  
一 請求の要旨  
我々は次の要綱により公會堂圖書館等の可  
及的速かなる建設の必要を認め公會堂設置  
使用條例の制定を請求する。

### 第一理由

1 近接の柏町、野田町、流山町等に於ては  
既に公會堂、圖書館の設置を見、その利  
用は日々増大されている現状に對し松戸  
市は人口五萬を擁する市制を布きながら  
これらの施設は殆どなく市の立遅れば甚  
しく松戸の一大恥辱と言わなければなら  
ない。

2 然るに松戸市は非文化都市かと思えばさ

第 3 號

昭和25年3月號  
毎月15日發行

發行人  
千葉縣松戸市松戸1415  
松 戸 市 役 所  
電話松戸局  
1 9  
1 5 7  
3 2 3

(蕨山徳正印刷社印行)

一(告 示)一

に非ず、千葉大學工學部、高等學校、農商高等學校等の施設を有している。それにもかゝわらず公會堂、圖書館等の文化的中心を缺いていることは、ちようど心棒の無いコマ同然である。これが松戸文化の散漫停滯を來たし、その渾然たる發展をさまたげている一大原因と言わねばならない。

3 市の大集會場の無いためこの未曾有の激動期に際しまともな講演會一つ開かれずまた藝能文化の面でも種々劇團の公演が期待されていたにもかゝわらず雨天の爲不能となり好機を逸した例さえある。

4 この様な状態が精神的「宿場」状態を脱却し得ぬ原因で、また原市民と轉入者との接觸融合を阻み新舊市民の對立或いは市民の一般的無氣力状態の原因ともなっている。

5 市の文化の中心が無いため集合精神的マインスは更に市民の知的水準の一般的低下を齎らし激變する時流に遅れ總てに後手を引いている。就中經濟的に立遅れ甚しく隣接市川、船橋市の後塵を拜する結果となつてゐる。従つて市民の貧困の原

因ともなり惹いては市財政の貧困をもたらしつてゐる。

第二 施設

1 位置は市の中心地たること  
2 大集會場を中心とし、圖書館、物産陳列場、小集會場、記者クラブ、娛樂室、休憩所、保育室、食堅、浴場、理髮室、屋上展望台、兒童遊園等の文化的施設を出来るだけ豊富に併設すること

3 大集會場は定員千五百名以上を收容し得るものとする。舞台は職業的演劇を公演し得る設備を完備しまた音響効果を完全にし、通風、採光、暖房その他衛生的設備をなし美術的考慮をも拂ふこと

4 圖書館は藏書一萬冊以上をそなえ、一時に百名以上を收容するものであること  
5 その他の施設についてはそれぞれの目的にそつて最大限に良心的施設であること

第三 運営

1 運営は市民の代表によつて構成された運営委員會に委任すること

2 運営委員會は次の原則を守ること

A すばての市民に對して平等に開放すること

B 市民本位のサービス主義で運営すること

三 請求代表者

全	松戸市相模台	平野威馬雄
全	根本二十四番地	佐山直
全	三ノ一〇六八	植松喬
全	根本五〇一	溝江徳明
全	胡録台住宅	山村進
全	日暮七〇〇	原安佑
全	根本四五八	神山利夫
全	二ノ一二八七	日野三男
全	三ノ一〇七〇	田中移
全	松戸一三九四	柴田周藏
全	農商寮内	伊藤由登
全	小山三一九	金子千代松
全	小山三二一	鈴木喜久雄
全	小山二六四	安藤岩次郎
全	上本郷二六四七	山崎修一
全	古ヶ崎八二五	小林孝
全	根本四八八	秋谷時造
全	相模台	諏訪部晃
全	松戸一七八〇	米山良貞
全	相模台八ノ三	中村仲義
全	三ノ一〇七〇	平井元輔

右地方自治法第七十四條第一項の規定により左の條例案を添えて條例の制定を請求いたします。

昭和二十五年一月三十日

千葉縣松戸市長 恩田 明敏

松戸市公會堂設置及び使用條例案

第一條 本市は市民文化の向上を圖るため松戸市大字松戸 番地に公會堂を設置し松戸市公會堂と稱する。

第二條 松戸市公會堂の行ふ事業は左の通りとする。

- 一 集會場の貸與
- 二 圖書館の運営
- 三 物産陳列場、食堂、娛樂室、兒童遊園
- その他付帯施設經營
- 四 その他市民文化向上に必要な事業
- 第三條 松戸市公會堂の使用並びに事業の運営については運営委員會を設けてこれに代

行させる。この委員會は公平且合理的な運営を原則とする。

第四條 前條運営委員は市民中學識經驗を有する者の中から民主的方法で選び、市長がこれを委任する。

第五條 この條例施行について必要な事項は市長が別にこれを定める。

附 則

この條例は、公布の日からこれを施行する。

彙 報

地方税法の改正による松戸市の税収予想のあらまし（附加税制度の廢止）

昭和二十五年三月一日現在

財 務 課

税 目	現 行 税 額		改 正 後		新設 存廢別	摘 要
	現 行	改 正 後	増	減		
地租附加税	1,110,200円	1,110,200円	△	0円		
家屋税附加税	1,756,700円	1,756,700円	△	0円	名稱變更	新設の固定資産税に變更
固定資産税	—	3,000,000円	3,000,000円	—	新設	従來縣税であつた地租、家屋税及び同附加税と新設の事業用償却資産を合して、市獨立税となる。税率は時價の75%即ち（宅地、家屋、山林等は現行貸賃價格×1.000倍、農地は財産税評價額×2.5倍が時價となる）

（告示・彙報）



事業税附加税	1,388,200.00	1,388,200.00	△	1,388,200.00	廢止	新設の縣稅たる附加價値稅に變更
特別附加所得稅	501,000.00	501,000.00	△	501,000.00	廢止	
入場稅附加稅	1,233,000.00	1,233,000.00	△	1,233,000.00	廢止	縣獨立稅となる
酒消費稅附加稅	1,282,995.60	1,282,995.60	△	1,282,995.60	廢止	
電氣ガス稅附加稅	477,270.70	477,270.70	△	477,270.70	存續	現行縣稅及び附加稅が市獨立稅となる
自動車稅附加稅	340,611.00	340,611.00	△	340,611.00	廢止	
自動車取得稅	—	—	—	—	廢止	縣獨立稅となる（取得稅廢止）
軌道稅附加稅	150,210.00	150,210.00	△	150,210.00	廢止	
電話稅附加稅	170,000.00	170,000.00	△	170,000.00	廢止	全 上
電柱稅附加稅	131,248.00	131,248.00	△	131,248.00	廢止	
不動産取得稅附加稅	529,101.00	529,101.00	△	529,101.00	廢止	縣獨立稅となる
木材引取稅	119,200.00	119,200.00	—	119,200.00	存續	
漁業權稅附加稅	—	—	—	—	廢止	現行縣稅及び附加稅が市獨立稅となる

一(彙) 報(一)

狩獵者稅附加稅	七五、六〇〇〇	—	△	七五、六〇〇〇	廢止	均等割 六百圓 但し 法人千八百圓 縣民稅廢止 所得割(1)所得稅額を課稅基準とする場 合その百分ノ十八 (2)課稅總所得金額を課稅基準とする場合その百分ノ十 (3)課稅總所得金額から所得稅額を差引いた額を課稅基準とする場合その百分ノ二十 法人は均等割のみ
附遊與加飲食稅	三、三二、六四〇〇	—	△	三、三二、六四〇〇	廢止	
市 民 稅	七、六九、九六〇〇	二四、六四、八六三〇	△	一六、九四、九六六〇	存續	
自轉車稅	一、〇八、五三三〇	一、〇八、五三三〇	△	三、四四、三〇〇	存續	
自轉車取得稅	八九、三四〇〇	—	△	八九、三四〇〇	廢止	
荷 車 稅	七二、六一七〇	八六、三八〇〇	△	一七、六四三〇	存續	
荷車取得稅	九、八二〇〇	—	△	九、八二〇〇	廢止	
金 庫 稅	五、〇四〇〇	—	△	五、〇四〇〇	廢止	
屠 畜 稅	一、〇一、九一〇〇	—	△	一、〇一、九一〇〇	廢止	
廣 告 稅	四九、〇七五〇	四九、〇〇〇〇	△	六、三五〇	存續	

一(彙 報)一

換客人税	36,700.00	27,200.00	11,100.00	存續	
使用人税	8,049.00		8,049.00	廢止	
扇風機税	2,950.00		2,950.00	廢止	
犬 税	781,836.00		781,836.00	廢止	法定外獨立税として廢止が勸告されているので 存續、廢止不明
牛馬税	179,400.00		179,400.00	廢止	全 右
地 租 割	304,200.00		304,200.00	廢止	
家 屋 税 割	220,864.00		220,864.00	廢止	
事 業 税 割	2,648,963.00		2,648,963.00	廢止	
特別所得税割	103,680.00		103,680.00	廢止	
計	7,759,800.00	20,100,000.00	23,460,000.00		

（彙 報）一

10	9	8	7	6		5	4	3	2	1	昭和二十四年中戸籍取扱件數	
姻族關係終了	失 踪	死 亡	親權・後見・保佐	離婚	離婚	婚 姻	養子離縁	養子縁組	認 知	出 生	本 籍	本籍寄留總數 (二四・二・三〇現在) 總人口 本籍數 本籍人口 寄留數 寄留人口 五三、五四 七、四九 三六、三三 三、七六 一七、〇〇一
九	二	五六一	一七	裁判上	協議	五七二	八	五九	一九	一、六四五	非本籍	
一	：	一三〇	：	：	一三	一〇九	二	一〇	三	三四七	計	
一〇	二	六九一	一七	：	六五	六八一	一〇	六九	二二	一、九九二		

戸 籍 課

26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11
合 計	そ の 他	家 督 相 續	訂 正	追 究	名 の 變 更	氏 の 變 更	國 籍 回 復	國 籍 喪 失	國 籍 取 得	就 籍	轉 籍	分 籍	入 籍	相 續 人 廢 除	復 氏
三、三二九	四	四八	一一	三	二	：	：	：	：	：	一〇八	五九	三〇	：	一六
六五一	：	：	三	：	：	：	：	：	：	：	二二	四	六	：	一
三、八八〇	四	四八	一五	三	二	：	：	：	：	：	一三〇	六三	三六	：	一七

七

8	7	6	5	4	3	2	1	事 項 件 數	昭和二十五年一・二月中戸籍取扱件數 （戸籍寄留謄抄本、 戸籍寄留閲覧、印、 鑑諸証明を除く）
入籍	分籍	養子縁組	轉籍	離婚	婚姻	死亡	出生		
一一	一一	一六	三四	一一	九三	一二六	二七五	事 項 件 數	
16	15	14	13	12	11	10	9		
合計	その他管内より送付を受けたもの	失踪	家督相續	追究	名變更	認知	戸籍訂正	事 項 件 數	
七二〇	一一〇	一	一	一	二	二	七		

9	8	7	6	5	4	3	2	1		事 項 件 數	昭和二十五年一・二月中寄留その他諸証明取扱件數
恩給証明	印鑑届	印鑑証明	寄留謄抄本交付	閱覽	戸籍記載事項証明	戸籍抄本交付	戸籍謄本交付	寄留	寄留		
七〇	一五〇	四七三	三八	九	五六	四二〇	一七六	四七	一九四	事 項 件 數	
19	18	17	16	15	14	13	12	11	10		
合計	同居証明	古材証明	建築証明	寄留証明	年令証明	扶養家族証明	戸籍証明	居住証明	身元証明	事 項 件 數	
一、七九四	一	二	一一	五	一〇	一八	二六	一九	六九		

經 濟 課

一 滿年令に伴ら主要食糧購入配給基準量改訂に對する届出方法について

1 滿年令に達する消費者は滿年令に達する日の前日まで市役所經濟課又は出張所に米穀通帳を持參の上届出下さい

2 配給基準量の切換えは滿年令に達した年月日から適用します

3 滿年令に達した消費者がやむをえない事由に依り届出のしなかつた場合には届出の日から三十日の範圍内において不足配給量の補填をします

4 滿年令に達した消費者が届出をなさないため加算配給となつた場合は滿年令に達した年月日より逆及して配給の差引を行いますから間違なく届出下さい

二 二月分配給月末人口

生産世帯 二、七四六八

消費世帯 三四、二五五八

計 三七、〇〇一人

三 乳児用菓子(卸) 小賣業者登録票交付について

今般幼児菓子(卸) 小賣業者の登録實施に當り松戸市管内登録票交付申請者の中、乳

兒食品需給調整規則第十六條に該當する左記の者に三月一日附登録票を交付せり

菓子小賣 松戸市宮前丁 篠田正義

外 三六名

菓子卸賣 松戸市根本二六八

森谷孫吉 外 三名

四 昭和二十五年一月十七日 千葉縣告示第二十號により千葉縣特殊地域(松戸市該當

の鮮魚類販賣價格の統制が指示された

五 飲食營業臨時規整法の規定に基く標識の提示について

飲食營業臨時規整法第三條の規定に基く營業の許可を受けたものは(許)の標識を店頭その他見易い場所に提示して下さい

二月二十日以後において右のとおり標識の提示が行なわれていない場合は無許可營業の疑あるものとして取締りを受けることがありますから注意して下さい

六 昭和二十四年度第四回石鹼配給は三月六日より三月十一日まで一人當一個宛購入切符三號券により配給

七 飲食營業許可について

今般東京管區經濟調查廳長並に縣農林部長通知により今后無許可飲食營業者にし

て檢査された者は檢査后出願しても許可されませんから注意して下さい

土 木 課

昭和二十五年二月中に於ける工事關係

道路改修竣功したるもの

市道馬橋中學校道 自馬橋 延長六〇八米 至八ヶ崎

市道四・五米 此工費 六二〇、〇〇〇圓

市道南部小學校道 自登校橋 延長一四五米 至小學校前

市道四・五米 此工費 一、五〇、〇〇〇圓

市道秋山市川線 秋山地内 延長五一四米

市道六・〇米 此工費 地元負担

道路改修工事中のもの

和名ヶ谷地内 延長七〇〇米 市六米

現在 七〇% 進捗

三月三十一日迄に完成の予定

紙敷地内 延長五〇〇米 市四・五米

三月中に完成の予定

中和倉地内 自中和倉 和倉 (目下設計中なる

至馬橋中學校) 三月中に完成の予定

道路維持工事

市道(丸) 通脇通り 延長九〇米

側溝土留工事

此工費 一八、九〇〇圓 竣功

市道 馬橋流山線 馬橋、主水新田間  
 延長二、一〇〇米 巾四・五米  
 路面碎石敷 六〇%進捗  
 三月中に完成予定

市道 松戸驛前(丸) 通前通り  
 道路上の鐵道電柱 三月中に移轉完了の  
 予定

市道 栗ヶ澤馬橋線 三月中に測量設計完  
 了の予定

建築關係  
 二月中に許可申請受付したるもの十四件  
 以上

最近六年間 法定傳染病發生狀況

衛 生 課

計	痘 瘡	日 本 腦 炎	流 腦	猩 紅 熱	發 疹 チ フ ス	ヂ フ テ リ ア	赤 痢 (含 疫 痢)	パ ラ チ フ ス	腸 チ フ ス	種 別 年 度	
										一 九 年	二 〇 年
一四六				一		五一	一四	四	七六	一九年	二〇年
一五八				一		二七	九〇	一	三九	二〇年	二一年
二〇三	一四				四六	三四	二三	六	八〇	二一年	二二年
七一			二		四	一四	九	四	三八	二二年	二三年
六六		一八	五	二		三	一二	一〇	一六	二三年	二四年
五五		四	三	五		五	二四	二	一二	二四年	計
六九九	一四	二三	一〇	九	五〇	一三四	一七二	二七	二六一	計	

乳 児 検 診 成 績 表 (昭和25年11月施行)  
 対象 昭和23年11月1日 ~ 昭和24年9月30日迄の出生児

地 區 別	該 當 者	受 診 者	榮 養 法 別		榮 養 状 態			其の他の				
			母 乳 %	混 合 %	甲 %	乙 %	丙 %	呼吸器疾患	消化器疾患	皮膚病	疾病異常	
北 部 地 區	276	146 (53%)	110 (75%)	28 (19%)	8 (6%)	38 (25%)	104 (77%)	4 (3%)	1	0	4	0
中 部 地 區	266	155 (58%)	118 (76%)	29 (19%)	8 (5%)	82 (53%)	69 (44%)	4 (3%)	0	1	0	11
南 部 地 區	134	58 (43%)	44 (76%)	13 (22%)	1 (2%)	31 (53%)	27 (47%)	0 (0%)	0	0	0	0
矢 切 地 區	140	64 (46%)	50 (78%)	14 (22%)	0 (0%)	37 (58%)	27 (42%)	0 (0%)	0	0	0	0
東 部 地 區	133	110 (83%)	92 (84%)	17 (15%)	1 (1%)	31 (28%)	66 (60%)	13 (12%)	1	0	0	0
馬 橋 地 區	127	61 (48%)	56 (92%)	4 (7%)	1 (1%)	41 (67%)	19 (31%)	1 (2%)	11	1	0	2
高 木 第 一 地 區	152	106 (70%)	96 (90%)	8 (8%)	2 (2%)	49 (46%)	56 (53%)	1 (1%)	0	0	3	0
高 木 第 二 地 區	143	64 (45%)	51 (80%)	13 (20%)	0 (0%)	20 (31%)	40 (33%)	4 (6%)	0	4	0	1
總 計	1371	764 (56%)	617 (81%)	126 (16%)	21 (3%)	329 (43%)	408 (52%)	27 (4%)	12	6	6	14

(註) (イ) 榮養状態 { 甲 体重身長共に發育良好なる者  
 乙 普通  
 丙 身体虛弱者 } (ロ) 疾病異常 { 呼吸器疾患は殆ど感胃にて其の他は氣管支炎等  
 其の他の疾患に於ては殆どが乳児脚氣で、特に惡  
 質なる疾患はなし }



第3集

松 戸 市 婦 科

昭和25年3月15日

妊 婦 検 診 成 績 表 (昭和24年11月施行)  
 対象 昭和24年10月現在 妊娠中の者

地 區 別	該 當 者	受 診 者 %	妊 娠 前 期 (6ヶ月 以下)	妊 娠 後 期 (6ヶ月 以上)	初 産	經 産	妊 娠 つ わ り		梅 毒 血 清 反 應		既 往 症 流, 早, 死産	尿 蛋 白 (+)	高 血 壓 腫	骨 盤 位 (6ヶ月 以上)	胎 位 異 常	要 注 意
							強 度 %	普 通 %	(+) %	(-) %						
北 部 地 區	119	56 (50)	2	54	18	38	9 (16)	47 (84)	5 (9)	51 (91)	10	2	0	4	2	10
中 部 地 區	105	57 (56)	1	56	18	39	7 (12)	50 (88)	4 (7)	53 (93)	14	0	2	3	1	4
南 部 地 區	81	44 (54)	2	42	17	27	7 (16)	37 (84)	0	44 (100)	4	0	0	1	0	0
矢 切 地 區	53	29 (55)	1	23	7	22	1 (3)	28 (97)	1 (3)	28 (97)	3	0	0	0	0	1
東 部 地 區	49	26 (53)	3	23	9	17	3 (12)	23 (88)	0	26 (100)	0	0	0	1	1	0
馬 橋 地 區	55	30 (55)	0	30	13	17	4 (13)	26 (87)	0	30 (100)	1	0	0	0	1	0
高 第 一 地 區	57	25 (44)	0	25	12	13	4 (16)	21 (84)	0	25 (100)	1	0	2	0	0	0
高 第 二 地 區	47	23 (50)	1	22	8	15	2 (3)	21 (91)	0	22 (100)	2	0	1	2	0	0
總 計	566	290 (50)	10	280	102	188	37 (13)	253 (87)	10 (3)	280 (97)	35	2	5	11	5	15

(註) 要注意者の内譯は梅毒血清反應 (+) 者 10 名と高血壓浮腫 5 名

○選舉管理委員會

二月十四日 「松戸市公會堂設置及び使用條

例」制定の請求署名簿を受理す

二月十八日 右請求署名簿の照合を完了す

署名簿に記載せられたる者の總數

一、三三二人

選舉人名簿に記載せられたる者の總數

一、七九九人

二月二十日 右署名簿を請求代表者に返付す

○市曾事務局

二月四日 臨時市會(第一回)會期 一日

午前十一時三十分開會 午後一時三十分

閉會

議題 議案第一號 寄付を爲すの件(松戸

市立松戸農商高校縣立移管について)

二月二十三日 財政委員會 午前十一時開會

午後七時閉會

議題 昭和二十五年度予算について

二月二十四日 内示會 午後四時開會

午後五時閉會

議題 予算について

二月二十八日 定例市會(第一回)會期二十

日間 午前十一時三十分開會 午後五時  
閉會  
二月二十三日 第十七回千葉縣下市縣會議長  
會議 於市川市役所

一 農地改廢と許可申請について

最近無斷で農地改廢を見るが、之れは昭和二  
十年十二月二十八日公布された、農地調整法  
第四條に基づき地方長官の認可を受けなけれ  
ばいけない、改廢を行はんとする者は、改廢  
前に農地委員會の承認を得、地方長官に許可  
申請をしなければいけない

記

五〇坪未満 農地委員會

五千坪未満 千葉縣知事

五千坪以上 農林省

昭和二十五年三月九日

松戸市農地委員會長

湯 淺 槌 藏

麻中事項 (二月)

(日) (行) (事)

一 赤十字奉仕團結準備會

二 愛の運動協議會結成準備委員會

(日) (行) (事)

農商高校縣立移管實行委員會

入權擁護委員任命式(於千葉法務局)

臨時市議會

農商高校縣立移管實行委員會

愛の運動第一回協議會

新制中學中部地區對策委員會

民生委員會常務委員會

農地委員會

兒童福祉審議會

愛の運動協議會

都市計畫委員會

赤十字奉仕團結成式

國保病院入札

學校長會議

七市消防團長會議

第二回國保連營協議會

農事講習會

課長會議

一、二中合併建設常任委員會

厚生住宅上棟式

松戸地區民生委員會協議會

常任委員長會議

新年度予算内示會

〔廳中事項・任免及辭令・附 現代かなづかい〕

(日) (行) (事)

- 二六 一、二中合併委員會
- 二七 常任委員長會議
- 二八 定例市議會

任免及辭令

矢 口 勇

松戸市事務吏員に任命する  
書記に補する

財務課勤務を命ずる

本間 和子

松戸市雇を命ずる  
經濟課勤務を命ずる

(二月二十八日付)

附 現代かなづかい

一、現代かなづかい

一、このかなづかいは大体、現代語音にもとづいて現代語を、かなで書きあらわす場合の準備を示したものである。

一、このかなづかいは主として現代文のうち口語体のものに適用する。

一、原文のかなづかいによる必要のあるものまたはこれを變更しがたいものは除く。

【A】

イ	エ	オ	カ	ガ	ジ	ズ	ワ
い	え	お	か	が	じ	ず	わ
ゐ	ゑ	を	くわ	ぐわ	ぢ	づ	は
備考(舊かなづかい) を示す							

【B】

イ	ウ	オ	エ	コ	ゴ	ソ	ゾ	ト	ド	メ	ホ	ボ
い	う	お	え	こ	ご	そ	ぞ	と	ど	の	ほ	ぼ
ひ	ふ	あ	い	か	さ	さ	さ	た	だ	な	は	ば
備考(舊かなづかい) を示す												

イ	ウ	オ	エ
い	う	お	え
ひ	ふ	ふ	へ
備考(舊かなづかい) を示す			

一(附 現代かなづかい)

リ ニ ウ	ピ ニ ウ	ヒ ニ ウ	ニ ニ ウ	チ ニ ウ	ジ ニ ウ	シ ニ ウ	ギ ニ ウ	キ ニ ウ	發 音	【C】	ポ オ	モ オ	ヨ オ	ロ オ
り ゆ う	ぴ ゆ う	ひ ゆ う	に ゆ う	ち ゆ う	じ ゆ う	し ゆ う	ぎ ゆ う	き ゆ う	新 か な づ か い		ぼ う	も う	よ う	ろ う
りら、りふ	ぴり	ひり	にり、にふ	ちり	じり、じふ、ぢゆう	しり、しふ	ぎり	きり、きふ	備、考 (舊かなづかい を示す)		ばり、ばふ、ぼふ	まり	やう、えり、えふ	らう、らふ

リ ヨ オ	ミ ヨ ウ	ピ ヨ ウ	ヒ ヨ ウ	ニ ヨ ウ	チ ヨ ウ	ジ ヨ オ	シ ヨ オ	ギ ヨ オ	キ ヨ オ	發 音	【D】		
り よ う	み よ う	び よ う	ひ よ う	に よ う	ち よ う	じ よ う	し よ う	ぎ よ う	き よ う	新 か な づ か い			
りやう、れり、れふ	みやう、めり	びやう、べり	ひやう、へり	ねり	ちやう、てり、てふ	じよう、ぢやう、ぜり、でり、でふ	しやう、せう、せふ	ぎやう、げり、げふ	きやう、けり、けふ	備、考 (舊かなづかい を示す)			

細 則

第一 む、ゑ、を、は、い、え、おと書く、たゞし助詞のをを除く  
 (例)

- 一、ゐをい、と書くもの  
いど(井戸) くわい(蕨姑)
- すいさつ(推察)

- 二、ゑをえと書くもの  
つえ(杖) すえ(末)  
うえる(植える) ちえ(智慧)
- 三、ををおと書くもの  
おけ(桶) うお(魚)  
おどる(踊る) あおい(青い)  
かおく(家屋)

第二 (例)

- 一、くわをか、と書くもの  
かがく(化学) かふん(花粉)  
けつか(結果) ゆかい(愉快)  
きかん(歸還) いつかん(一貫)
- 二、ぐわをがと書くもの  
がれき(瓦礫) がいこく(外國)  
がんり(元利)

第三 (例)

- 一、ぢをじと書くもの  
あじ(味) ねじる(捻ぢる)
- 二、づをずと書くもの  
じぞく(持續)  
りず(渦) ゆずる(譲る)  
しずかに(静かに) まず(先づ)

一〇 現代かなづかい

第四

だ・い・ず (大豆) 、  
ワに發音されるはは・わと書く。但し助  
詞のはははと書くことを本則とする

〔例〕

かわら (瓦) かわ (河)

あらわす (著す)

あつかわぬ (扱はぬ)

すなわち (則ち)

第五

イに發音されるひ・はいと書く

〔例〕

うぐいす (鶯) たい (鯛)

ならいます (習ひます)

おもいます (思ひます)

第六

ウに發音されるふ・はうと書く

〔例〕

あらい (洗ふ) かり (買ふ)

いう (言ふ) あやうい (危い)

りけおり (請負ふ)

第七

オに發音されるふは・おと書く

〔例〕

あおく (仰ぐ) あおる (瀧る)

エに發音されるへは・えと書く。但し助  
詞のへはへと書くことを本則とする

かえる (蛙) いえ (家)  
すくえ (救へ)

〔例〕

第九

オに發音されるほは・おと書く

かお (顔) におい (匂)

こおろぎ (蟋蟀) なおす (直す)

なお (猶)

第十

ユの長音はゆ・りと書く

〔例〕

一、ゆうじん (友人) ゆうびん (郵便)

りゆう (理由)

二、いふをゆりと書くもの

とゆう (都邑)

三、ゆふをゆりと書くもの

ゆうがた (夕方)

第十一

エ列長音はエ列のかなにえをつけて  
書くこと

〔例〕

ねえさん (姉さん) ええ (應答の語)

第十二

オの長音はお・りと書く

〔例〕

一、ありをおりと書くもの

おうか (櫻花) ちゆうおう (中央)

二、わうをおりと書くもの

おうらい (往來) こくおう (國王)

三、あふをおりと書くもの

おうぎ (扇) おうみ (近江)

四、はうをおりと書くもの

あおり (逢はり) 買おう (買はり)

第十三

コ及びゴの長音はこ・りと書く

〔例〕

一、かうをこりと書くもの

こうじ (糶) こうべ (神戸)

こうばしい (かうばしい)

こうふく (降伏)

二、くわをこりと書くもの

こうせん (光線) こうぞく (皇族)

三、かふをこりと書くもの

こうおつ (甲乙) たいこう (太閤)

四、こふをこりと書くもの

こう (劫)

五、がりをこりと書くもの

いそごう (急がり) ばんごう (番號)

六、ぐわをこりと書くもの

ごうごう (轟々)

七、がふをこりと書くもの

いちごう (一合)

八、ごぶをこりと書くもの

えいごう (水劫)

以上

# 松 戸 市 報

第 4 號

昭和25年4月號  
每月15日發行

發行人  
千葉縣松戸市松戸1415  
松 戸 市 役 所  
電話松戸局  
19  
167  
323

(蘇山閣印刷社印行)

## 目 次 (市報第四號)

- 告 示 ..... (一)
- 條例制定請求結果告示
- 昭和二十五年第一回定例市會結果告示
- 本市公安委員就任告示
- 昭和二十五年第二回臨時市會招集告示
- 全 右 結果告示
- 昭和二十四年歲松戸市歲入歲出追加更正予算及び昭和二十四年歲松戸市特別會計國民健康保險歲入歲出追加予算要領告示
- 昭和二十三年度松戸市歲入歲出決算及び昭和二十三年度特別會計公益質屋歲入歲出決算要領告示
- 條 例 ..... (四)

- 市職員給與條例
- 特別職の俸給等に関する條例
- 勞働基準法の施行に伴う吏職員に係はる給與の應急措置に関する條例を改正する條例
- 消防團員諸給與條例の一部を改正する條例
- 松戸市立農商高等學校授業料、考査料及び入學料徴收條例を廢止する條例
- 松戸市公益質屋條例を改正する條例
- 市會議員諸給與條例の一部を改正する條例
- 松戸市監査委員設置條例の一部を改正する條例
- 松戸市選舉管理委員會諸給與條例の一部を改正する條例

- 公安委員の報酬並びに費用辨償の額及びその給與方法に関する條例の一部を改正する條例
- 市職員旅費支給條例
- い 報 ..... (三)
- 廳中事項 ..... (三)
- 任免及辭令 ..... (三)
- 告 示
- 松戸市告示第九號
- 二月二十一日受理した「松戸市公會堂設置及使用條例」制定請求については同月二十八日市役所會議室に招集開會した昭和二十五年第一回定例市會に議案第二十一號として上程され、三月十三日投票により採決の結果否決となつた。

昭和二十五年三月十五日

松戸市長 恩 田 明

○松戸市告示第一〇號

二月二十八日日本市役所會議室に招集開會した昭和二十五年第一回定例市會は三月十日議事終了閉會した。會議の結果は左の通りである。

昭和二十五年三月二十二日

松戸市長 恩 田 明

- 一 市債について
- 一 市債について
- 一 市債について
- 一 昭和二十三年度松戸市歳入歳出決算認定について
- 一 昭和二十三年度松戸市特別會計公益質屋歳入歳出決算認定について
- 一 市職員給与條例認定について
- 一 市職員給与條例認定について
- 一 特別職の職員の俸給等に關する條例認定について
- 一 労働基準法の施行に伴う吏職員に係はる給與の應急措置に關する條例を改正する條例認定について
- 一 消防團員諸給與條例の一部を改正する條例認定について

- 一 特別會計の設置について
- 一 昭和二十五年年度松戸市歳入歳出予算について
- 一 昭和二十五年年度松戸市特別會計松戸浴場歳入歳出予算について
- 一 昭和二十五年年度松戸市特別會計公益質屋歳入歳出予算について
- 一 昭和二十五年年度松戸市特別會計國民健康保險歳入歳出予算について
- 一 歳計現金預入れについて
- 一 定額予算内一時借入れについて
- 一 松戸市立農商高等学校授業料、考査料及入學料徴收條例を廢止する條例認定について
- 一 市債について
- 一 寄附受入について
- 一 工事の請負契約について
- 一 條例認定について
- 一 市債について
- 一 工事の請負契約について
- 一 中學校設置について
- 一 松戸市公益質屋の再開について
- 一 松戸市公益質屋條例を改正する條例認定について

- 一 市債について
- 一 市債について
- 一 市會議員諸給與條例の一部を改正する條例認定について
- 一 松戸市監査委員設置條例の一部を改正する條例認定について
- 一 松戸市選舉管理委員會諸給與條例の一部を改正する條例認定について
- 一 公安委員の報酬並びに費用辨償の額及びその給與方法に關する條例の一部を改正する條例認定について
- 一 市職員旅費支給條例認定について
- 一 公安委員の選任について

○松戸市告示第一一號

本市公安委員根本武氏は任期満了となつたので二月二十八日招集開會した昭和二十五年第一回定例市會にその會の同意を得て左の者を三月十八日任命した。

昭和二十五年三月二十四日

松戸市長 恩 田 明

松戸市松戸一、七九七番地 根本 武

○松戸市告示第一二號

左記事件について三月三十日午前十時本市役所會議室昭和二十五年第二回臨時市議會を招集する。

昭和二十五年三月二十四日

松戸市長 恩 田 明

昭和二十四年度松戸市歳入歳出追加更正予算

昭和二十四年度松戸市特別會計國民健康保健追加更正予算

警察職員の定員に關する條例の一部を改正する條例設定について

松戸市吏員定數條例の一部を改正する條例設定について

松戸市職員定數條例の一部を改正する條例設定について

學校問題について

○松戸市告示第一三號

三月三十日日本市役所會議室に招集開會した昭和二十五年第二回臨時市會は全日議事終了し閉會した。

會議の結果は左の通りである。

昭和二十五年三月三十一日

松戸市長 恩 田 明

昭和二十四年度松戸市歳入歳出追加更正予算(第五回)

昭和二十四年度松戸市特別會計國民健康保險歳入歳出追加予算

松戸市職員定數條例の一部を改正する條例設定について

松戸市職員定數條例の一部を改正する條例設定について

警察職員に關する條例設定について

一 校名及び學區の變更について  
一 小學校設置について

以上原案可決

○松戸市告示第一四號

三月三十日日本市役所會議室に招集開會した昭和二十五年第二回臨時市會に原案可決となつた昭和二十四年度松戸市歳入歳出追加更正豫算(第五回)及び昭和二十四年度松戸市特別會計國民健康保險歳入歳出追加豫算の要領は左の通りである。

昭和二十五年四月一日

松戸市長 恩 田 明

○昭和二十四年度松戸市歳入歳出追加更正豫算(第五回)要領

歳 入

一金壹億參千百拾參萬九千貳百貳拾圓也 歳入 既定豫算高

一金壹億參千八拾參萬壹千九百七拾四圓也 歳入追加更正豫算高

一金壹億參千百拾參萬九千貳百貳拾圓也 歳出 既定豫算高

一金壹億參千八拾參萬壹千九百七拾四圓也 歳出追加更正豫算高

歳入歳出差引殘金なし

内譯 (「更正」の字を冠しないものは追加である)

歳 入

第一款 市 税 二、九三三、三四圓

第一項 縣稅附加稅 四、四三八、六四圓

第二項 獨 立 稅 六三、六〇〇圓

第三項 目 的 稅 「更正」二、四三三、六〇圓





第一項	健 民 費	五、七五〇圓
第二項	傳染病予防費	一四、九四〇圓
第三項	傳染病院費	二七、四七〇圓
第四項	結核予防費	五、三八〇圓
第六項	環境淨化費	「更正」三、〇四八、五四〇圓
第八項	災害復舊費	「更正」三〇〇圓
第九款	產業經濟費	「更正」三、四八八、六六〇圓
第三項	物資需給調整費	「更正」一、四七〇、七二〇圓
第一〇款	地方振興費	五、五〇〇圓
第一項	振 興 費	六九、〇〇〇圓
第二項	貯蓄獎勵費	「更正」五、五〇〇圓
第一款	財 產 費	「更正」六五五、七〇〇圓
第二項	財產管理費	「更正」六五五、〇〇〇圓
第三項	災害復舊費	「更正」一〇〇圓
第二款	統計調査費	一三、〇〇〇圓
第二項	統計調査費	一三、〇〇〇圓
第三款	選 舉 費	「更正」四七、九〇〇圓
第一項	選舉管理委員會費	「更正」三六、九四〇圓
第一四款	公 債 費	三三、三〇〇圓
第一項	元利償還金	「更正」一、二七、七〇〇圓
第二項	利 子	五〇〇、〇〇〇圓
第一五款	諸支出金	五四七、九〇〇圓
第二項	徵 稅 費	四七、九〇〇圓
第三項	繰 出 金	五〇〇、〇〇〇圓

一(告

示)一

歲出合計	二五〇、八三二、九七四円
歲入歳出差引殘金なし	
◎昭和二十四年度松戸市特別會計國民健康保險	
歲入歳出追加予算要領	
歲 入	
一金九百參萬八千五百九拾五円也	歳入追加予算額
歲 出	
一金九百參萬八千五百九拾五円也	歳出追加予算額
歲入歳出差引殘金なし	
内 譯	
歲 入	
第四款 國庫支出金	七六七、〇五円
第一項 國庫支出金	六六七、〇五円
第五款 縣支出金	三七一、〇〇円
第一項 縣補助金	三七一、〇〇円
第六款 繰入 金	五〇〇、〇〇〇圓
第一項 特別會計繰入金	五〇〇、〇〇〇圓
第八款 市 債	七、五〇〇、〇〇〇圓
第一項 市 債	七、五〇〇、〇〇〇圓
歲入合計	九、〇三八、五九五圓
歲 出	
第一款 役 所 費	五〇〇、〇〇〇圓
第一項 役 所 費	五〇〇、〇〇〇圓
第四款 病 院 費	八、五三八、五九五圓

一(告) 示一

第一項 病院費

八、五八、五五圓

九、〇三、五五圓

歳出合計  
歳入歳出差引殘金なし

○松戸市告示第一五號

二月二十八日日本市役所會議室に招集開會した昭和二十五年第一回定例市會に原案可決となつた昭和二十五年松戸市歳入歳出予算昭和二十五年松戸市特別會計松戸浴場歳入歳出予算、昭和二十五年松戸市特別會計國民健康保險歳入歳出予算の要領は左の通りである。

昭和二十五年四月一七日

松戸市長 恩 田 明

○昭和二十五年松戸市歳入歳出予算要領

歳 入

一金壹億壹千參百九拾七萬貳千貳百九拾圓也

歳入予算高

歳 出

一金壹億壹千參百九拾七萬貳千貳百九拾圓也

歳出予算高

歳入歳出差引殘金なし

内 譯

歳 入

第一款 市 税

六、三三、一六圓

第二款 縣稅附加稅

三、七〇、八五圓

第二項 獨立稅

三、二三、二七圓

第三項 目的稅

一、八九三、〇四圓

二八、四〇〇、〇〇圓

第四項 地方配付稅

第二款 公營企業及び財産收入

第一項 財産收入

第二項 公益企業收入

第三款 分担金及び負担金

第一項 分 擔 金

第二項 分 擔 金

第四款 使用料及び手数料

第一項 使 用 料

第二項 手 數 料

第五款 國庫支出金

第一項 國庫支出金

第二項 國庫負擔金

第六款 縣支出金

第一項 縣補助金

第二項 縣交付金

第七款 寄 附 金

第一項 寄 附 金

第八款 繰 入 金

第一項 繰 入 金

第九款 繰 越 金

第一項 前年度繰越金

第一〇款 雜 收 入

五、六〇、七九圓

一〇〇、〇〇〇圓

一〇〇、〇〇〇圓

一〇〇、〇〇〇圓

一〇〇、〇〇〇圓

一〇〇、〇〇〇圓

第一項	物品賣拂代金	10,000圓
第二項	團休支出金	10,000圓
第三項	繰替金戻入	4,011,300圓
第四項	殘 入	1,010圓
第一款	市 債	16,233,300圓
第一項	市 債	16,233,300圓
歲入合計		13,973,290圓
第一款	議 會 費	2,249,300圓
第一項	市議會費	1,819,300圓
第二項	調 査 費	426,000圓
第二款	役 所 費	17,734,830圓
第一項	市役所職員給	17,061,180圓
第二項	出 納 費	46,500圓
第三項	戶籍事務費	55,000圓
第四項	監 査 費	300,850圓
第五項	所 費	274,300圓
第三款	警 察 費	14,981,360圓
第一項	公安委員費	39,790圓
第二項	警 察 費	14,641,570圓
第四款	消 防 費	3,633,250圓
第一項	消 防 費	3,633,250圓
第五款	土 木 費	8,755,400圓
第一項	道路橋梁費	1,369,500圓

第二項	治水堤防費	175,100圓
第三項	用悪水路費	33,000圓
第四項	都市計畫費	7,577,700圓
第六款	教 育 費	33,077,600圓
第一項	小學校費	5,295,700圓
第二項	中學校費	2,583,400圓
第三項	幼稚園費	59,270圓
第四項	六、三制校舍建設費	3,833,000圓
第五項	社會教育費	291,300圓
第六項	教育行政費	1,488,860圓
第七款	社會及び勞働施設費	17,946,300圓
第一項	生活保護費	161,331,000圓
第二項	民生委員費	105,500圓
第三項	兒童福祉費	437,900圓
第四項	身體障害者福祉費	68,000圓
第五項	厚生諸費	1,111,610圓
第六項	災害救助費	30圓
第八款	保險衛生費	4,974,400圓
第一項	健 民 費	97,990圓
第二項	傳染病予防費	567,150圓
第三項	傳染病院費	715,450圓
第四項	結核予防費	103,600圓
第五項	環境淨化費	2,109,600圓
第九款	産業經濟費	2,049,300圓

一(告 示)一

（告 示）

第一項	農地委員會費	一、四〇、三〇〇圓
第二項	勸業費	五七四、〇〇〇圓
第三項	物資需給調整費	一三五、〇〇〇圓
第一〇款	地方振興費	四〇三、〇〇〇圓
第一項	振興費	三七八、〇〇〇圓
第二項	貯蓄獎勵費	二五、〇〇〇圓
第一款	財產費	七六五、五〇〇圓
第一項	基本財產造成費	五七〇圓
第二項	財產管理費	七六五、〇〇〇圓
第一二款	統計調查費	四三、一八〇圓
第一項	統計國庫補助職員費	一八六、〇八〇圓
第二項	統計調查費	二五七、一〇〇圓
第一三款	選舉費	四八四、八九〇圓
第一項	選舉管理委員會費	四八四、八二〇圓
第二項	參議院議員選舉費	八〇圓
第一四款	公債費	一、七六、九三〇圓
第一項	元利償還金	一、四四六、九三〇圓
第二項	利息	三三〇、〇〇〇圓
第一五款	諸支出金	四五五、〇〇〇圓
第一項	公金取扱費	一〇、〇〇〇圓
第二項	徵稅費	四三四、九七〇圓
第三項	繰出金	一〇、〇〇〇圓
第一六款	予備費	五、〇〇〇、〇〇〇圓
第一項	予備費	五、〇〇〇、〇〇〇圓

歳出合計	一一三、九七三、二九〇圓
歳入歳出差引殘金なし	
◎昭和二十五年松戸市特別會計松戸浴場歳入歳出予算要領	
歳入	歳入予算高
一金百六拾六萬四千八百貳拾圓也	
歳出	歳出予算高
一金百六拾六萬四千八百貳拾圓也	
歳入歳出差引殘金なし	
内 譯	
歳入	
第一款 使用料及び手数料	一、六四四、八二〇圓
第一項 使用料	一、六四四、八〇〇圓
第二項 雑収入	二〇圓
歳入合計	一、六四四、八二〇圓
歳出	
第一款 浴場事業費	九四四、八二〇圓
第一項 浴場職員給	五九三、五〇〇圓
第二項 維持事業費	五九一、三二〇圓
第二款 財產費	五〇〇、〇〇〇圓
第一項 積立金	五〇〇、〇〇〇圓
第三款 諸支出金	一〇〇、〇〇〇圓
第一項 繰出金	一〇〇、〇〇〇圓
第四款 予備費	八〇、〇〇〇圓
第一項 予備費	八〇、〇〇〇圓

歲出合計

一、六四、八三〇圓

歲入歲出差引殘金なし

昭和二十五年松本市特別會計公益質屋歲入歲出予算要領

歲入

一金八百七拾六萬六千六百六拾圓也

歲入予算高

歲出

一金八百七拾六萬六千六百六拾圓也

歲出予算高

歲入歲出差引殘金なし

內 譯

歲入

第一款 專業收入

五、七五、四〇〇圓

第一項 專業收入

五、七五、四〇〇圓

第二款 繰入金

一〇、〇〇〇圓

第一項 一般會計繰入金

一〇、〇〇〇圓

第三款 繰越金

二五〇圓

第一項 前年度繰越金

二五〇圓

第四款 雜收入

一〇〇圓

第一項 雜收入

一〇〇圓

第五款 市債

三、〇〇〇、〇〇〇圓

第一項 市債

三、〇〇〇、〇〇〇圓

歲入合計

八、七六、六六〇圓

歲出

第一款 經營費

四八六、四三三圓

第一項 事務費

四八六、四三三圓

第二款 事業費

六、〇〇、三〇〇圓

第一項 事業費

六、〇〇、三〇〇圓

第三款 公債費

一、八七〇圓

第一項 元利償還金

一、八七〇圓

第四款 繰越金

二、〇〇〇、〇〇〇圓

第一項 繰越金

二、〇〇〇、〇〇〇圓

第五款 予備費

二七四、〇五〇圓

第一項 予備費

二七四、〇五〇圓

歲出合計

八、七六、六六〇圓

歲入歲出差引殘金なし

◎昭和二十五年松本市特別會計國民健康保險

歲入歲出予算要領

歲入

一金參千拾六萬四千八百圓也

歲入予算高

歲出

一金參千拾六萬四千八百圓也

歲出予算高

歲入歲出差引殘金なし

內 譯

歲入

第一款 國民健康保險徵收金

二七、〇〇六、八三〇圓

第一項 保險料

一六、五九四、三〇〇圓

第二項 一部負擔金

一〇、四一二、五〇〇圓

第二款 財產收入

一〇〇圓

第一項 準備金利息

一〇〇圓

一(告) 一(示) 一

第三款	使用料及び手数料	二、五四、二五〇圓
第一項	使用料	二、五六、二五〇圓
第二項	手数料	一七五、〇〇〇圓
第四款	國庫支出金	五九、六〇〇圓
第一項	國庫補助金	五九、六〇〇圓
第五款	縣支出金	一〇五、〇〇〇圓
第一項	縣補助金	一〇五、〇〇〇圓
第六款	繰入金	一〇圓
第一項	特別會計繰入金	一〇圓
第七款	寄附金	一〇圓
第一項	寄附金	一〇圓
第八款	市債	一〇圓
第一項	市債	一〇圓
歳入合計		三〇、一六四、八〇〇圓
歳出		
第一款	役所費	二、四三、二八〇圓
第一項	役所費	二、三六、二八〇圓
第二款	會議費	一六九、〇〇〇圓
第二款	保險給付費	三、六〇、〇〇〇圓
第一項	療養諸費	二、三三〇、〇〇一圓
第二項	助産諸費	五三三、〇〇〇圓
第三項	保育諸費	五三三、〇〇〇圓
第四項	葬祭諸費	二五〇、〇〇〇圓
第三款	病院費	三、九三、三六〇圓

第一款	病院費	三、九三、三六〇圓
第四款	公債費	二〇圓
第一項	元利償還金	一〇圓
第二項	利子	一〇圓
第五款	諸支出金	一〇圓
第一項	積立金	一〇〇圓
第二項	繰出金	一〇圓
第六款	予備費	一、一五、〇〇〇圓
第一項	予備費	一、一五、〇〇〇圓
歳出合計		三〇、一六四、八〇〇圓
歳入歳出差引残金なし		

○松戸市告示第一六號

二月二十八日日本市役所會議室に招集開會した昭和二十五年第一回定例市會において承認となつた昭和二十三年度松戸市歳入歳出決算及び昭和二十三年度松戸市特別會計公益質屋歳入歳出決算の要領は左の通りである。

昭和二十五年四月十七日

松戸市長 恩 田 明

◎昭和二十三年度松戸市歳入歳出決算要領

歳入	一金八千八百八拾貳萬九千貳百八拾圓也	歳入豫算高
歳出	一金七千四百八拾六萬八千七百四拾五圓八拾八錢	歳入決算高

一金八千參百八拾貳萬九千貳百八拾圓也  
 歲出豫算高  
 一金六千九百六拾貳萬九千四百參拾九圓貳拾貳錢  
 歲出決算高  
 歲入歲出差引殘金 五百貳拾參萬九千參百六圓六拾六錢  
 翌年度繰越

內 譯

歲 入

第一款 市 稅	四、一五〇、五八圓四錢
第一項 縣稅附加稅	二、四六六、六三圓一五錢
第二項 獨 立 稅	一〇、三三七、六七圓〇五錢
第三項 目 的 稅	三、一九六、三三八圓三〇錢
第四項 地方分與稅	二、一〇〇、〇〇圓〇錢
第二款 公營企業及び財産收入	一、四三三圓〇〇錢
第一項 財 産 收 入	一、四三三圓〇〇錢
第三款 分擔金及び負擔金	—
第一項 分 擔 金	—
第二項 負 擔 金	—
第四款 使用料及び手数料	七三九、六三圓七〇錢
第一項 使 用 料	四八五、五三圓五〇錢
第二項 手 數 料	二五四、〇九圓三〇錢
第五款 國庫支出金	六、四三八、八三〇圓三錢
第一項 交 付 金	一〇、七五圓〇〇錢
第二項 補 助 金	六、四二八、二五圓〇三錢
第六款 縣 支 出 金	五、九三九、六八圓四九錢
第一項 交 付 金	一四八、三三圓九〇錢

第二項 補 助 金	五、七八一、二四圓五九錢
第七款 寄 附 金	一、八六、一〇〇圓〇〇錢
第一項 寄 附 金	一、八六、一〇〇圓〇〇錢
第八款 繰 越 金	二、四六五、一三圓八六錢
第一項 前年度繰越金	二、四六五、一三圓八六錢
第九款 雜 收 入	五七六、四四〇圓四錢
第一項 物品賣拂代金	二、五〇〇圓〇〇錢
第二項 團體支出金	一七、七八圓一錢
第三項 振替金戻入	一、九八五圓〇〇錢
第四項 雜 入	五五四、三七圓三〇錢
第一〇款 市 債	一、七六一、〇〇圓〇〇錢
第一項 市 債	一、七六一、〇〇圓〇〇錢
歲入合計	七四、八六八、七四圓八八錢

歲 出

第一款 會 議 費	一、一三〇、六〇圓五錢
第一項 市 會 議 費	九三三、二九圓五錢
第二項 調 査 費	一八八、三九一圓三〇錢
第二款 役 所 費	一三、一九八、三七三圓四〇錢
第一項 役 所 費	一三、九〇七、五八圓八〇錢
第二項 戶 籍 費	二九〇、八五三圓六〇錢
第三款 警 察 消 防 費	一八、五〇〇、八一圓一錢
第一項 警 察 費	九、七三六、六三圓九七錢
第二項 消 防 費	二、八六五、七三三圓四〇錢
第三項 警 察 營 繕 費	五、九六六、四七四圓七四錢



（告 示）

第四款 土 木 費		
第一項	道路橋梁費	六四、八二六圓三四錢
第二項	治水堤防費	四四〇、三九四圓四四錢
第三項	用悪水路費	一三、四三一圓八〇錢
第四項	疎開跡地整備費	五二、〇〇〇圓〇〇錢
第五款 教 育 費		
第一項	小學校費	二二、二四〇、四三三圓九一錢
第二項	中學校費	二、五〇〇、二七九圓九〇錢
第三項	農商學校費	一、四〇五、七〇三圓五七錢
第四項	幼稚園費	三、三三八、六一七圓五四錢
第五項	圖書館費	三、五、四九三圓三〇錢
第六項	教育行政費	三、七、七〇八圓〇〇錢
第七項	新制中學校建設費	九六、七三四圓八〇錢
第六款 社會及び勞働施設費		
第一項	生活保護費	一三、五四一、八九六圓〇〇錢
第二項	罹災救助費	五、二五六、九一四圓五五錢
第三項	職業輔導費	五、〇〇七、四七四圓九五錢
第四項	住居費	七、八、八九七圓〇〇錢
第四項	住居費	一七〇、五九九圓六〇錢
第七款 保健衛生費		
第一項	健民費	二、四七一、九一四圓三五錢
第二項	傳染病予防費	四〇、三三三圓〇〇錢
第三項	傳染病院費	一、〇一六、九三三圓五二錢
第四項	結核豫防費	五〇、八八三圓五二錢
第五項	環境淨化費	五七〇圓〇〇錢
第五項	環境淨化費	五八〇、八三三圓六三錢

第六項 汚物掃除費		二九、一三三圓七〇錢
第七項 花柳病豫防費		一、二、八八〇圓〇〇錢
第八款 産業經濟費		
第一項	農地委員會費	二、〇三七、五七七圓八三錢
第二項	勸業費	七六三、九九九圓五六錢
第三項	物資需給調整費	九四三、六九三圓五六錢
第九款 地方振興費		
第一項	表彰費	三、五〇〇、八六五圓七一錢
第二項	貯蓄獎勵費	六、二五〇圓〇〇錢
第三項	講演會費	一、六五〇圓〇〇錢
第四項	涉外費	三、三、三八〇圓〇〇錢
第五項	振興費	三、三、六三六圓九〇錢
第一〇款 都市計畫事業費		
第一項	街路事業費	五、五、六一三圓〇〇錢
第一項	財 產 費	二、一七八、六六六圓四七錢
第一項	基本財産造成費	二、一七八、六六六圓四七錢
第二項	財産管理費	二、一七八、六六六圓四七錢
第一二款 統計調査費		二、九八、一六八圓八五錢
第一項	統計職員設置費	一、四三三圓〇〇錢
第二項	農林統計費	二九六、七三五圓八五錢
第三項	商工統計費	三三〇、二八一圓〇〇錢
第四項	國勢調査費	一六五、五四九圓三〇錢
第五項	勤勞統計費	七五、一八五圓〇〇錢
第六項	事業所統計費	二、〇〇〇圓〇〇錢
第六項	事業所統計費	五、六〇六圓三錢

第七項	常住人口住宅調查費	七、九四〇圓〇錢	歲出合計	六、六三九、四九圓三錢
第八項	學校基本及衛生統計調查費	—	◎昭和二十三年度松戶市特別會計公益質屋歲入歲出決算要領	
第一三款	選舉費	四四、七六五圓八二錢	歲入	
第一項	選舉管理委員會費	一六二、一七五圓〇三錢	一金五千壹百圓也	歲入豫算高
第二項	衆議院議員選舉費	一五三、七八七圓〇錢	一金四千七百六拾四圓貳拾五錢	歲入決算高
第三項	知事選舉費	—	歲出	
第四項	縣會議員選舉費	—	一金五千壹百圓也	歲出豫算高
第五項	市長選舉費	—	一金壹千九百八拾六圓拾八錢	歲出決算高
第六項	市會議員選舉費	—	歲入歲出差引殘金 貳千七百拾八圓七錢	翌年度繰越
第七項	教育委員及農業調整委員選舉費	一三六、八三圓〇〇錢	內	
第一四款	公債費	六九、八三圓八二錢	歲入	
第一項	元利償還金	五二、〇七六圓三錢	第一款 繰越金	四、七六四圓三五錢
第二項	利子	一〇七、七六圓六〇錢	第一項 前年度繰越金	四、七六四圓三五錢
第一五款	諸支出金	六〇、八二八圓四三錢	歲入合計	四、七六四圓三五錢
第一項	史跡名勝天然記念物保存費	—	歲出	
第二項	公金取扱費	六七、七七圓二九錢	第一款 財產費	一、〇〇圓〇〇錢
第三項	訴訟費	—	第三項 財產管理費	一、〇〇圓〇〇錢
第四項	滯納處分費	一、五〇〇圓〇〇錢	第一四款 公債費	一、八六六圓一八錢
第五項	徵收費	五三、六三圓一〇錢	第一項 元利償還金	一、八六六圓一八錢
第六項	特別會計繰入金	—	歲出合計	一、九八六圓一八錢
第七項	振替金	一、七九八圓〇三錢		
第一六款	豫備金	—		
第一項	豫備金	—		

一(告) 示(一)

一三

條 例

○松戸市條例第二號

「市職員給與條例」を本市議會の議決を得て左の通り定める。

昭和二十五年三月二十四日

松戸市長 恩 田 明

市職員給與條例

第一條 この條例は市長の事務部局に屬する

職員(助役、収入役及び専門委員を除く)であつて常時勤務に服する者(以下職員といふ)の給與について規定するものである

2 この條例にいう給與とは職員の俸給、扶養手當、勤務地手當、超過勤務手當、休日給、夜勤手當及び特殊勤務手當をいふ公務について生じた費用辨償を含まない。

第二條 この條例に基く給與は法令に定めあるものゝ外すべて現金で支拂はなければならぬ。

2 前項の支拂に當つて四十九錢以下の端數を生じたときはこれを切り捨て五十錢以上一圓未満の端數を生じたときはこれを一圓に切り上げて計算する。

第三條 市長は職員のうちける俸給の決定に當つてはその職務の複雑困難及び責任の度に

基き且つ勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務條件を考慮して職務の級の格付を行わなければならない。

第四條 職員の職務はこれを十二級に分類し分級の標準となる職務の内容は前條の趣旨に基き市長がこれを定める。

第五條 職員の俸給額は別表に掲げる一般俸給額表による。

2 前項の俸給額表に掲げる額は月額とする。

第六條 新に職員となつた場合及び職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合の俸給並びに同一の級内における昇給については市長がこれを定める。

第七條 扶養手當は扶養親族のある職員に對してこれを支給する。

2 扶養手當の支給については左に掲げる者で他に生計の道がなく主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。

- 一 配偶者(届出をしないが事實上、婚姻關係と同様の事情にある者を含む)
- 二 満十八才未満の子及び孫

三 満六十才以上の父母及び祖父母

四 満十八才未満の弟妹

五 不具廢疾者

3 扶養手當の月額には前項第一號に該當する扶養親族については六百圓とし、同項第二號から第五號までの扶養親族については一人につき四百圓とする。但し満十八才未満の子のうち一人については六百圓とする。

第八條 勤務地手當の月額は俸給の月額と扶養手當の月額との合計額に大藏大臣の定める勤務地手當の支給割合を乗じて得た額とする。

第九條 前二條に規定する手當は俸給支給の際これを支給する。

第十條 職員が勤務しない時はその勤務しないことにつき特に承認のあつた場合の外その勤務しない時間一時間につき第十五條に規定する勤務一時間當りの給與額を減額して給與を支給する。

第十一條 正規の勤務時間をこえて勤務することを命ぜられた職員に對しては正規の勤務時間をこえて勤務したすべての時間に對して勤務一時間につき第十五條に規定する一時間當りの給與額に左の割合を乗じた額

に相當する金額を超過勤務手當として支給する。

一 正規の勤務時間をこえ實働一日八時間になるまでの部分百分の百

二 實働一日八時間をこえる部分百分の百二十五、但しその勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には百分の百五十

第十二條 職員には正規の勤務日が休日に當つても正規の給與を支給する。

2 休日において特に勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間中に勤務した全時間に對して第十五條に規定する勤務一時間當りの給與額の百分の百二十五を休日給として支給する。但し正規の勤務時間外の勤務に對しては休日給を支給しない。

3 前二項において「休日」とは國民の祝日に關する法律（昭和二十三年法律第七十八號）に規定する日をいう。

第十三條 正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間にわたり勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に對して第十五條に規定する勤務一時間當りの給與額の百分の二十五を

夜勤手當として支給する。

第十四條 職員が通常でない特殊な勤務に従事した時はその勤務に對して特殊勤務手當を支給する。

2 前項の特殊勤務手當の種類及びその額並びに支給の方法については市長がこれを定める。

第十五條 勤務一時間當りの給與額は俸給の月額と勤務地手當の月額との合計額に十二を乗じその額を一週間の勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額とする。

第十六條 給與支給の細目についてはこの條例の定めるものゝ外市長がこれを定める。

附 則

この條例は、公布の日からこれを施行する。昭和二十三年條例第四十二號「市職員の俸給等の支給に關する條例」はこの條例施行の日からこれを廢止する。但しこの條例施行以前のものについて給與事由の生じたものについては尙従前の例による。

別 表

一 般 俸 給 額 表

俸給 職別	1 號	2 號	3 號	4 號	5 號	6 號	7 號	8 號	9 號	10 號
1 級	2,400	2,470	2,541	2,613	2,688	2,765				
2 級	2,541	2,613	2,688	2,765	2,844	2,926	3,009			
3 級	2,844	2,926	3,009	3,096	3,184	3,275	3,369			
4 級	3,184	3,275	3,369	3,466	3,565	3,667	3,772			
5 級	3,565	3,667	3,772	3,880	3,991	4,105	4,233	4,344	4,468	4,596
6 級	4,233	4,468	4,727	4,863	5,002	5,145	5,292	5,444	5,600	5,760
7 級	5,145	5,292	5,444	5,600	5,760	5,925	6,094	6,269	6,448	6,633
8 級	5,925	6,094	6,269	6,448	6,633	6,823	7,018	7,219	7,426	7,638
9 級	6,823	7,018	7,219	7,426	7,638	7,857	8,082	8,313	8,551	8,796
10 級	7,857	8,313	8,796	9,047	9,306	9,573	9,847			
11 級	9,573	9,847	10,129	10,419	10,717	11,024				
12 級	11,024	11,339	11,664	11,998	12,341	12,695				

一  
條  
例

○松戸市條例第三號

「特別職の職員に給與等に關する條例」を  
本市議會の議決を得て左の通り定める。

昭和二十五年三月二十四日

松戸市長 恩 田 明

特別職の職員に給與等に關する條例

第一條 特別職の職員（市長、助役及び収入  
役を云う、以下同じ）の受ける給與等につ  
いては他の條例に定めるものゝ外、この條  
例の定めるところに従いこれを支給する。

第二條 特別職の職員が受ける給與は俸給及  
び勤務地手当とする。

第三條 市長の俸給月額を別表による。

助役及び収入役の俸給月額は別表に掲げる  
範圍内において市長がこれを定める。

第四條 特別職の職員に勤務地手当の月額を  
俸給月額に大蔵大臣の定める支給割合を乗  
じて得た額とする。

第五條 新たに特別職の職員となつた者には  
その日から給與を支給する。但し退職し免  
職された一般の職員であつた者が即日これ  
に就任した場合はその翌日から給與を支給  
する。

前項の規定によりその支給原因の發生が月

の中途である場合においては、その月の現  
日数から日曜日の日数を差引いた日数を基  
礎として日割によつて計算する。

第六條 特別職の職員が退職、失職又は死亡  
に因り特別職の職員でなくなつたときはそ  
の日まで給與を支給する。

第七條 特別職の職員に給與の支給期は一般  
職員に例による。

附 則

この條例は、公布の日から、これを施行し第  
二條及び第三條の規定は昭和二十五年四月分  
から適用する。

前項の規定による給與の支給を適用する間は  
なお従前の例による。

別 表

職 名	俸 給 月 額
市 長	一五、〇〇〇円
助 役	一五、〇〇〇円以上 二五、〇〇〇円以内
収入役	一〇、〇〇〇円以上 二〇、〇〇〇円以内

○松戸市條例第四號

「勞働基準法の施行に伴う吏職員に係る給

與の應急措置に關する條例を改正する條例」  
を本市議會の議決を得て左の通り定める。

昭和二十五年三月二十四日

松戸市長 恩 田 明

勞働基準法の施行に伴う吏職員に  
係る給與の應急措置に關する條  
例を改正する條例

勞働基準法の施行に伴う吏職員に係る給與  
の應急措置に關する條例全文を次のように改  
める。

市長の補助機關（専門委員を除く）及びこ  
れに屬する公務に従事する者であつて常時  
勤務に服する者（以下職員といふ）及び職  
員の遺族又は職員が死亡當時その収入によ  
つて生計を維持して居る者に對する給與で  
勞働基準法（同法第二十條及び第二十一條  
を除く）の定める勞働條件に相當するもの  
が當該基準による給與の額に達しないとき  
はその基準による給與の額に達するまで給  
與を増額して支給する。

附 則

この條例は公布の日からこれを施行する。

○松戸市條例第五號

「消防團員諸給與條例の一部を改正する條例」を本市議會の議決を得て左の通り定める。

昭和二十五年三月二十四日

松戸市長 恩 田 明

別表一 非常備消防員手當支給表

消防團員諸給與條例の一部を改正する條例  
第二條中「別表一」を次のように改める。  
第十五條「別表二」中を「別表二」に改める  
附 則  
この條例は公布の日から、これを施行する。

年額手當	區 分									
	職 名	團 長	副團長	分團長	副分團長	部 長	副部長	班 長	係 長	團 員
金額	18,000	9,000	5,000	2,000	1,000	1,000	1,000	600	500	100

別表二

日當一日について	宿泊料一夜について		食卓料一夜について
	縣 外	縣 内	
150円	1,100円	1,100円	150円

○松戸市條例第六號

「松戸市立農商高等学校授業料、考查料及入學料徴收條例を廢止する條例」を本市議會の議決を得て左の通り定める。

昭和二十五年三月二十四日

松戸市長 恩 田 明

松戸市立農商高等学校授業料、考查料及入學料徴收條例を廢止する條例  
松戸市立農商高等学校授業料、考查料及入學料徴收條例（昭和二十三年條例第二十八號）は昭和二十四年度限り廢止する。

○松戸市條例第七號

「松戸市公益質屋條例を改正する條例」を本市議會の議決を得て左のとおり定める。

昭和二十五年三月二十四日

松戸市長 恩 田 明

松戸市公益質屋條例を改正する條例

松戸市公益質屋條例を次のように改める。

第一條 公益質屋法及びこの條例の定めるところにより市内に居住する小額所得者に對して物品を質として資金を貸付けるため公益質屋を經營する。

第二條 公益質屋の名稱及び位置は次の通りとする。

一名 稱 松戸市公益質屋

一位 置 松戸市大字松戸千三百十五番地ノ一

第三條 質物は市長において適當で確實と認める動産に限る。

第四條 貸付金額は市長の認める評價額の十分の七以下とし一世帯について八千圓以内とする。

第五條 貸付利率は一ヶ月について三分以内で市長が別にこれを定める。

第六條 流質期限は質契約成立の日から四ヶ

月とする。但し市長が特に必要と認められた場合は四ヶ月を超えない期間に限り延長することができる。

第七條 天災地變、火災、水災、盜難、鼠害、蟲害、しみ、かび、變色、その他市において防止困難な事由によつて亡失又は毀損した場合は市はその責任を負わない。

前項の場合市長はその質物に對する貸付金額の全部又は一部の返還を免除することができる。

第八條 質物が前條第一項以外の事由によつて紛失又は毀損したときは市はその損害を賠償する。

前項の賠償額は質物評價額の範圍内において別に市長が定める。

第九條 質物が遺失物又は盜品で官公廳に押收されたときは、市長はその質物に對する貸付金額及び利子に相當する金額の支拂を質置主に請求することができる。

第十條 この條例施行について必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この條例は公布の日から、これを施行する。なお従前の松戸市公益質屋條例（昭和十八年

告示第十四號）はこれを廢止する。

○松戸市條例第八號

「市會議員諸給與條例の一部を改正する條例」を本市議會の議決を得て別紙の通り定める。

昭和二十五年三月二十四日

別 表

費 用		辨 價	
日當一日について	宿泊料一夜について	縣 外	縣 内
	食卓料一夜について		
一八〇円	一、三〇〇円	一、二〇〇円	一五〇円

○松戸市條例第九號

「松戸市監査委員設置條例の一部を改正する條例」を本市議會の議決を得て左の通り定める。

昭和二十五年三月二十四日

松戸市長 恩 田 明

松戸市監査委員設置條例の一部を

改正する條例

第七條中「別表」の一部を別表に改める。

松戸市長 恩 田 明

市會議員諸給與條例の一部を改正する條例

第七條中「別表」の一部を別表に改める。

附 則

この條例は公布の日から、これを施行する。

附 則

この條例は公布の日から、これを施行する。



別 表

費 用		辨 別		價
日當一日について	宿泊料一夜について	縣 外	縣 内	食卓料一夜について
一八〇圓	一、三〇〇圓		一、二〇〇圓	一五〇圓

○松戸市條例第一〇號

「松戸市選挙管理委員會諸給與條例の一部を改正する條例」を本市議會の議決を得て左の通り定める。

昭和二十五年三月二十四日

松戸市長 恩 田 明

松戸市選挙管理委員會諸給與條例の一部を改正する條例

第五條中「別表」の一部を別表に改める。

附 則

この條例は公布の日から、これを施行する。

別 表

費 用		辨 別		價
日當一日について	宿泊料一夜について	縣 外	縣 内	食卓料一夜について
一八〇圓	一、三〇〇圓		一、二〇〇圓	一五〇圓

○松戸市條例第一一號

「公安委員の報酬並びに費用辨價の額及びその支給方法に關する條例の一部を改正する條例」を本市議會の議決を得て左の通り定める。

昭和二十五年三月二十四日

松戸市長 恩 田 明

公安委員の報酬並びに費用辨價の

額及び支給の方法に關する條例の

一部を改正する條例

第六條中「別表」の一部を左のように改める

費 用		辨 別		價
日當一日について	宿泊料一夜について	縣 外	縣 内	食卓料一夜について
一八〇圓	一、三〇〇圓		一、二〇〇圓	一五〇圓

附 則

この條例は公布の日から、これを施行する。

○松戸市條例第一二號

「市職員旅費支給條例」を本市議會の議決を得て左の通り定める。

昭和二十五年三月二十四日

## 松戸市長 恩 田 明

## 市職員旅費支給條例

第一條 市長、助役、収入役及び市長の事務部局に属する職員であつて常時勤務に服する者（以下職員という）に對する公務により出張した場合の旅費支給に關してはこの條例の定めるところによる。

第二條 旅費は普通旅費、月額旅費及び日額旅費とする。

第三條 普通旅費は職員が公務のため市外に出張した場合にこれを支給する。

第四條 普通旅費は鐵道賃、車馬賃、日當、宿泊料、食卓料とする。

第五條 前條の規定による旅費の支給額は別表に掲げるところに従い定額によりこれを支給する。

前項の車馬賃計算にあつて一軒未滿の端數を生じたときは、これを一軒として計算する。

この條例及びこの條例に基づく規則に定めるもの、外普通旅費の支給の方法については政府職員に對する内國旅費規則全施行細則に定める旅費支給の例による。

第六條 前條の旅費支給について市長が必要

と認めたときは旅費の定額を減じ又はその全部若しくは一部を支給しないことができる。

常時市有自動車運轉に従事する者に對しては打切旅費を支給するものとし、その額は市長がこれを定める。

第七條 常事市内に出張する職にある職員に對しては月額旅費を支給する。

前項の月額旅費及びその範圍は市長がこれを定める。

第八條 月額旅費の支給を受ける者が普通旅費又は特殊勤務手當を受けるときは、その日數に對する月額旅費を減ずる。

職員が勤務しないこと七日をこえたときはそのこえる日數についても又前項の規定を適用する。

第九條 新たに月額旅費の支給を受くべき勤務についたときは、その日よりその勤務を去つたときはその前日まで日割計算によつてこれを支給する。

前項の日割計算はその月の現日數による。

第十條 日額旅費は職員（月額旅費を受ける者を除く）が公務のため市内に出張しその用務が執務時間の半ばをこえた場合にこれ

を支給する。

但し日没後にする出張は執務時間にかゝわらずこれを支給することができる。

前項の支給額は市内の地理的條件と月額旅費の支給額との權衡を考慮して地域毎に市長がこれを定める。

第十一條 市内に出張し前條の規定による執務時間の條件に該當しない場合であつても車馬賃を要したときはその實費を支給することができる。

第十二條 旅費はすべて當月分を翌月十日までに支給する。

視察、講習その他の事由によつて遠隔地若しくは長期に亘つて出張する場合は出張前に旅費の概算拂をすることが出来る。

第十三條 この條例の施行に關し必要な事項は市長がこれを定める。

## 附 則

この條例は公布の日から、これを施行する。

（條例・い報）

別 表

普通旅費支給額表

職 名	鐵 道 賃	船 賃	車馬賃 ついでに	一日當 ついでに	宿泊料一夜について		食卓料 ついでに
					縣 外	縣 内	
市 長	二 等	全 上	五 圓	一八〇圓	一、三〇〇圓	一、一〇〇圓	一五〇圓
助 役	但し二等の ないときは 三等賃費	全 上	五 圓	一八〇圓	一、三〇〇圓	一、一〇〇圓	一五〇圓
課長たる 吏員	全 右	全 上	五 圓	一六〇圓	一、二〇〇圓	一、一〇〇圓	一五〇圓
その他の 吏員	全 右	全 上	五 圓	一五〇圓	一、一〇〇圓	一、一〇〇圓	一五〇圓
雇 入 人	三等賃費	全 上	五 圓	一三〇圓	一、一〇〇圓	一、〇〇〇圓	一五〇圓

い 報

秘書人事課

去る四月十日銚子市に於て開催された第三十三回關東市長會に於て表彰された本市職員及びその賞状文は左の通りである。

尙自治功勞章は常に佩用するものである。

記

一、賞状文

職 氏 名

右は多年にわたり鋭意公務に従事しその功績顯著にしてまことに他の模範とするに足る依つてこゝに自治功勞章を贈りこれを表彰する

昭和二十五年四月十日

關東市長會長

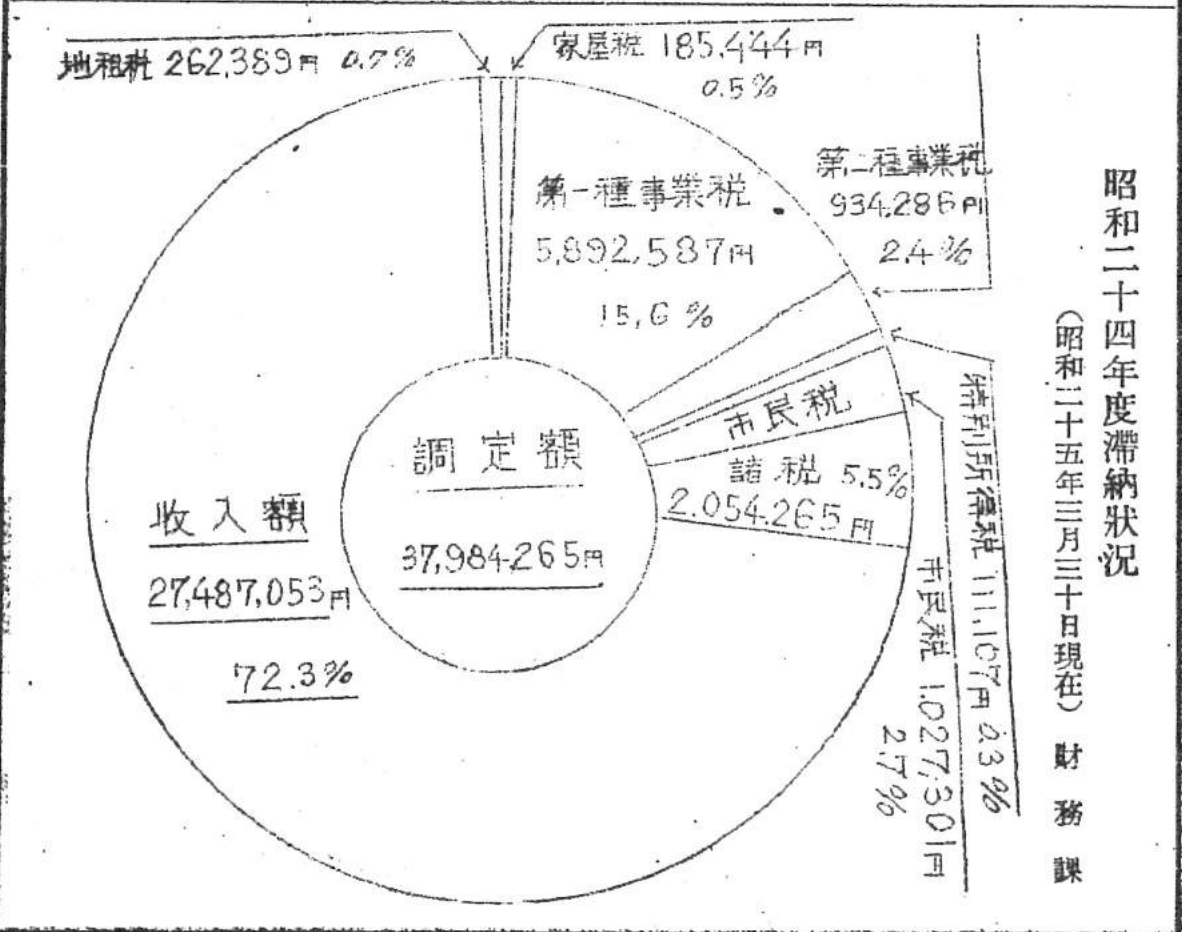
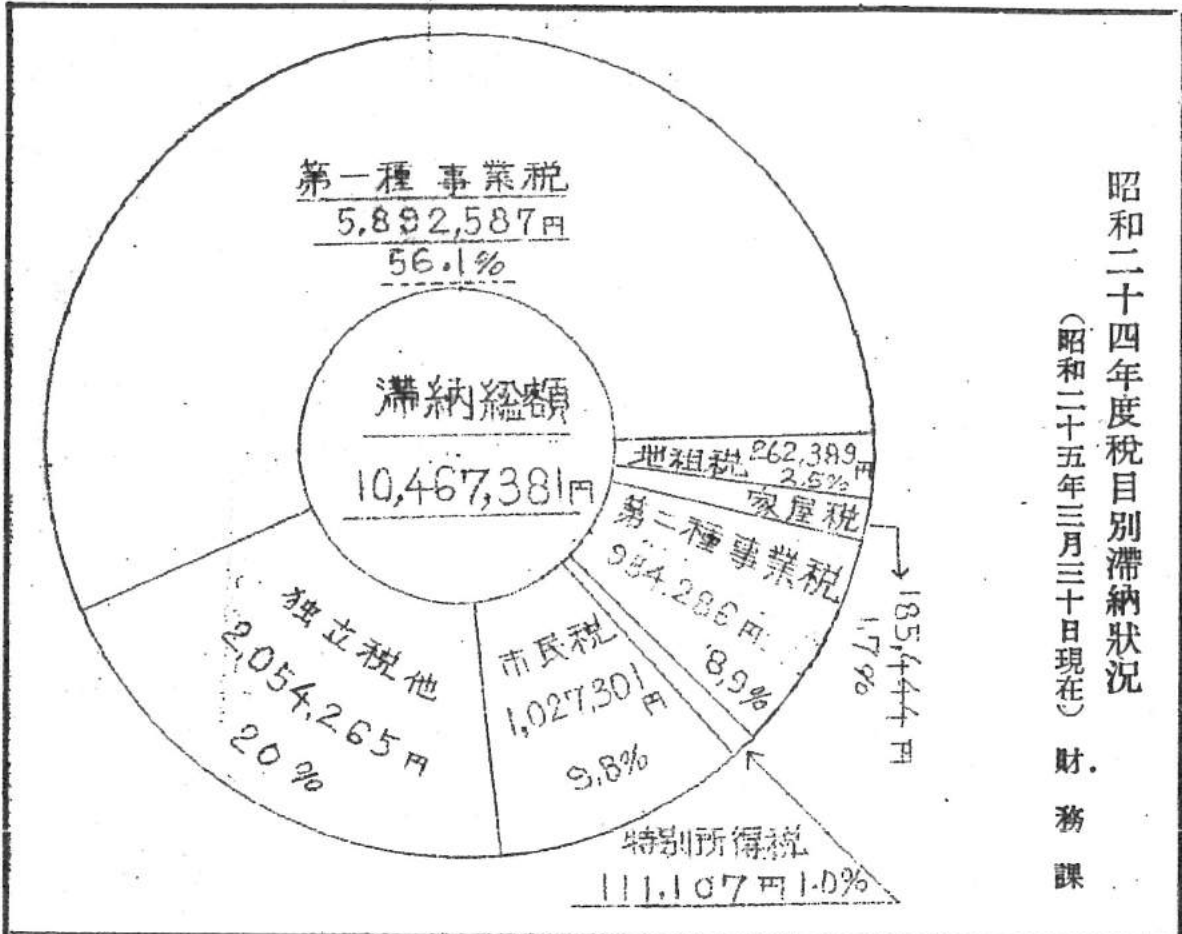
銚子市長 加瀬道之助

印長會

二、被表彰者職氏名

事務吏員 伊 原 潤  
事務吏員 川 井 玉 治  
事務吏員 小 暮 利 助

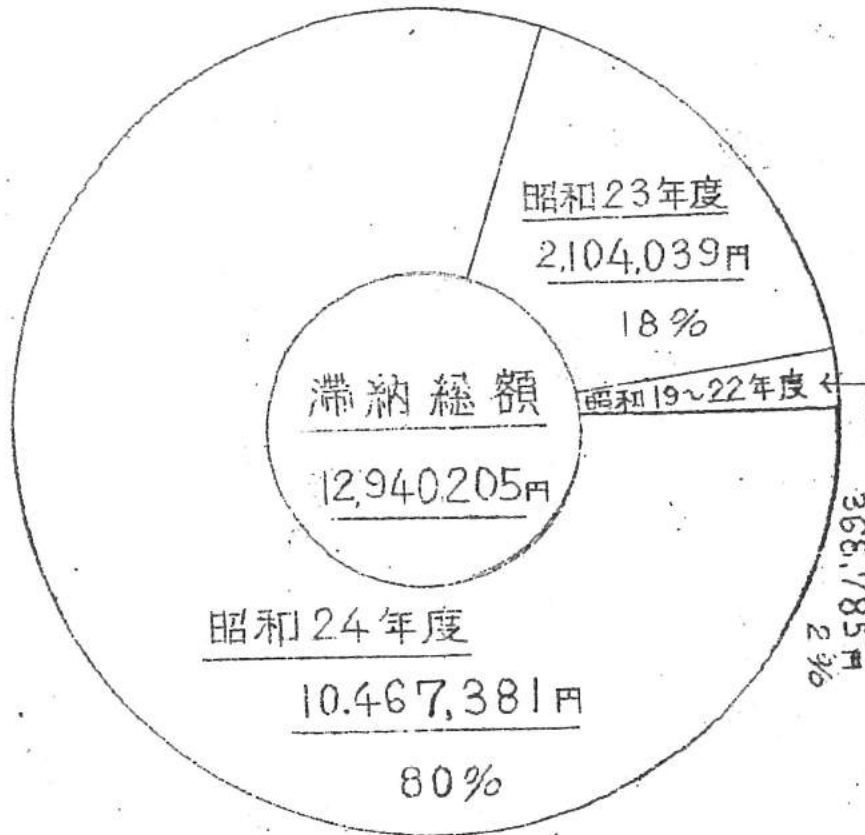
一〇三 報



（一） 報

年度別滞納状況

（昭和二十五年三月三十一日現在） 財務課



昭和二十四年度水産別漁獲状況（松戸市経済課調査）

経済課

場所	水族名	数量 (單位貫)	價格 (單位千圓)	漁期	漁法
江戸川 及び坂川	うなぎ	一、三〇〇	六五〇	自十一月 至十二月	延縄、笠
全	こい	四三〇	一二九	全	投網延縄
全	ふな	四、五〇〇	四五〇	全	四手網、 待網、縮網
全	しじみ	三五〇	七	全	徒歩堀
全	その他	七〇〇	二八	全	徒歩採取

二、昭和二十五年年度衣料品暫定配給要領

昭和二十五年四月一日より同年五月三十一日までの二箇月間衣料品の配給は左記による。

- 1 消費者は點數小切符と引換えないで衣料品を購入できる。
- 2 昭和二十五年度の新衣料切符の交付を受けた者は本年六月一日より行使するので保存して下さい。
- 三、三月配給月末人口

生産世帯 一八、一一一人  
消費世帯 三四、一七〇人  
計 五二、二八一人

戸 籍 關 係 届 出 要 覽

戸 籍 課

種 別	期 間	添 附 書 類	届 出 地
出 生	十 四 日	出生證明書	出 生 地
認 知	な し		被認知者又は認知者の本籍地、 届出入の所在地
裁 判 認 知	裁判確定後 十日内	判決又は審判謄本と確定證明書	右 に 同 じ
養 子 縁 組	な し	未成年の養子に許可書	養親又は養子の本籍地、届出入 の所在地
縁 組 取 消 (無 効)	裁判確定後 十日内	判決又は審判謄本と確定證明書	右 に 同 じ
養 子 離 縁	な し		右 に 同 じ
養 親 死 後 の 離 縁	な し	許 可 書	右 に 同 じ
裁 判 離 縁	判決確定又は調停後 十日間	判決謄本と確定證明書、調停調書の謄本	右 に 同 じ
離 縁 取 消 (無 効)	裁判確定後 十日内	判決又は審判謄本と確定證明書	右 に 同 じ
婚 姻	な し	未成年者に父母の同意書	夫妻の本籍地、所在地
婚 姻 取 消	裁判確定後 十日内	判決又は審判謄本と確定證明書	夫妻の本籍地、届出人の所在地

四、生鮮水産物並に加工水産物配給規則廢止に關する件  
農林省令第十六號臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二號）に基き左に掲げる省令は廢止する。  
昭和二十五年三月二十七日 農林大臣

生鮮水産物配給規則（昭和二十二年農林省令第二十八號）  
加工水産物配給規則（昭和二十三年農林省令第六十二號）  
この省令は昭和二十五年四月一日から施行する。

協議離婚	な	し		右に同じ
調停離婚	判決確定又は調停後十日内	し	判決謄本と確定証明書、調停調書の謄本	右に同じ
離婚取消(無効)	裁判確定後十日内	し	判決又は審判謄本と確定証明書	右に同じ
協議による親権者の指定	な	し		子、父、母の本籍地、届出人の所在地
裁判による親権者の指定又は變更	裁判確定又は調停後十日内	し	審判の謄本と確定証明書、調停調書の謄本	右に同じ
後見開始	就職後十日内	し	遺言又は審判謄本(禁治産なら確定証明)	被後見人、後見人の本籍地、届出人の所在地
後見人更迭	右に同じ	し	審判謄本	右に同じ
後見監督人の就職	右に同じ	し	遺言又は審判謄本	被後見人、後見人、監督人の本籍地、監督人の所在地
補佐開始	右に同じ	し	准禁治産審判謄本と確定証明	本人又は補佐人の本籍地
死亡	七日	し	診断書、検案書	死亡地
失踪	審判確定後十日内	し	審判謄本と確定証明書	届出人の所在地、本人の本籍地
生存配偶者の復氏	な	し		生存配偶者の本籍地又は所在地
姻族終了	な	し		右に同じ
入籍届	な	し	子の氏變更の審判謄本	本人の本籍地、届出人所在地
氏名變更	な	し	審判謄本(氏變更に確定証明)	右に同じ
就籍	審判後十日内	し	審判謄本	就籍地又は届出人所在地
相續人廢除	審判確定又は調停後十日内	し	審判謄本と確定証明書、調停調書の謄本	届出人の所在地、相續人の本籍地
分籍届	な	し	戸籍謄本	分籍者の本籍地、所在地

一〇一 報

轉 籍 届

な し

戸 籍 謄 本

本籍地、轉籍地、所在地

戸籍訂正申請

審判確定後一ヶ月内

審判謄本と確定證明書

届出入の所在地  
本人の本籍地

戸籍手数料

- 一、届書、除籍簿、戸籍簿の閲覧 一回 金貳拾圓
- 一、除籍、戸籍の謄本、抄本 一枚 金貳拾圓

- 一、記載事項證明、謄抄本の再認證 一件 金貳拾圓
- 一、寄留は戸籍に準じそれぞれ各 金拾八圓
- 一、出生、死亡、婚姻、離婚の届用紙は 無償交付

◎ 豫防接種通知

衛 生 課

本年度腸ペラ豫防接種を左記に依り實施致しますから該當者は必ずこれをお受け下さい。

- 一、年 令 三才から六十才までの方
- 一、實施日程 午後一時から三時まで

施行場所	區 域	第一回	第二回	第三回
北部小學校	松戸新田、上本郷、南花島、稔台、竹ヶ花、古ヶ崎、傳兵衛新田、小根本	四月 十一日	四月 十八日	四月 二十五日
馬橋小學校	馬橋、新作、幸谷、三ヶ月、七右エ門新田、主水新田、大谷口新田、九郎左エ門新田	(火)	(火)	(火)
南部小學校	宮前町、下横町、角町、小山、上矢切の一部(一〇〇番以上)	十二月 十二日	十九日	二十六日
欠切小學校	上、中、下矢切、栗山	(水)	(水)	(水)

中部小學校	一、二、三丁目、平瀨、納屋川岸、根本、樋ノ口、岩瀬、胡録臺	十三日	二十日	二十七日
東部小學校	和名ヶ谷、大橋、秋山、紙敷、高塚、河原塚	(木)	(木)	(木)
高木小學校	金ヶ作、佐野、門前、日暮、千駄堀、中和倉、八ヶ崎、栗ヶ澤	十四日	二十一日	二十八日
高木第二小學校	五香、六實、串崎	(金)	(金)	(金)

◇ 必ず「三回」受けなければなりません

一、料 金 二十圓

◎ 春季清潔法實施の知らせ

記

- 一、實施期間 四月十日から五月二十日までとする。
- 二、實施要領 住家ばかりを對象とせず屋内の一般的汚掃をなし、寢具、敷物等の日光曝干、押入、床上、床下、糞の下等を徹底的に清掃する。塵埃はそのまま捨てずに



一ヶ所に集めて必ず焼却する。床下縁の下に一〇% D・D・T粉末を坪當り五〇―七〇グラムを撒布し、床上は古新聞を敷くか、バケトル紙の四ツ切にしたものを敷物の合せ目なりに敷込みD・D・T粉末を充分に撒布すること。

三、使用薬劑

今季は主として一〇% D・D・T粉末とし、補助劑としてはバケトル紙を使用することとし、衛生課で斡旋するので近所取まとめて申込まれたい。

四、施行済みの確認 市衛生班は當日指定區域を巡廻し一般に協力し作業の指導に當るとともに適正な實施を確認した上で施行済證を交付する。

五、施行日割

區 域	施行日	區 域	施行日
矢切出張所	四月十一日 火	小山全區 上矢切下通り	四月二十日 木
東部出張所	十三日 水	角 丁	二十一日 金
高木第一出張所	十四日 金	下横丁 宮前丁鐵道以西	二十二日 土
高木第二出張所	十六日 日	宮前丁 三丁目鐵道以東	二十三日 日
馬橋出張所	十八日 火	三丁目鐵道以西	二十四日 月
	十九日 水		

二丁目 一丁目 根本鐵道以東	四月廿五日 火	岩瀬、相模臺 胡録臺	五月一日 月
一丁目鐵道以西	二十六日 水	樋野口、古ヶ崎 市營住宅	二日 火
納屋川岸、平潟 根本の坂川以西	二十七日 木	古ヶ崎新田 傳兵衛新田	四日 木
根本鐵道以西	二十八日 金	竹ヶ花、南花島	六日 土
小根本、住吉	三十日 日	上本郷 松戸新田	七日 日

【備考】各區域の日割については各家庭夫々の都合があることは止むを得ないことではあるが雨天の場合は別に期日を指定し、改めて施行することとし、單に指定期日に男子の手がないとの理由で施行を肯じないことのないよう隣保相扶の美風を生かし必ず施行して下さい。

尙この清潔法は傳染病豫防法により規定されていることで、殊に本年は發疹チブスその他の傳染病の發生があり、特に嚴重に施行するよう指示されているので念のため申添ます。

- 一、主催 松戸市 松戸市醫師會 松戸市助産婦會
- 二、後援 松戸保健所
- 三、参加者 昭和二十四年三月一日より九月三十日迄の出生者 (昨年十一月一齊檢診施行者) 中より身長、体重共

四、審査

標準以上にして疾病異状なく栄養良好なる者、市に於て書類選出(一一七名)

(イ) 審査期日 四月二十四日(月)午後〇時半 於 東葛自治館

(ロ) 審査項目 身体計測、内科診察、その他

(ハ) 審査委員 市長、保健所長、市衛生課長

醫師會 三名、助産婦會 三名

以上 九名

(ニ) 審査方法 投票に依る

五、表彰

(イ) 表彰期日 五月四日(木)午前十時 於 東葛自治館

左記に依り表彰状及び賞品を授與する

一等 一名

二等 三名

三等 五名

四等 二十一名

以上 三十名

土木課

◎昭和二十五年三月中に於ける工事關係

一、工事竣功したるもの

市道自中和倉綿 中和倉地内 道路改修 延長 四〇〇米  
至馬橋中學校 八ヶ崎地内 道路改修 延長 四〇〇米

市道紙數線 紙數地内 道路改修 延長 五〇〇米 巾 四・五米

一(い)報・選舉管理委員會・市會事務局

市道千駄堀線 松戸新田 上木郷地内 路面砂利敷

市道馬橋流山線 馬橋主水新田間 路面碎石敷 延長 七二〇米 巾 四・五米

延長 二・一〇〇米 巾 四・五米

一、工事中のもの

和名ヶ谷地内 道路改修 延長 七〇〇米 巾 六米

現在 八〇%進捗 路面敷砂利運搬中にて四月中に完成予定

市道松戸驛前(丸) 通前通り

道路上の鐵道電柱四月中に移轉に着手 全部完了は五月十日頃の子定

◎選舉管理委員會

三月 四日 縣下七市選舉管理委員會、七市支會總會 於 市川市役所

三月 七日 埼玉縣下七市選舉管理委員會 當市視察の爲來松

三月 十一日 千葉縣公安條例廢止請求者署名簿を受理照合す

請求者署名總數 六七人

選舉人名簿に登載されている者の總數 六七人

◎市會事務局

三月八日 第一回定例市會(續會二日)午前十二時開會、午後五

時閉會

○議題 第二十一號議案「松戸市公會堂設置及使用條例」設定

（市會事務局）

について

文教委員會付託

三月九日 第一回定例市會（續會三日）午前十二時開會、午後五時三十分閉會

○議題

第二十一號議案及び市長の一般市政方針について質問

三月十三日 第一回定例市會（續會四日）午前十二時開會、午後九時閉會

九時閉會

○議題

第四號議案 「昭和二十三年度松戸市歳入歳出決算」認定について

財政委員會付託

第五號議案

「昭和二十三年度松戸市特別會計公益質屋歳入歳出決算」認定について

財政委員會付託

財政委員會付託

第六號議案

「市職員給與條例」設定について 可決

第七號議案

「特別職の職員の給與等に關する條例」設定について 可決

可決

第八號議案

「労働基準法の施行に伴う吏職員に係はる給與の應急措置に關する條例」設定について 可決

可決

可決

第九號議案

「消防團員諸給與條例の一部を改正する條例」設定について 特別委員會付託

特別委員會付託

第十一號議案

昭和二十五年歳入歳出予算書

特別委員會付託

第十二號議案

昭和二十五年松戸市特別會計松戸浴場歳入歳出予算書

特別委員會付託

第十三號議案

昭和二十五年松戸市特別會計公益質屋

歳入歳出予算書 特別委員會付託

第十四號議案

昭和二十五年松戸市特別會計國民健康保險歳入歳出予算書 特別委員會付託

特別委員會付託

第十號議案

特別會計設置について

第十七號議案

「松戸市立農商高等學校授業料、考査料及入學料徴收條例を廢止する條例」設定について

可決

可決

第十九號議案

寄附受入について

第二十一號議案

「松戸市公會堂設置及使用條例」設定について

否決

三月十六日 第一回定例市會（續會五日）午前十二時三十分開會、午後三時三十分閉會

○議題

第十五號議案 歳計現金預入れについて

可決

第十六號議案

定額予算内一時借入金について

第二十五號議案

松戸市公益質屋の再開について

第二十六號議案

「松戸市公益質屋條例を改正する條例」設定について

可決

第二十七號議案

市債について

第二十八號議案

市債について

第二十九號議案

「市會議員諸給與條例の一部を改正する條例」設定について

可決

第三十號議案

「松戸市監査委員設置條例の一部を改正する條例」設定について

可決

第三十一號議案

「松戸市選舉管理委員會諸給與條例の一

部を改正する條例」設定について 可決  
第三十二號議案 「公安委員の報酬並びに費用辨償の額及びその支給方法に關する條例の一部を改正する條例」設定について 可決

第三十三號議案 「市職員旅費給與條例」設定について 可決

第三十四號議案 公安委員の選任について 可決

三月十七日 特別委員會（財政委員會）午前十一時三十分開會、午後七時閉會

○議題 議案第四、五、九、十一、十二、十三、十四號について  
三月十八日 第一回定例市會（續會六日）午前十二時開會、午後九時閉會

○議題 松戸民主商工會準備會よりの請願について 否決  
議案第四、五、九、十一、十二、十三、十四號議案について 可決

三月三十日 第二回臨時市會 會期三日、午前十二時開會、午後七時三十分閉會

○議題 第三十五號議案 昭和二十四年度松戸市歳入歳出更正 予算 可決

第三十六號議案 昭和二十四年度松戸市特別會計國民健康保險歳入歳出追加予算 可決

第三十七號議案 「松戸市吏員定數條例の一部を改正する條例」設定について 可決

第三十八號議案 「松戸市職員定數條例の一部を改正する

條例」設定について 可決  
第三十九號議案 「警察職員の定員に關する條例を改正する條例」設定について 可決

廳 中 事 項 (三月)

- 一日 配給人口調査事務打合會
- 二日 千葉縣市部連合統計研究會
- 五日 高木小學校増改築落成式
- 七日 農商高校卒業式
- 一日 農業調整委員會、市内各小中學校校長會議
- 一五日 千葉農專、東京工專、松戸高校卒業式、農商高校縣立移管式、赤十字婦人奉仕團結成式
- 一七日 民生委員常務委員會、市議會財政委員會
- 一八日 定例市議會閉會、千葉地方裁判所松戸支部甲號昇格並調停室落成式
- 二四日 三中通學道路改修工事竣工式
- 三〇日 明地區民生委員協議會
- 三一日 松戸地區民生委員協議會

任 免 及 辭 令

掃除巡視

糸 久 四 郎

事務吏員に任命する  
書記補に補する

石 井 敏

松戸市雇を命ずる

高木第二出張所勤務を命ずる

新制中學校建設對策  
本部委員會 雇

新 橋 達 雄

松戸市雇を命ずる

教學課勤務を命ずる

全

島 海 浩

松戸市雇を命ずる

教學課勤務を命ずる

北 村 寅 吉

松戸市使丁を命ずる

内 田 マ サ 子

松戸市給仕を命ずる

渡 部 敏 子

高木小學校勤務を命ずる

松戸市使丁を命ずる  
第二中學校勤務を命ずる

中 村 靜

松戸市給仕を命ずる  
第六中學校勤務を命ずる

清 見 英 子

松戸市農地委員會書記に任命する

栗 山 英 一  
(以上 三月三十一日付)

願に依り解僱する

使 丁 中 川 西 藏

願に依り解僱する

給 仕 島 村 秋 子

願に依り解僱する

給 仕 今 村 鴻 太 郎

願に依り解僱する

給 仕 小 坂 富 美 子  
(以上 三月三十一日付)

松戸市外務員を命ずる  
總務課勤務を命ずる

助 手 平 子 幸 路

第六中學校勤務を命ずる

使 丁 平 柳 伊 惠

農地委員會  
書記補

吉 田 善 三 郎

復職を命ずる

事務吏員 星 野 博 次

市職員俸給等支給規則第七條本文の規定を準用し休養を興える  
(以上 三月三十一日付)

事務吏員 星 野 博 次













# 松戸市報

発行人 千葉縣松戸市松戸1415  
松戸市役所  
電話松戸局 19-167-323  
(松戸印刷局印刷)

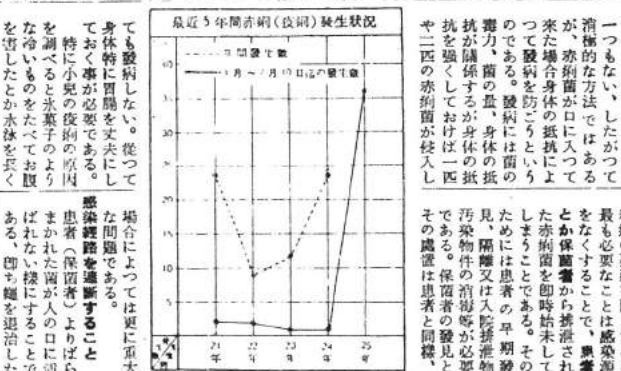
## 第四回臨時(急施)市會開會

### 市營競輪について

六月二十九日午後五時、見込が確定したので、その市營競輪場上に第四回臨時市會開會が召集された。市會開會は、市會の召集は、市會長の召集である。市會開會は、市會長の召集である。市會開會は、市會長の召集である。

## 八月は赤痢(疫痢)の最盛期

戦後著しく減少した赤痢が、昨年から再び増加の傾向を示している。本年は赤痢の発生状況で、市會開會の開催に際して、赤痢の発生状況を調査した。赤痢の発生状況を調査した。赤痢の発生状況を調査した。



赤痢の発生状況を調査した。赤痢の発生状況を調査した。赤痢の発生状況を調査した。赤痢の発生状況を調査した。赤痢の発生状況を調査した。

## 赤痢を防止しよう!



赤痢を防止しよう! 赤痢を防止しよう! 赤痢を防止しよう! 赤痢を防止しよう! 赤痢を防止しよう!

## 国民健康保険料について

国民健康保険料について。国民健康保険料について。国民健康保険料について。国民健康保険料について。国民健康保険料について。

国民健康保険料について。国民健康保険料について。国民健康保険料について。国民健康保険料について。国民健康保険料について。

## 現在の住宅状況

現在の住宅状況。現在の住宅状況。現在の住宅状況。現在の住宅状況。現在の住宅状況。

## 昭和三十五年度松戸国民健康保険料等級別月額表

等級	被保険者数	月額額
一級	一人二人三人四人五人六人七人八人	...
二級	...	...
三級	...	...
四級	...	...
五級	...	...
六級	...	...
七級	...	...
八級	...	...
九級	...	...
十級	...	...
十一級	...	...
十二級	...	...
十三級	...	...
十四級	...	...
十五級	...	...
十六級	...	...
十七級	...	...
十八級	...	...
十九級	...	...
二十級	...	...

六月の中土木工事。六月の中土木工事。六月の中土木工事。六月の中土木工事。六月の中土木工事。

昭和三十五年度松戸国民健康保険料等級別月額表。昭和三十五年度松戸国民健康保険料等級別月額表。昭和三十五年度松戸国民健康保険料等級別月額表。

## 回覧順

回覧順。回覧順。回覧順。回覧順。回覧順。



松戸市報

発行人 下成松戸市役所 電話松戸局 19-167-323

赤い羽根を 共同募金 10月1日~31日

十月一日行われる 昭和二十五年「國勢調査」について

今秋十月一日を期して、中止され二年の昭和廿二年に於いて國勢調査が実施された。...

市管第一回松戸競輪入場券並車券投票券買上成績一覽表

Table with columns: 日次, 天候, 入場券, 車券, 投票券, 買上成績. Rows for dates 9.20 to 9.26.

國勢調査ノ十月一日午前零時現在ノ國家再建は正しい統計からノ

國勢調査の調査方法は、今迄の調査に於いては、調査員が調査対象の世帯を訪問して調査を行つてきた。...

土地改良 交換分合について 農地改革に於いては、買収と交換分合の二つが主要なものである。...

生活改善運動の提唱(1) 在りては、依然として日本經濟の弱体化と相まって國民生活が苦境に陥つて居る。...

長期缺席児童生徒について 本校の児童生徒の出席状況を調査したところ、長期缺席の児童生徒が若干名認められた。...

決断理由別 小學校 中學校 理由別 決断理由別 小學校 中學校

決断理由別 小學校 中學校 理由別 決断理由別 小學校 中學校

市民の皆様に知って頂く(爲) 町民の皆様に知って頂く(爲) 町民の皆様に知って頂く(爲)















